



平成31年 第1回定例会

会 議 録

(平成31年3月1日～3月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 31 年
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 26 日間（3 月 1 日～3 月 26 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
3 月 1 日（金）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第43号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第44号－第47号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程（日程第48号） 14 表 決 15 報告（日程第49号） 16 散 会
3 月 2 日（土）	休 会			
3 月 3 日（日）	休 会			
3 月 4 日（月）	本会議		前 9：29	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
3 月 5 日（火）	本会議		前 9：29	1 開 議 2 一般質問（2名） 3 散 会
3 月 6 日（水）	休 会	委員会	前 9：29	1 総務文教委員会
3 月 7 日（木）	休 会	委員会	前 9：00	1 産業厚生委員会
3 月 8 日（金）	休 会	委員会	前 9：26	1 予算特別委員会（補正）
3 月 9 日（土）	休 会			

3月10日(日)	休会			
3月11日(月)	休会	委員会	前 9:29	1 予算特別委員会(当初)
3月12日(火)	休会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(水)	休会			
3月14日(木)	休会	委員会	前 9:28	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(金)	休会			
3月16日(土)	休会			
3月17日(日)	休会			
3月18日(月)	休会	委員会	前 9:31	1 議会運営委員会
3月19日(火)	休会			
3月20日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第3号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第4号-第27号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第28号-第33号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 散 会
3月21日(木)	休会			
3月22日(金)	休会	委員会	後 1:56	1 議会運営委員会
3月23日(土)	休会			
3月24日(日)	休会			
3月25日(月)	休会			

3月26日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会
----------	-----	--	--------	--

本 会 議 第 1 日

(平成31年3月1日)

平成31年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成31年3月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
5	2	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	3	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
7	4	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃
8	5	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
9	6	平成31年度枕崎市一般会計予算	〃
10	7	平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
11	8	平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
12	9	平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
13	10	平成31年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
14	11	平成31年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
15	12	平成31年度枕崎市水道事業会計予算	〃
16	13	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	総 文
17	14	消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の 制定について	〃

1 8	1 5	枕崎市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 9	1 6	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 0	1 7	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 1	1 8	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 2	1 9	枕崎市介護給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 3	2 0	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 4	2 1	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 5	2 2	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 6	2 3	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 7	2 4	公の施設の指定管理者の指定について	総 文
2 8	2 5	市道の廃止について	産 厚
4 2	3 9		
4 3	4 4	専決処分の承認を求めることについて	予 特
4 4	4 0	教育長の任命について	
4 5	4 1	監査委員の選任について	
4 6	4 2	人権擁護委員候補者の推薦について	
4 7	4 3	人権擁護委員候補者の推薦について	
4 8	4 5	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

49	報1	専決処分の報告について	
----	----	-------------	--

- 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	松 田 博 監査委員事務局長
山 崎 公 広 監査委員	平 塚 孝 三 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	中 山 俊 吾 総務課行政係主任
鮎 川 智 総務課行政係主事	

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成31年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番吉嶺周作議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年12月、平成31年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成30年11月及び平成31年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成31年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成30年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第43号までの40件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成最後の定例会となる枕崎市議会3月議会の開会に当たり、施政方針を述べさせていただきます。

本年4月をもって天皇陛下が御退位され、5月1日から平成の次の新しい時代が始まります。平成の時代はベルリンの壁が崩壊し、東西冷戦が終結、グローバリズムが浸透した時代でした。日本はバブル経済が崩壊し、100兆円規模の不良債権が発生するなど、失われた20年に突入、長期低迷が続き、深刻なデフレ経済に陥りました。

本市は、市制施行40周年を迎えた平成元年、空港都市宣言、21世紀へ躍進するエアロポリスマくらざきを宣言し、平成3年枕崎空港が開港しました。平成5年に枕崎お魚センターを開館、平成6年には立神中学校を開校、枕崎の将来へ向けた大きな開発計画が進められました。

しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化が急速に進んだ平成の時代、平成元年には2万9,200人余りだった本市の人口は、およそ8,000人が減少してきております。

枕崎空港は平成25年に閉港となり、エアロポリス都市への計画は、事業そのものの修正を余儀なくされました。また、急激な少子高齢化も進み生産年齢人口の減少により、近年では本市主

要産業であります水産加工業、農業の分野では外国人研修生の労働力なしには産業が持続していかない環境は皆さん御承知のとおりです。

このような厳しい状況の中、これから先は目標値を明確にした中での持続可能な開発、計画の策定が求められます。現状を正しく分析し、持続可能な目標設定、施策の推進が平成の次の新しい時代を担う我々に課せられた課題です。

私は、平成の最終年の1年前、昨年1月に枕崎市長に就任し、この1年、市政運営に奔走してまいりました。「産業競争力の向上」、「子育て支援」、「コミュニティーデザインの再構築」という3つの約束を中心に据え、まずは本市の現状の正確な把握、そしてその3つの約束を実現するための施策の実施に取りかかりました。

第6次枕崎市総合振興計画や平成31年度を最終年度とする枕崎市地方創生総合戦略の目標に沿って既に進行中の事業、メニューに包含されるものも含め、この3つの約束を果たすための施策の準備、計画、実施に向けた取り組みを行いました。

産業競争力の向上について、特定第3種漁港の枕崎港を持つ本市の特徴・強みを発揮するために漁港・漁場の整備は欠かせません。水産庁の浜の活力再生交付金を活用した枕崎水産加工業協同組合の残さい処理施設整備事業の化成工場は、本年8月供用開始予定であり、新年度は同じく浜の活力再生交付金を活用し、枕崎市漁業協同組合総合加工場におけるカツオのたたき生産工程の塩化カルシウムブライン浸漬装置整備に取り組みます。

今後も鹿児島県、水産庁、漁港漁場協会など関係団体との関係を密にして、枕崎漁港高度衛生管理基本計画に基づく漁港施設の整備・機能強化、浜のにぎわい創出に取り組みます。

農業部門では、農畜産物の生産団体との協議を重ねつつ、まず特産振興の部分で販路拡大に向けたきっかけづくりを進めます。ふるさと納税返礼事業を活用したテストマーケティングや昨年アンバサダー協定を結んだ福岡の百貨店を活用した販売など、さらにトップセールスを進めていき販路拡大を進めます。

ふるさと応援寄附については、返礼事業開始以降、年々大きな伸びを示しており、本市のまちづくり財源の確保のみならず、特産品等の販売促進等、地場産業の振興に大いに貢献しております。新年度も寄附していただく方の裾野を広げていく取り組みをさらに強化していくとともに、ふるさと納税制度のPR機能としての有用性を活用し、本市の特産品の魅力を発信していくことで、産業競争力の向上、地域の活性化につなげてまいります。

産業競争力を向上させるためには、物流網の整備も欠かせません。一昨年、全線開通された南薩縦貫道ですが、制限速度や道幅などの課題もあり、地域高規格道路としてさらなる機能強化が望まれます。新年度は、市内の経済団体とともに要望活動を強化してまいります。そのほかのインフラ整備についても、優先順位を明確にして進めてまいります。

教育・子育てこそ未来の枕崎をデザインする上で最も重要なテーマです。昨年11月に実施した市長と語る会では、子育て・教育をテーマの中心に置き市民の皆さんと議論を深めました。子育て世代の皆さんの教育に対する真剣さを感じたと同時に、本市の教育環境、特に学習面における充実した教育も確認できました。

学校再編についても多くの意見をいただきましたが、現状の4小4中の体制の強みを再認識したところです。また、人口減少、少子化に伴う部活動等の話題もありましたが、学習面の強みを生かしつつ、運動系、文化系とも課外活動の環境充実を図っていくことが喫緊の課題となっております。

教育環境については、国の交付金決定を受けて、平成30年度と新年度の両年で小中学校の空調設備の設置を進めてまいります。2020年度から導入される小学校のプログラミング教育に向けて、各小学校の教育用パソコンをタブレットに更新しICT教育の充実を図ります。また、学校給食費の負担軽減への取り組みとして、新年度から、就学援助家庭への給食費の助成割合を

80%から100%へ拡大します。

2020年10月には燃ゆる感動かごしま国体が開催され、本市ではなぎなた競技が行われます。今月3日の第60回都道府県対抗なぎなた大会ミニ競技会、5月の第60回都道府県対抗なぎなた大会など全国各地からの選手団、競技役員を迎えての大会も開催されます。いずれの大会も市民ボランティアを含め、全市体制で温かなおもてなしで選手団、競技役員、観客の皆様をお迎えします。

さきの市長と語る会のもう一つのテーマは健康づくりでした。去年は、国民健康保険の税率改定で市民の皆さんに御負担をお願いすることになりました。昨年7月に施行した枕崎市健康づくり推進条例は、市民の健康づくりに市民、行政、医療機関、事業所、地域団体等が丸丸となって取り組むものです。

ことしは、脳卒中死亡率の高い本県の中でも、さらに高い本市にとって長年の課題である高血圧対策を鹿児島大学、本市医師会などの協力をいただき実施します。昨年から開始したソーシャル・マーケティングを活用した特定健診の受診勧奨事業と合わせて市民の健康維持に注力し、医療費の軽減、市民の健康寿命延伸にさらに努めます。

昨年からの検討を重ねてきた、高齢者や障害者等を対象にしたタクシー利用に係る運賃助成制度を本年10月から開始します。当初は、高齢者、障害者等に気軽に外出していただき健康増進や外出の機会をふやすことを目指します。さらに、事業者の協力をいただきタクシーの利用状況を検証して、将来のデマンド型乗合タクシーの仕組みづくりにつなげてまいります。

健康づくり、人の動きを活性化させると同時に、情報の動きもデザインしていく必要があります。公約の一つであるコミュニティFMも情報を活性化させるツールの一つと考えます。ことしに入り庁内に検討チームを立ち上げました。

現在、進めている防災行政無線同報系デジタル化施設整備事業との共存、すみ分けを明確にして、コミュニティデザインの構築を進めます。

市民生活においては、生活環境の整備に積極的に取り組みます。新年度から下水道課と水道課を統合し、新しい水道課として市民サービスの向上に努めます。

2024年供用開始予定の南薩地区新クリーンセンターの開設に向けたごみ収集の仕組みの構築、市民の環境に対する意識の醸成、環境面での持続可能な枕崎に向けたキャンペーンを立ち上げる準備に取り組みます。

環境基本計画の策定に向けた取り組み、災害廃棄物処理計画の策定に加え、ごみ減量、資源ごみリサイクル率向上、温室効果ガス削減、生活排水対策などに積極的に取り組みます。

2015年国連で採択されたSDGsの17のグローバル目標、169のターゲットは2030年をゴールとした地球上の開発目標です。環境問題に限らず、様々な分野で持続可能な開発目標を示したものです。新年度に最終年度を迎える枕崎市地方創生総合戦略の次期計画はこのSDGsを活用して立案してまいります。SDGsの基本理念に、誰一人取り残さないという考えがあります。全ての市民を、一人として取り残さない、平成の次の新しい時代の新たな地方創生総合戦略を立案、実行してまいります。

ことしは、市制施行70周年を迎えます。9月1日の市制施行記念日の70周年記念式典を中心に「生命（いのち）」をテーマに記念事業を進めてまいります。

7月21日から9月16日までの58日間の日程で、第2回枕崎国際芸術賞展を開催します。今回も日本画家の千住博氏を初め、国際的な審査員による国内外から若手作家を掘り起こす注目度の高い展覧会となります。

恒例のさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりも開催されるこの期間中は、多くのお客様を枕崎に迎えることとなります。市民丸丸となってことしの枕崎の夏を盛り上げてまいりましょう。

市役所職員の意識改革は、私にとって継続した大きなテーマです。事あるごとに5Sの徹底と

いうことを申ししておりますが、さらにことしはスピードのSも加えて、仕事の質を高めてまいります。職員にとっての最優先事項は市民の笑顔です。単に市民の困り事を事務的に解決するのではなく、必ずその先に市民の笑顔が生まれるような、AIにもロボットにもできない、市役所職員にしかできない市民サービスに努めます。

市民の笑顔を私たちのモチベーションに、1年間しっかりと仕事をしてまいります。また私は、これから先の定例会において3カ月間の行政報告を申し述べさせていただきたいと考えておりますので、御承知おきください。議会の皆様方の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

続いて、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて、説明いたします。

まず、安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくりについて申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づき、亀沢団地の外壁・屋根及び給湯設備の改修工事を実施します。また、潟山団地の住宅建設を引き続き実施し新年度で完了します。民間木造住宅の耐震診断及び改修の費用に対する助成など安全な住環境づくり支援に取り組みます。

空き家情報登録制度、空き家バンクについては、登録する物件に残存する家財道具等の処分に係る費用を助成することにより登録を促し、空き家の有効活用を推進します。

水道事業では、安全・強靱・持続の3つを柱とする水道ビジョンに基づいて、片平山配水池の耐震化の詳細設計や別府地区の水量・水質を改善するための工事を実施します。

公共下水道事業においては、立神北町の面的整備が平成30年度で完了します。引き続き、終末処理場及び松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施します。

汚泥処理対策の取り組みとしては、現在、高額な外部処理・処分委託となっていることから、引き続き下水道技術の研究機関と枕崎終末処理場の水処理及び汚泥処理施設の最適化に向けた検討を進めます。また、2020年4月からの地方公営企業法適用に向けて、資産評価や企業会計システム構築等に引き続き取り組みます。

生活雑排水処理の対策として合併処理浄化槽への転換を推進するため、浄化槽設置補助の拡充に取り組み、水質保全の確保や公衆衛生の向上に努めます。また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

ごみ減量化対策として、枕崎エコバッグを枕崎市衛生自治団体連合会や枕崎エコサポーターに配布し、レジ袋の削減とマイバッグ利用の促進に取り組みます。また、食品ロスを軽減するため、市内飲食店や市民に3010運動を呼びかけ、定着を図ります。

老朽化した枕崎共同斎場は、火葬炉の入れかえや施設・駐車場の整備を行います。

河川改修の総合流域防災事業については、引き続き中洲川の改修工事を実施します。

県単急傾斜地崩壊対策事業については、岩崎地区の崩壊対策工事を実施します。

海岸の防災対策については、白沢津漁港の護岸整備を実施するとともに、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸における安全対策に取り組みます。

災害時の情報伝達手段の機能強化と避難誘導體制の充実を図るため、防災行政無線同報系デジタル化施設整備事業を引き続き実施し、新年度で完了します。また、戸別受信機の普及促進を図るため、その設置に対する補助制度の創設に取り組みます。

防災マップについては、災害時に市民が適切な避難行動がとれるよう危険箇所や災害時の対処方法等の情報の充実を図るなどの見直しを行い、さらなる活用と市民の防災意識の高揚に努めます。また、自主防災組織の活性化と結成促進を図るため、自主防災組織の訓練活動などに対して助成を行い、地域防災力の向上と共助の取り組みを推進します。

消防業務については、救急救命士の養成及び救急隊員の資質の向上を図るとともに、地域防災力の中核である消防団の設備並びに装備の充実・強化を進め、市民の安全と安心の確保に努めま

す。新年度は、木原地区のコミュニティー消防センターの整備にも取り組みます。

都市公園については、塩浜公園の武道館及びテニスコートの改修とともに、片平山公園トイレのバリアフリー化や遊具その他の公園施設の更新を実施します。

今後とも、都市公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全的管理を行い、施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぐとともに、維持管理費の低減を図ります。また、子供や高齢者を初め誰もが安全に、また安心して利用できるよう都市公園施設の更新に取り組みます。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童生徒を対象とした出前講座の開催や広報啓発を通じ、近年被害が多発する特殊詐欺等の消費者トラブルについて、未然防止の意識の高揚に努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

高齢者や障害者、子供などの要支援者はもとより、全ての市民が住み慣れた地域でさらに安全に、また安心して暮らせるよう市内の事業者・団体等の協力を得ながら、地域における見守り活動の拡充に努めます。

次に、快適で便利なコンパクトなまちづくりについて申し上げます。

国道225号峯尾峠の視距改良事業については、引き続き用地買収と一部改良工事を実施します。

防災・安全交付金事業、過疎債事業等により、小江平交差点の冠水対策事業として、交差点から花渡川までの区間の排水路整備を含む道路改良工事並びに中央交差点を起点とする台場通線と枕崎小学校正門前の街路4号線の歩道を含む道路改良工事や、老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を引き続き実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検を行うとともに、松之尾橋の補修工事を引き続き実施します。

擁壁・法面変状対策事業については、道路交通網の安全性、信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき、茂谷平線と若葉籠原線の法面変状対策工事を実施します。

立神通線道路改築工事については、引き続き用地買収と道路改築工事を実施します。

JR指宿枕崎線については、その運行存続等について、沿線自治体等と連携した要望活動を続けていくとともに、利用促進を図るための新たな取り組みも進めます。

次に、人と物が交流し、活力みなぎるまちづくりについて申し上げます。

本市に船籍を置く地元遠洋カツオ一本釣り漁船は、沖の漁模様が安定せず、取り巻く環境が厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備については、枕崎漁港高度衛生管理基本計画及び枕崎地区に係る特定漁港整備計画に沿って水深9メートル岸壁の新設を進めるとともに、漁港機能保全として水深4.5メートル岸壁の改修や内港及び白沢津港における水深1.5メートル泊地のしゅんせつを行います。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や増殖礁設置及び水産多面的機能発揮対策を実施します。

農業については、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。

新年度から、新たに真茅地区が多面的機能支払交付金事業に取り組みます。今後も中山間地域等支払交付金事業を含めた日本型直接支払制度により、農地の有効利用や荒廃防止、農道及び水路の保全管理体制の構築を推進するとともに、農村地域の活性化を支援します。

また、地域農業を守り、生かす取り組みとして、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。

農業生産基盤の向上のため、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良及び広域農道の保全

対策事業を引き続き実施します。また、農地防災対策として、農村地域防災減災事業の調査計画を進めます。

農作物への鳥獣被害については、深刻化・広域化してきているため、地域での取り組みの支援を行うとともに、猟友会等の関係機関と連携し一層の被害の軽減に努めます。

林業については、新年度に民間のバイオマス燃料供給会社が林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業を活用し、チップー、バーク粉碎機などの木質バイオマス利用促進施設の整備を行います。この施設整備により、未利用材の有効利用が図られることが期待されますが、市としても、引き続き林業の活性化に向けた取り組みに努めます。

本年1月から始まった収入保険制度については、農業者の所得の安定化を図ることを目的として、掛け金の一部の助成を行います。

本市の商業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少や後継者不足等により依然として厳しい状況が続いております。

商工振興対策として、商店等新規出店支援事業補助制度や商工振興資金利子補給制度、がんばる商店街支援事業補助制度など様々な施策を展開し、商工会議所や通り会連合会等と連携して、魅力ある商店街づくりに努めます。

本年2月に、枕崎市通り会連合会が参戦した第8回 Show-1 グルメグランプリでは、これまでの枕崎鯉船人めしや枕崎鯉大トロ丼に続いて枕崎昆鯉出汁愛鍋が見事優勝いたしました。今後は、枕崎市通り会連合会と連携しながら、本市の新たなグルメとして、まちのにぎわいづくりにつなげます。

雇用就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニホーム整備を行うなど、積極的に就労改善に取り組む市内企業に対し、その支援を行います。

高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりのため、公益社団法人枕崎市シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を継続して実施します。

観光振興については、火之神公園の景観整備や駅舎前広場におけるにぎわい創出に継続して取り組むとともに、市内周遊観光手段として導入した電動アシスト自転車を活用し、枕崎駅を起点とする火之神公園までの市内周遊ルートのPRに努めます。

あわせて、枕崎お魚センターでのカツオのわら焼きタタキづくりやかつおぶし削りなどの体験型観光を一層推進するとともに、地場産業・観光PR動画等を効果的に活用し、本市の魅力発信に努めながら、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

外国人観光客への対応についても、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会で取り組む香港を中心としたアジア圏域からの誘客戦略に基づいて、受入態勢等の充実を図ることにより、さらなる誘客促進を目指します。

また今回、新たに地域おこし協力隊を導入し、地域資源を効果的に発信するとともに、観光施策の企画・実施、観光客のおもてなしを拡充するなど、観光振興の取り組みを強化します。

本市への移住及び交流の促進については、本市での生活を疑似体験できる移住体験ツアーを地域おこし協力隊と連携して企画するほか、市外から定住の意思を持って本市に移住する方が行う住宅の建設・購入・リフォームなど住宅の確保に係る支援策を創設します。

これらの取り組みを含め、市のホームページや大都市圏で開催される移住・交流フェア等におけるPRなど、さらなる情報発信に努め、本市への移住・交流の促進を図ります。

次に、健康ですべての人々にやさしいまちづくりについて申し上げます。

本市は、脳卒中の死亡率や国民健康保険の医療費が高く、その要因と考えられる生活習慣病対策が重要な課題となっています。そのような健康課題の改善と、さらには健康寿命の延伸に向けて、市全体で健康づくりの取り組みを推進するため、昨年の6月議会において枕崎市健康づくり

推進条例を制定しました。

条例に基づく具体的な取り組みとして、新年度において、鹿児島大学で心臓血管・高血圧内科学が専門の大石教授や本市医師会と共同で、「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを計画しました。

このプロジェクトの目的を達成するために、まずは多くの市民の皆さんに日常的に血圧を測定していただくことが重要であることから、その環境づくりに向けて、市内の公共施設等に血圧計の設置を進めます。血圧測定を通して、市民の健康意識の向上を図るとともに、今後、このプロジェクトでさまざまな取り組みを進めることにより、健康なまちづくりを目指します。

風疹に対する抗体保有率の低い年齢層の男性の発症を予防するため、新年度から3年間、定期接種として風疹予防接種事業等を実施します。

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成30年度中に自殺対策計画を策定する予定ですが、新年度から本計画の実行を通して、誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のいい枕崎市の実現を目指し、全市的な取り組みとして自殺対策を推進します。

市立病院については、医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスの提供に引き続き努めます。4月からは新たに鹿児島大学病院血液・膠原病内科から医師の派遣を受け、週1回の外来診療を開始します。

また、安心して子供を生み育てられる環境づくりとしての病児保育事業の施設運営を引き続き実施します。

国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営を図るため、平成30年度からの制度改革に伴い、新しい財政運営の仕組みがスタートしました。国民健康保険事業の財政健全化に向けては、健康づくりの取り組みが、今後ますます重要になってきます。

新年度からスタートする高血圧ゼロの街枕崎プロジェクトや、従来の糖尿病重症化予防事業を初め、さまざまな生活習慣病対策に努めます。

安心して子供を生み育てられる環境づくりに向けて、定期接種事業としての風疹予防対策とあわせて妊娠を希望する女性や、その同居者などで風疹に対する抗体が不十分な方を対象に、任意接種事業として風疹予防接種への一部助成を実施します。

平成30年度に実施した未就学児を対象とするニーズ調査及び小中学生を対象とした子供の生活実態調査の結果を踏まえ、2020年度を初年度とする第2次枕崎市子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進め、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めます。

なお、生活困窮世帯に属する子供等に対する具体的な支援策として、新年度から生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業を実施します。

また、本年10月からの消費税の引上げに伴い実施が予定されている幼児教育の無償化や低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するためのプレミアム付き商品券事業等については、国の動向を見定めながら市民への周知と的確な対応に努めます。

障害者福祉においては、障害者計画、第5期障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを楽しめるまちづくりに向け、啓発活動等の取り組みをさらに推進します。

高齢者福祉においては、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業やてげあげ広場事業のさらなる普及促進のほか、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などの各種事業を引き続き実施するとともに、在宅での医療・介護の支援や地域で支える仕組みづくりについて研究を進め、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりにさらに努めます。

また、新年度から若年末期がん患者の在宅での療養支援事業にも取り組みます。

次に、豊かな人間性と文化を育むまちづくりについて申し上げます。

教育委員会では、児童生徒の教育の重点として、3つの教育を推進します。1つ目は、教えること、育むことにメリハリをつけた教育、2つ目は、学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携した協育、3つ目は、故郷を学び、故郷に学ぶ郷育です。

学校教育については、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上や豊かな心を育む教育の充実に努めます。その一環として、小中連携教育を推進し、研究指定を受けている学校が、学び、心、体、家庭・地域の4つのつなぎを重点化した研究の成果を公開発表します。

また、小学校英語教育を充実させるため、新たに小学校英語補助員を配置し、英語によるコミュニケーション能力を育みます。

さらに、市校長研修会や市教頭研修会を充実させるとともに、教科部会や授業力ブラッシュアップセミナーを開催し、先進校視察の成果発表や教育講演会を通して、教職員の資質向上を図ります。

学校施設については、空調設備を整備するとともに、老朽化の進む施設・設備の補修等を年次の・計画的に実施します。

また、2020年度からの小学校における新学習指導要領の実施に向けて、小学校教育用パソコンをタブレットに更新し、今後の学習活動において積極的なICTの活用を図ります。

学校給食センターでは、安心・安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、地産地消の拡大と食育の推進を図ります。

学校給食費の負担軽減への取り組みについては、就学の援助及び支援の必要な就学援助家庭及び特別支援教育就学援助家庭に対し、給食費に係る助成割合を引き上げ、負担軽減を図ります。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

また、青少年の育成については、家庭教育への支援や青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実を図るとともに、市制70周年を記念して友好都市である稚内市との青少年交流事業を開始します。さらに、これまで地域が学校を支援してきた学校応援団をもとに、地域学校協働活動への移行を目指して、地域と学校の連帯感を高めることに努めます。

本市における生涯学習の拠点施設である市民会館については、平成30年度に実施した設計に基づき耐震化工事を行います。

2020年に開催される第75回国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体については、国体のリハーサル大会である第60回都道府県対抗なぎなた大会が本年5月に本市で開催されます。全国47都道府県から選手・監督や関係者が参加しての大会となることから、市民一体となって、枕崎市らしさを生かした大会となるよう、市実行委員会及び鹿児島県なぎなた連盟と連携をとりながら準備を進めます。

そして、国体開催となぎなた競技が、さらに市民に普及するよう引き続き、周知・啓発活動にも取り組みます。

また、国体開催を契機として関連施設等の整備を進めるとともに、市民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを生かした地域づくりを推進します。

市制施行70周年を記念するイベントとして、この夏、南浜館において第2回枕崎国際芸術賞展を開催します。審査員に、第1回展と同じく日本画家で、昨年の秋に長年の功績により日米特別功労賞を受賞するなどニューヨークを拠点に精力的に活動されている千住博氏を筆頭に、東京芸術大学理事・副学長の保科豊巳氏、台北芸術大学教授の曲徳益氏を招聘し、レベルの高い国際色豊かな公募展として開催します。展覧会の会期中は、海外からの出品者や来訪者の増加が見込まれますが、アートミュージアム拠点推進事業など関連事業を実施することで、国際交流の促進

による多様な文化の交流と振興を図ります。

市立図書館については、市民に寄り添い地域に役立つ図書館づくりに努めるとともに、図書館内部の改修工事の設計を実施します。

次に、着実な歩みを進める連携と協働のまちづくりについて申し上げます。

行財政改革については、これまでの考え方や取り組みを踏襲し、平成30年度中に策定する新たな計画に基づき、引き続き推進します。

組織機構改革では、下水道事業と水道事業の組織を統合し、窓口サービスや経営効率の向上、危機管理体制の強化を図るとともに、下水道事業の地方公営企業法適用に向けて取り組みます。

また、税務課の管理収納業務に係る組織を改編し、市税等の滞納処分の強化を行うことで、税の公平負担の確保を図ります。

広域行政については、近隣の自治体との連携を強化し、事務の共同処理等による効果的・効率的な展開を目指すほか、南薩地域全体の発展の核となる道路網の整備促進についても連携した取り組みを進めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会を初め市民の皆様にも、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係12件、条例11件、公の施設の指定管理者の指定について1件、市道の廃止について15件、人事案件4件、専決処分の承認を求めることについて1件及び報告事項1件の計45件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く40件について説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,360万円を追加し、予算総額を121億7,440万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、県単急傾斜地崩壊対策事業ほか2事業の追加及び浜の活力再生施設整備事業ほか3事業の変更によるものです。

債務負担行為の補正は、防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託及び防災行政無線デジタル化整備工事の変更によるものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか9事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、施設型給付費、市立病院負担金、浜の活力再生施設整備事業、公共下水道事業特別会計繰出金などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,629万5,000円を追加し、予算総額を38億3,348万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、繰出金及び広域化等支援基金償還金の財源としての基金積立金の増額であります。

以上の財源として、県支出金、繰入金及び繰越金の増並びに諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万5,000円を減額し、予算総額を27億8,585万9,000円に

しようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金及び介護予防サービス計画給付費の減額並びに高額介護サービス費及び介護給付費準備基金積立金の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金の増及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第4号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ578万円を追加し、予算総額を8億6,715万2,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成31年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、公営企業会計適用業務委託料及び枕崎終末処理場改築更新の変更に伴うものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、公営企業会計適用費の委託料の減、処理施設管理費の汚泥処理及び汚泥運搬業務委託料の増、補助管渠工事完了に伴う下水道整備費の工事請負費の減であります。

以上の財源として、繰越金及び繰入金の増並びに国庫支出金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入においては、入院収益の減等に伴い、医業収益を550万3,000円減額し、負担金の増に伴い、医業外収益を4,116万8,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い、附帯事業収益を9万1,000円追加し、収益的支出においては、給与費及び経費の減に伴い、医業費用を4,389万円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金等の増に伴い、収入を878万1,000円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を1,529万8,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する3,476万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第6号平成31年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と、持続可能な財政運営の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見きわめて限られた財源を効果的、効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取り組みを着実に進めるとともに、地方創生総合戦略に係る施策、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は117億9,200万円となり、実質的な前年度の当初予算額である肉づけ後の6月補正後予算額に対し4.6%の増となっています。

なお、一般会計予算の説明において申し上げます対前年度比につきましては、実質的な前年度の当初予算額である肉づけ後の6月補正後予算額に対する比率ということで、御理解をお願いします。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費や公債費が減となったものの、扶助費が施設型給付費の増などに伴い、増となったことから、対前年度比0.8%増の60億9,626万8,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、単独事業費で防災行政無線整備事業などの増はあるものの、補助事業費が浜の活力再生施設整備事業の影響で大幅減となったことなどから、対前年

度比10.5%減の14億3,003万2,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比17.6%増の42億6,570万円となっていますが、これは、ふるさと応援寄附金が増となった影響で積立金などが増となったことに加え、南薩地区衛生管理組合の枕崎共同斎場大規模改修事業の影響で補助費等が、公共下水道事業の影響で繰出金が、それぞれ増となったことによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比1.5%増の21億5,901万3,000円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比2.7%増の33億7,000万円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、対前年度比52.0%増の8億4,638万9,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、ふるさと応援基金などからの繰り入れで、対前年度比11.5%増の5億4,430万円を計上しています。

市債は、防災行政無線整備事業や南薩地区衛生管理組合の枕崎共同斎場大規模改修事業などの影響により、対前年度比20.5%増の13億0,560万8,000円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

このほか、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第7号平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は35億8,298万5,000円で、前年度当初予算に対し2.9%の減となります。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第8号平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は3億2,918万7,000円で、前年度当初予算に対し1.0%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は26億9,004万8,000円で、前年度当初予算に対し2.1%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成31年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は9億2,715万1,000円で、前年度当初予算に対し13.7%の増となります。

主な事業としては、終末処理場及び松之尾ポンプ場の改築更新事業、終末処理場・松之尾污水中継ポンプ場のストックマネジメント基本計画策定などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成31年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,934人、外来で1万4,421人、1日平均患者数を入院で49人、外来で57人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を5億9,966万6,000円、支出額を7億3,169万8,000円とし、差し引き1億3,203万2,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を890万円、支出額を5,547万円とし、収入額が支出額に対

し不足する4,657万円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第12号平成31年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,400戸、年間総給水量を274万立方メートル、1日平均給水量を7,507立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業、連絡管新設事業、片平山配水池更新事業に伴う実施設計業務委託等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億4,900万円、支出額を4億2,446万2,000円とし、税抜き後で966万8,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を4,780万7,000円、支出額を2億9,509万5,000円とし、差し引き2億4,728万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第13号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限の設定等の措置を講じるため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第14号消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定につきましては、消費税法等の一部改正等に伴い、使用料関係条例について使用料等の額を改定するほか、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第15号枕崎市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の地域福祉のさらなる充実を図るため、枕崎市地域福祉基金の活用範囲を広げようとするものです。

次の議案第16号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第17号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得税法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第18号枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第19号枕崎市介護給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の介護給付費準備基金について、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みに活用できるよう所要の改正をしようとするものです。

次の議案第20号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県に準じ、道路占用料の額の改定等を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第21号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路占用料の額の改定に伴い、これに準じ、公園の占用に係る使用料の額を改定するほか、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第22号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率の引き下げを行うほか、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第23号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法施行令及

び水道法施行規則の一部改正に伴い、これに準じ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第24号公の施設の指定管理者の指定につきましては、枕崎ヘリポートの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第25号から議案第39号までの市道の廃止につきましては、既存の15路線を廃止することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第44号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成30年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げますとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 たくさんの議案が提案をされましたけれども、私は本会議です、どうしても質疑をしないとイケないというそういった議案についてのみ質疑をさせていただきます。

まず、補正予算の関係、議案第1号、関連しまして議案第2号並びに議案第4号の補正予算の関係から質疑をいたしますが、今回、一般会計から国保会計、あるいは下水道会計という特別会計にですね、多額の繰出金が出されているわけでありまして。

一般会計の明細からいきますと、国保会計に9,161万2,000円、下水道会計のほうには1,159万6,000円、繰出金が出されておりますが、その内容について、少し疑問を持ちますのでお尋ねをいたします。

まず、国保の関係、これは一般会計から先ほど言った9,161万2,000円繰り出すわけですが、国保会計のほうでは、その大半といたしまししょうか、6,400万円を準備基金積立金として、これを平成28年度、2年前のときに多額の国保会計が赤字を出しました。おおよそ2億6,000万円ぐらいの赤字だったと思います。そのうち8,000万円を県の広域化等支援基金貸付金、これを借り入れをしたわけですね。

県への償還が本年度、30年度から始まって8,000万のうち1,600万は、既に本年度当初予算で償還済みであります。残り6,400万円を今回、国保会計のほうに積み立てるというそういったことになっていると思います。

しかしながらですね、2年前のちょうど3月議会、29年3月議会で、この8,000万円の返済償還財源は、前期高齢者交付金の精算追加交付金を充当するとそういう説明だったんですね。

ここへきてなぜ、この一般会計からこういう形で返済をするのか、その事情、理由について説明をお願いします。

それから、下水道関係、これも今回、汚泥処理のために1,159万6,000円、一般会計が出すわけでありまして。これは、昨年9月議会にも汚泥処理のために、一般会計からおおよそ2,500万ぐらい、ただそのときは下水道会計のほうも2,500万ぐらい、約2分の1と2分の1を合わせて5,000万円以上の汚泥処理を経費として済ませたわけですが、今回は一般会計のみが、この汚泥処理に繰り出す。これはどういった事情になっているのかですね、年度内に1度ならず2度もです

よ、こういった一般会計から出すということをどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

それから、当初予算の関係では、新規事業はいろいろ資料もいただきながら審査をいたしますが、1点だけ農地費の関係でですね、これは予算のあらましのほうに塔切地区450万というのが出されております。

この予算は、昨年の9月議会に出された塔切地区の構造物撤去、この予算と関係があるのかどうか。関係があるのであれば、昨年の9月議会と何が違うのか。

以上、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 まず、1点目の平成30年度国民健康保険の最終補正予算におきまして、その他一般会計繰入金として9,151万9,000円計上しておりますが、その内容について御説明いたします。

この説明の前にですね、新制度に移行いたしました今年度の国保特別会計の財政状況の推移について御説明をいたします。

まず、当初予算におきましては、財源不足分といたしまして歳入欠陥補填収入9,686万5,000円を計上いたしました。

その後、6月議会におきまして、事業費納付金の算定に基づく、本来保険税で集めるべき額と現行税率との差額の約半分の解消と県運営方針に沿った3方式への移行を主な内容とする税率改定を実施した結果、歳入欠陥補填収入は5,460万2,000円に縮減されました。

そして、今議会に提案した最終補正予算案につきましては、財源不足分としてその他一般会計繰入金9,151万9,000円を計上したところでございます。

今回の補正予算案の主な内容につきましては、歳出では28年度に借り入れた県広域化等支援基金貸付金8,000万円の償還財源について、今年度の償還分は、当初予算で公債費に1,600万円を計上いたしました。が、次年度以降の償還財源について予算措置をしておりませんでしたので、今回の補正において、平成31年度から34年度までの償還財源6,400万円を確保するため、その額を基金に積み立てるものでございます。

また、歳入では諸収入の歳入欠陥補填収入について、補正前5,460万2,000円であったものを例年同様、最終補正において解消して、その他の県支出金、繰入金、繰越金について、本年度実績見込み等に基づく調整を行った結果、財源不足としてその他一般会計繰入金9,151万9,000円を計上したところでございます。

議員がおっしゃるように、平成28年度に県から借り入れた8,000万円の償還財源につきましては、前期高齢者交付金の精算追加交付分を充てるということで、28年度の議会においても御説明をしたところでございます。

その当時には、8,000万円の追加交付を見込んだところでありますが、実際に今年度の実績に基づく精算追加交付額（104ページに訂正発言あり）というのは、5,713万6,000円と県のほうから示されておりました。2,286万4,000円減少したところでございます。

この減少した理由につきましては、私どもといたしましては、全国の前期高齢者の加入率が増加したことなどによるものというふうに考えているところでございます。（「いや、答弁にならないですよ」と言う者あり）

○中原田修二下水道課長 下水道会計においてもですね、一般会計繰入金1,159万6,000円を計上して繰り入れてもらっていますけども、9月補正の計上見込み量よりですね、汚泥量が大分ふえてきているという状況でですね、不足が生じたということでございます。それによる一般会計繰り入れということになります。

○前田祝成市長 農地関係の件ですけれども、塔切地区の450万円に関しましては、9月議会に提案させていただいたものと関係がございまして、金額の違いにつきましては、設計見直しによる金額の違いになっております。

○13番立石幸徳議員 質疑回数に制限がありますのでね、的確な答弁をお願いしたいわけですが、まず国保の関係、2年前の3月議会の会議録、私ここに持ってきているんですけどもね、そのときも質疑をさせていただきました。

つまり、一般会計から1億8,000万円は法定外繰り入れで出す。残り8,000万円については、明確に前期高齢者交付金の概算と実績の確定の精算追加交付金を充当する。それは、少なくとも1億2,000万円は、追加交付がなされるであろうという課長の説明なんですよ。

私は、その8,000万円は保証ができるのかとそこまで聞いております。しかし、最低でも8,000万円はいくのではないかと見込んでおります。今の説明では制度改正があったわけですけどね、5,700万が追加交付金、つまり残りについては、もう一般会計から法定外繰り入れちゅう形になってるわけですよ。で、こういった事業の進め方、この辺についてはですね、また委員会等もありますので、掘り下げていろいろお尋ねをいたします。それから、下水道会計についてもですね、9月議会でも汚泥処理といった性格のものは、本来、下水道会計自体で賄わなければならないと、そういう認識が財政課長からも示されているんですよ。

そういう中でですね、一般会計と特別会計の見境もなく、いろいろそういったものやっていくというこの財政規律、この辺についても私はまた、この下水道会計についても委員会で掘り下げたいと思いますので、答弁は保留いたします。

そこで、この塔切地区の関係なんです。昨年9月議会以降、10月24日、国道事務所から枕崎市長宛てに警告書が出されまして、これは議会の議員の皆さんにも全て資料が配付されました。

その中で、その塔切地区が不法占用になってると、コンクリート階段。不法占用という言葉で警告がなされているんですね。まず、不法占用という実態を執行部は、いつ確認されたんですか。

それから、この不法というのは、今度の議案にも出ておりますけれども道路占用、つまり本市も道路をいろいろな電柱とか、もろもろの占用をされる方には占用料をいただいているんですね。

枕崎市が住民、あるいは関係者から占用料をいただきながらですよ、本市自体は国道で不法占用をしている、そういう状況でしょう。あつてはならないことですよ。

本市は、警告書に限らず、国道事務所から不法占用なるものを連絡を受けてですね、その後どのような対応をしたんですか。それから不法なるものは、これは道路法の関係だと思うんですが道路法第32条、これに抵触したら罰則はどうなってるのか。以上3点、お尋ねをいたします。

○前田祝成市長 不法占用、国道事務所からの指導の分についてはですね、昨年1月に指導を口頭で受けていると。そして今回、警告書をいただいたという流れです。

それに対しまして、どういう対処をしてくれているかということに関しましては、9月議会に構造物の撤去を提案させていただいたということになりますが、そこについてはですね、まず第一の目的といたしましては、裁判における結果を受けて、その解決策として最良の選択が構造物の撤去ではないかということをおの判断で提案させていただきました。

それが撤去されることによって、結果として、国道の占用というのも解消されるという認識の中で作業をしております。（「答弁がなされていませんよ、あと2点。道路法第32条の罰則は、どうなっているんですか」と言う者あり）

○川崎満農政課長 道路法第32条の罰則については、この場ではちょっと把握してないところでございます。

○13番立石幸徳議員 委員会のときにでもですね、その辺の罰則についての確認、あるいはどういう罰則が科せられるのか、報告をいただきたいと思うんですが、つまり昨年の9月議会ではですね、議会審査の中で、ただの一言、現状が法律違反になっているという当局説明もない、そういう審査がなされたんですよ。

私自身は、まだ審査を深めようということで、いろいろ考えておりましたけれども、私自身の表現では強行採決で修正案が出されて聞くとまもない、そういう状況でした。ですから、今聞

いても罰則すら確認もしてない。まず、イの一番に現状がどうなってるというのも、当局説明がなきゃならんのじゃなかったんですか。

890万を450万と、設計見直しという市長の今の説明でしたけど、どこをどういうふうに見直しているのか、違ってきているのか。これを最後に説明をいただきたいと思います。

○前田祝成市長 設計見直しの詳細については、委員会の中で報告したいとは思いますが、大きな部分では、構造物と接しているL型擁壁部分の撤去をせずに、今回、構造物のみを撤去する設計を立てております。

○新屋敷幸隆議長 次に、城森議員。

○4番城森史明議員 私は、施政方針について3点質問したいと思います。

まず、市長が市政運営に奔走してまいりました産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築という3つの約束ということですが、これは私が考えますと、手段ではないかと思えます。この3つの約束の先に、どのような枕崎を目標としていくのか、まずお伺いいたします。

次に、国連で採択されたSDGsの17のグローバル目標というのがありまして、これを新年度に最終年度を迎える枕崎市地方創生総合戦略の次期計画は、このSDGsを活用して立案することです。

そして、基本理念に誰一人取り残さないということがありますが、この点については、具体的にどういうことなのか、2点目を質問いたします。

3点目は、行財政改革については、これまでの考え方や取り組みを踏襲しとありますが、私は、この現状の枕崎の行財政においては、非常に県下19市の中でも悪いほうに部類する。それがこれまでの考え方や取り組みを踏襲して、その改善がなされるんですか。その3点について質問いたします。

○前田祝成市長 3つの私の公約の先にある目標ということですがけれども、これは以前から申し上げておりますけれども、日本一幸せな2万人のまちをつくるということで、一人一人の幸せ度を上げていくというのが私の目標でございます。

SDGsについては、環境に限らず、差別であるとかですね、いろんな社会の完成形というところを2030年の目標というのを国連が2015年に掲げております。

その17のゴールについて、枕崎市の総合戦略の中で掲げることをしっかりと一つずつひもづけ、関連させていきたいと思いますということで考えております。非常にですね、素晴らしい目標というのが掲げられております。実は……、ちょっと長くなりますが、済みません。

先般もYEG、商工会議所青年部の講演会で、この話を少しさせていただきました。

非常に彼らも反応がよくてですね、そのSDGsというのは今、日本で認知率的にいうとまだ20%ぐらいしかないんですけれども、ただこれは2015年からもう既に掲げられている話であってですね、これから日本国内でも、どんどん必要とされる目標値になってくるのであろうというふうに考えております。

ちなみに、きょうの南日本新聞のほうでも大崎町がいち早くですね、庁内で研修をしているという話もありました。我々もですね、来年度予算の中で研修費用も上げておりますので、しっかりと全職員一丸となって、このSDGsを学んで、そのSDGsを総合戦略の中に組み込んでいこうというふうに考えております。

それと、行革についてですけれども、引き続き踏襲するという部分については、今の第3次計画を踏襲しながら、当然、そこには新しい課題が出てくると思います。そこにつきましてはですね、しっかりと新しい課題として掲げて、そして行革を推進していくということでやっていこうというふうに思っています。

施政方針の中でも述べましたけれども、職員の意識改革というのは、私の大きなテーマでござ

いますので、そのあたりを踏まえてですね、しっかりと行政改革の指針を掲げていきたい、そのように思っております。

○4番城森史明議員 まず、その日本一幸せなまちであります、それは誰でも分かるんですよ、皆、市民が幸せになるということが一番幸せなんです、やはりその、この中で一番、そのためには何が必要かっていうことが、何を優先するのかっていうのが非常に大事で、例えば私一番思うのは、この産業競争力の向上ということと子育て支援、このことですね、その若い人の雇用につなげる、これが一番大事なのではないかと、そういうことによって、枕崎は発展するんじゃないかと思いますが、その点についてはどう目標とされるのかということですね。

2番目のそのSDGsの件ですが、非常に世界的な国連の指針ということで、非常にそれはすばらしいと思います。

ただ、その誰一人取り残さない、これが具体的にどういうことなのか、私はやっぱりこういう次の地方創生総合戦略においてはですね、やはりその枕崎の持続的な発展というのが大きな目標じゃないかと思うんですよ。

要は、消滅都市にならない、持続的な発展をどう考えていくのか。そういう面と誰一人という、この目標がどうつながるのかについてどう考えているのか、次に質問します。

次に、行財政改革ですが、本当にですね、お金がないから事業ができない。それは、もう枕崎の市民サービスの中に非常に他市にないものが、他市がやることがやれていないというのが非常に多いんですよ。経常収支比率も、もう95から近辺を右往左往してるということですよ。

だから、その目標自体が、例えば90%、80%台の目標をすべきではないのか。それに基づいて目標を立てて改善すべき。そうすることによって、市民サービスを得られるような財源が出てくるんじゃないかと思うんですが、やはりそういう危機感を持ってですね、そして職員の人件費比率も歳出の中では県下最高値を占めているわけですよ。

ですから、もっと危機感を持ってこの辺をスピーディーに、やはり5Sの中で今度スピーディーというのを掲げておりますが、そういう危機感とスピーディーということで、取り組みについてどう考えておられるのか、その辺をお願いします。

○前田祝成市長 若い人の雇用につきましては、総合戦略の中でもですね、しっかりと目標値を掲げてやっております。そこにつきましても今の地方創生総合戦略の次の、当然、ことし1年検証しないとイケませんので、しっかりと1年間検証した上で、ことし1年じゃないですね、来年度ですね、しっかりと検証します。

そして来年度、それ以降の再来年度からの5年計画を立てるわけですから、そこについては実際の実績をしっかりと把握しながらですね、そして現状を把握しながら、若い人の雇用ということについては真剣に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

それとSDGsに関しての誰一人取り残さないというのはですね、本当に国連が掲げているSDGsという目標のメインテーマです。誰一人取り残さない、要するに世界中の人口の誰一人も取り残さないという目標で、考え方で、理念でやっていくんだというのは、それは枕崎も一緒です。

枕崎も誰一人取り残さない理念の中で施策をやっていかないとイケない。そこは共通する部分だと思っております。だからこそ、このSDGsというのをしっかりと学びながら、それと我々の施策というのが、どうひもづけられるのかっていうのをしっかりとやっていく、そのように考えております。

まさに、議員のおっしゃられるように、持続的発展というのがなければですね、よろしくないわけで、それもやはり総合戦略の中でですね、一応、前回の計画の中では平成37年度2万人という人口目標を立ててますが、そこも来年度のところでしっかりと検証しながら、次の目標はどう

すべきか、そしてそれが持続可能な枕崎市のまちづくりにつながっていくのかっていうことをしっかりですね、考えてやっていきたいというふうに思います。

3番目の行財政改革について、おっしゃられるとおり、財政が厳しい、お金がないっていう言葉は使いたくないです。財政が厳しいというところはしっかりとやっていきたい。認識した中でやっていかなければいけないというふうに考えております。

5Sというのも非常にですね、行動ですね、人の行動を変える部分なんですけど、結果として、コスト削減につながったり効率化につながったりするっていうふうに私は認識しております。

ですから、そこを徹底することによって、そういう数値目標も達成されてくるんだろうというふうに思います。ただ数値が、今の財政数値が本当にいいのかどうかっていうのもしっかり検証しますし、目標値もしっかり検証しながらやっていきたいというふうに思っています。

そして、何よりも議員からございました危機感というところについてはですね、これはやはりトップである私が危機感を持たないと職員のみんなには危機感は伝わらないです。

ですから、そこはしっかりと私が、私自身が危機感を持ってですね、職員に対してその意識を伝えていくといいますか、私が行動で示していくことで職員の行動が変わってくるということを思いながらですね、しっかりとやっていきたい、そのように思っています。

○新屋敷幸隆議長 次に、清水議員。

○7番清水和弘議員 私は、前市長まではですね、このコンテナヤード建設整備には重点を置いて、施政方針は掲げられてきたと思うんです。また、担当課長もそれについて、いろんなアクションを起こしたと思います。

今回なぜ、このコンテナヤード整備に対する施政方針が外されたのか。それとですね、2点目は、この稚内市との交流について青少年との交流は掲げていますが、この経済的交流についてはどのような考えを持つとるのか、お尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 コンテナヤードの整備促進につきましては、これまでも漁港整備法上好ましくないということで、水産物を取り扱うコンテナ取扱施設として検討を進めていくということで、以前から申し上げているところでございます。

その施設整備につきましては、関係者と協議を行い、ある程度進められてきておりましたので、新年度に当たっては、そういった具体的な事業をお願いしておりませんので、今回の施政方針については省いたところでございます。

○東中川徹企画調整課長 稚内市との交流の関係であります。今回、青少年交流事業ということで行いますが、民間の方の経済的交流ということでは新年度ですね、こういった団体の交流があるかというのは、まだ私のほうでは把握はしておりませんが、民間の方々の取り組みというのは、これまでもやっておりますし、ただ31年度予算については、市が予算措置をしていないということでございます。民間の経済交流ということでは、今ここではお答えできないところです。

○7番清水和弘議員 今、水産商工課長の答弁なんですけど、私は、この枕崎は特定第3種漁港ですね、農水省の管轄なんですよ。それでコンテナヤードになれば、国交省マターになると思うんですよ。

最初からなぜ、こういうのはできると、私は無駄な努力だったんじゃないかと思つとるんですよ。いろんな経費も使ったと思います。なぜ、できもしないようなことにですね、精神あるいは労働力を傾注したのか。本当に私はもったいない時間的損失だったと思っています。

それと、この稚内との交流についてなんですけど、今、民間は私も一緒に交えて参加させていただきましたが、民間の経済交流はやろうとしてるわけなんですよ。

なぜ、そこに当局は混ざってですね、経済交流を発展しようとししないのか。今後も、この民間との広域の交流をする考えはないのか、お尋ねします。

○東中川徹企画調整課長 当局がしようとししないのかというお尋ねであります。民間の方々、

一昨年ですが、お互いの市民交流団がそれぞれの市を訪れて交流したというのは、市が予算措置をいたしまして、中心になった形でやっておりますが、民間の方々の経済団体の皆様の交流というのは、そこはそこで進められていると。そこで市のほうでですね、後ろから支援しなければいけないとか、そういうことがありましたら、それは当然やっていかなければならないというふうに思っております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私も先ほどありました、このSDGsについてお尋ねしたいんですけど、地方創生戦略を日本全国津々浦々まで取り組んできた。そして今回、また改定の時期に来たということで、本市もまた立案、実行するということですが、最初、地方創生という言葉が出されたときに最初の担当大臣であった石破さんにも教えを請いたんですが、そのときにまず指摘されたのは、若い人の考えを取り入れなさいと。

ですから、今まで考えてきた概念で考えたって、これはもう日本全国どこも同じような状況で、少子高齢化という言葉がそれから出てきて人口減少問題、そして消滅という言葉が出てきたわけですが、本市もたがわずそういう状況になっております。

それで、本市の地方創生の内容を見ても、日本全国どこの自治体でも取り組んでいるような目新しいものはない。実際、今ここで新しく計画できる時期に来ておりますので、市長も交代して1年たちました。そしてまた、考えも今までとは多少、この庁舎内でも変わってきてると思いますが、そういった、先ほど出ましたように、本当に枕崎市が持続していくには何が必要か。そして今、中学生、高校生がどのような考えを持って枕崎を見てるのか。そこら辺を今までと違った観点から見て、地方創生を計画してもらいたいと思います。

それで今、市長も言いましたように、青年会議所等の話も出されましたけど、やはりそうした若い人の考えをただ聞き流すのではなくて、本当に枕崎の考えはお金がかかっても時間がかかっても私は取り組むべきだと思うんですね。

いずれは、その方たちが枕崎を担っていくわけですから、ほかから移住、何だかんだいって、やはり枕崎で生まれ育って、大事だと思う心が一番大事だと思うんですね。

だから今度、副市長も以前から地方創生については経験済みだと思うんですが、やはりそういった考えを持って計画してもらいたい。これでSDGsの考えの17項目とあらわされてるとなっておりますけど、実際、この中にも17項目の中に本市が実際、実施してきたこと。また、この中で一番いいのが海の恵みを守ろうという、こういう項目もありますが、やはり枕崎が関係する項目も相当含まれております。

それをいかに進化して、枕崎市の地方創生として計画し、そして一番の問題である人口減少、高齢者対策をいかに進めるかじゃないかなと私は思ってるんですけど……（「議長、質疑ですよ、質疑」と言う者あり）市長のそういう今こういう警告するのに対しての本当の目的は、今現在、お持ちであれば、そこを伺いたいです。

○前田祝成市長 今、SDGsの説明もいただきましたけれども、まさにおっしゃられるように若い方を活用するとかですね、若い人たちがどのように思っているかということを地方創生総合戦略の中に組み込んでいくとか、まさにおっしゃられるとおりでと思います。

そこについてはですね、しっかりと庁内でも協議しながら、そして外の意見も聞きながら、聞き流すことなくしっかりと受けとめて、計画設計をしていきたいとそのように思っております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第44号から第47号までの4件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第40号から議案第43号までの4件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号教育長の任命について申し上げます。

教育長丸山屋敏は、平成31年3月3日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第41号監査委員の選任につきましては、監査委員山崎公広氏の平成31年3月31日をもっての退職を承認したので、その後任として水流敏幸氏を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第42号及び議案第43号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員竈原修氏及び久保愛子氏は、2019年6月30日をもって任期が満了となりますが、竈原修氏については、引き続き同氏を、また久保愛子氏については、その後任として茅野寿満子氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第44号教育長の任命について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成13票、反対0票。
以上のおり、全員賛成であります。
よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第45号監査委員の選任について、投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、

4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第46号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第47号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第43号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第48号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第48号は、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第49号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○**新屋敷幸隆議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時46分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成31年3月4日)

平成31年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成31年3月4日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員（34ページ～43ページ）
		立 石 幸 徳 議員（43ページ～52ページ）
		禰 占 通 男 議員（52ページ～62ページ）
		城 森 史 明 議員（62ページ～72ページ）
		俵積田 義 信 議員（72ページ～81ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時29分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番立石幸徳議員、3番禰占通男議員、4番城森史明議員、5番依積田義信議員、6番清水和弘議員、7番永野慶一郎議員の順に行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

まず初めに、児童虐待について。

最近、児童への虐待が深刻さを増してきているようです。

昨年3月に起きた東京都目黒区で、親から虐待をされた5歳の女の子が、許してくださいとノートに書き残して衰弱死した事件後、ことし1月24日には、千葉県野田市で小学校4年生の女の子が虐待死するという痛ましい事件が起きました。

少女は、必死の思いでSOSを発していたにもかかわらず、その命を救うことはできませんでした。このように繰り返し起こる子供の虐待死、どうすれば防ぐことができるのでしょうか。

児童虐待防止法が制定されて20年近く経過する中、政府や自治体など、対策はとられつつあるものの、依然、多くの子供が虐待被害に遭い小さな命が奪われている現実は余りにも深刻です。

本市として、このような深刻な現実をどのように受けとめているのか、まず市長の見解をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本年1月24日に千葉県野田市で発生した、両親からの虐待による小学4年生の少女の死亡事件、去る2月18日に発覚した、いちき串木野市における母親の4歳女兒に対する暴行傷害事件など、今や全国各地で児童虐待事件が連日のように報道されており、私としても極めて深刻かつ憂慮すべき状況にあると受けとめております。

児童虐待は、絶対にあってはならないことです。親がしつけと称して子供に暴力を振るう、育児を放棄するネグレクト、子供の前で親のDVを見せる心理的虐待など児童虐待はさまざまなケースがあると承知しております。

本市では、来年度の市制施行70周年事業のメインテーマを生命（いのち）として事業を進めてまいります。人の命の大切さを全市民で共有できるよう事業を通じて訴えてまいります。

また、施政方針で述べたSDGsの基本理念である誰一人取り残さないという理念にも生命は通じるものです。そのゴール16、「平和と公正をすべての人に」の中の2番目に、「子供に対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する」というターゲットがあります。世界的にも子供を虐待から救うための要求があります。

本市は福祉課、教育委員会を中心に、そのようなリスクのある家庭がないか、しっかりと目を配り対応してまいります。

○12番豊留榮子議員 市長の前向きな姿勢には本当に感謝いたします。それをぜひ実現して、本市でこのような事故がないように努めていただきたいと思いますと思うところです。

次の質問ですけれども、児童に対する体罰で、先ほど市長も言われましたが、しつけのためとか子供のためとか言えば、体罰が認められるかのような一面がありますけれども、この体罰は子供にとって害でしかないということを、声を大にして広げていかなければならないと思うところです。

この児童相談所なんですけど、本市にはなくて鹿児島市の県庁まで行かなければならないということなんですけれども、本市においては、この児童虐待に関する相談の窓口がどこになるのか、お尋

ねいたします。

○山口英雄福祉課長 児童虐待防止法第6条におきまして、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、市町村もしくは都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないというふうにされております。したがって、児童虐待に関する相談につきましては、児童相談所または市町村の福祉事務所が窓口となるところでございます。

なお、児童相談所全国共通ダイヤル「189」に電話をしていただきますと、近くの児童相談所につながりますので、このダイヤルを利用した電話相談も可能でございます。

また、学校、児童福祉施設、病院その他の業務上、児童福祉に関係のある団体及びその職員や民生委員についても、児童虐待の早期発見に関し努力義務が課せられておりますので、そちらのほうへ相談することも可能ということでございます。

○12番豊留榮子議員 福祉課ということなんですけれども、この「189」、いち・はや・くという意味だそうなんですけれども、これを市民の方がですね、こういう児童虐待を目にしたとか、声にしたとか、本人であるとか、こういう方たちが即座に相談に行こうと思うときに、市民の方に徹底されてはないと思うんですね。ですから、その周知方法ですよ、県庁まで行かなくても福祉課で対応してるんですよっていうことを公に、多くの市民の方がわかるような、その周知方法っていうのは何かされているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 現在、本市のほうではその児童虐待、児童の権利擁護とかそういったものに関しましては、広報紙等を通じて市民の方には周知をしているところではございますけれども、今、質問者が言われたとおり、その周知方法で十分周知が徹底しているのかということにつきましては、まだ十分でない部分もあるかと思っておりますので、今後どういった周知方法が効果的なのか研究させていただきたいというふうに思います。

○12番豊留榮子議員 この連絡場所っていうのはとても大事なことだと思うんですね。ですから、これ一目見て市役所の中に入るときに、案内板がありますけれども、ぱっとわかる、建物としてあそこねって、わかるようなそういう周知の方法とか、なかなか文書で発行しても、広報紙も皆さんほんと隅々まで読んでくださってるのかなって、気になる点もあるんですね。ですから、何か新しい発想で、周知方法を徹底させていただきたいと思うところです。

次の質問ですが、平成29年度の全国の児童相談所での虐待の対応数は約13万4,000件と過去最多だったということですが、児童虐待防止法が制定された平成12年度の約1万8,000件から7倍以上に激増しているということですか。

本市における児童虐待に関する相談件数は何件になるのか。また、その対応はどのようにされてきたのでしょうか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 本市における児童虐待に関する対応件数ということでございますけれども、平成29年度で申し上げますと、9件の児童虐待相談を取り扱っております。

その対応といたしましては、児童虐待防止に向けて継続してその家庭、親等に指導を実施したものが1件、母子生活支援施設その他関係機関にあっせんしたものが3件、市を初め関係機関、関係者で見守りを継続したものが5件というふうになっております。

○12番豊留榮子議員 福祉課の職員だけで、これは対応したということですか。

○山口英雄福祉課長 児童虐待に関する相談が市の福祉事務所のほうに来た場合には、まず福祉のほうで正確な情報収集、関係機関とかですね、地域の民生委員とか学校のほうとか、さまざまところに集まっていただいて情報収集をいたします。

その結果、例えば早急に保護が必要な部分でございましたら、児童相談所のほうに一時保護を要請するとか、あるいは緊急性はまだなくて、若干の保護者のほうに直接指導をすべきものにつきましては、市の福祉事務所、あるいは学校で保護者面談とか、そういったものを通じて指導をします。

ただ、児童虐待の場合につきましては、関係機関が拙速に保護者のほうに接触をいたしますと、逆に児童虐待を加速させるというケースもございますので、そういった場合については、地域の民生委員とか福祉事務所、それから学校の関係者とかが、日常生活を見守って変化がないかというのを観察しながら、変化があったときにはお互いに情報を共有して、また個別の支援会議とかを開いて対応策を協議するというふうになっております。

○12番豊留榮子議員 先ほど、29年度は9件の相談があったということなんですけれども、それ以外に市が確認をしている虐待を受けて死に至ったというケースはなかったんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 私どもで把握した児童虐待案件のうち、今おっしゃいました死に至ったということはございません。

○12番豊留榮子議員 次の質問ですけれども、この児童虐待防止法が制定された当初と比較してですね、本市における児童虐待相談件数なんですけど、これはどうなっているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 本市における児童虐待に対する対応件数ですけれども、質問者は児童虐待防止法が制定された当初との比較ということでの御質問ですが、文書の保存年限の関係とか、そういったもので正確な記録がそこまでは残っておりませんので、確認できた範囲で申し上げますと、平成19年度の対応件数は4件となっておりますが、29年度は先ほど申しましたとおり、9件となっております。一概に増加傾向というわけではなくて、年度間でばらつきがあります。

ただ、全国的に増加している状況からいたしますと、児童虐待に関する世間の認知も進んでいるということもありまして、若干増加しているのかなというふうには感じているところでございます。

○12番豊留榮子議員 これは先ほども少しお話しいただいたんですけれども、この児童虐待に関してですね、この関連機関との連携がどのようになっているのかということ、もう一度詳しく教えてください。

○山口英雄福祉課長 まだ児童虐待に関してはですね、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づきまして、枕崎市要保護児童対策地域協議会という組織を設置しております。

この協議会は、保護者のない児童または児童虐待を初め保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の早期発見とその適切な保護について、関係機関、団体等が連携して取り組みを推進するというを目的としておりまして、児童相談所などの児童福祉機関、医師会などの保健医療機関、教育委員会などの教育機関及び警察・司法機関で構成されておりまして、少なくとも年1回代表者会議を開催して、情報の共有及び必要な対策等について協議を行っているほか、これの関係機関、団体等の間で日常的に必要な情報交換等も行っているところでございます。

また、具体的に児童虐待が疑われる案件につきまして、市に情報が入った場合には、必要に応じて、これらの関係機関の実務者及び民生委員、家庭相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そういった方たちも入っていただきまして、個別支援会議というのを開催いたしまして、情報の共有、児童保護の方向性、そして各関係機関及び関係者がとるべき対応策について具体的な協議を行っているというこ

とでございます。

○12番豊留榮子議員 この関係機関との連携という点ではですね、今言われましたように、児童相談所、そして福祉課、教育委員会、学校、さらにこれは地域も含めて情報を伝え、つなぐことを確実にする必要があるかと思うところです。

子供の安全と命を守るために、各機関が情報を共有して、早期発見、早期対応が本当に切実となっております。小さな命を守るためにも今後、市はどのように具体的に取り組んでいくのか見解をお示してください。

○山口英雄福祉課長 児童虐待の未然防止、あるいは児童虐待の早期発見、早期対応のためには、どんなささいな変化でもいち早く気づき、必要な情報を共有しながら、関係機関、団体等が連携

して対応していくことが非常に重要となります。

したがって、庁内の関係課はもちろん、庁外の関係者や関係機関、団体等との連携をさらに密にしながら、児童虐待の未然防止、早期対応に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、児童虐待に関する相談対応件数が全国的に年々増加する中、国は児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を昨年7月に決定しておりまして、その中で、児童虐待防止対策体制総合強化プランといたしまして、都道府県に対しては児童福祉司、児童心理司等の増員による児童相談所の体制強化等を、また市町村に対しましては、子ども家庭総合支援拠点の設置促進による体制強化等を打ち出しているところでございます。

この子ども家庭総合支援拠点といいますのは、全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象といたしまして、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う拠点として位置づけられておりまして、現在、健康センターで実施しております子育て世代包括支援センターの機能に加えまして、福祉課が担っております要保護児童対策の調整機関の機能をも一体的に担うことが要請されておりますけれども、本市の場合、施設面の問題とか、専門職の確保とか、そういった難しい問題が数多くありますので、今後、将来的な視点に立って、この総合支援拠点の整備に向けた検討も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 関係機関の仕事としては、本当に子供の保護や家族のケアを含めた関係など専門的な技術や豊富な経験が欠かせません。

その一方で、家族との不和や個人のプライバシーに踏み込むことも避けられないなどから、困難とストレスを抱えた職員も少なからずいることでしょう。

虐待を防ぐためにも、相談者に真摯に向き合うためにも、担当職員の増員も必要ではないかと思うところです。

これは大都会の話ではありますが、先ほど福祉課長も言われましたけれども、子供の関連相互拠点を今、健康センターを中心にやっているということでしたけれども、これはしんぶん赤旗に載っていたんですが、子ども親も安心できる場所をとということで、東京都港区南青山に児童相談所・港区子ども家庭総合支援センターを設立するという記事がありましたので、ちょっと抜粋してお知らせしたいと思います。

港区子ども家庭総合支援センターは、多様な文化や人との出会い、交流の場であると同時に子供と家庭の状況に応じた相談支援を行う総合的支援拠点です。開設は2021年4月の予定で、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の総合施設です。子ども・子育て支援やひとり親支援、児童虐待への対応、DV問題の相談支援など、子供と家庭の問題に丁重に対応することを目指しています。

そして、この港区の担当課長はまず体制づくりが重要だということで、1に妊娠期から子供の自立まで、2つ、虐待などの問題発生から解決し家庭復帰するまで、3つ、地域の子ども支援機関同士のネットワークのこの3つの切れ目ない体制をつくっていくことが重要だとして、痛ましい虐待事件等が示した問題を教訓として、亡くなった方のためにも専門性の高い組織をつくっていききたいと、このように語っていらっしゃいます。

そこですら、今、健康センターを中心にやられているということなんですが、本市においても、このような別個の施設、健康センターにはいろいろなあれが今集中してますよね。このような施設があったらどんなに子育てしやすくなることだろうかと、子供の支援だけではなく、親の子育ても支援できる身近な施設や仕組みづくりが今、本当に必要とされているときではないでしょうか。

本市には児童相談所はありませんが、その役割を果たしている福祉課がそのような支援センターになったらみんなが喜ぶと思います。

例えば、この市役所の周辺の空き家か空き店舗を活用してですね、本市独自の子ども家庭総合支援センターのようなものがないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 先ほども答弁を申し上げましたけれども、今、健康センターのほうで子育て世代包括支援センターということで、主に保健面を中心に包括的に支援をしているということですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、この子ども家庭総合支援拠点にはそのほかに児童虐待の調整、関係機関との調整機関とかですね、さまざまな機能を含んで、一体的に運営することが国のほうから求められているところでございます。

今、議員が紹介された総合支援拠点の設置の例がございましたけれども、今、申されたとおり、子育て世代を虐待も含めて総合的に支援するためには、さまざまな専門職員が必要となります。

そのようなことから、本市の場合には、すぐにできるという状況ではありませんけれども、今後、児童虐待とかも含めて子育て世代を総合的に支援できるような組織、地域のネットワークも含めて、そういった組織の構築に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、子供たちのために、市長にも一言、将来に向かってどう思うか一言お願いします。

○前田祝成市長 本当にですね、将来、枕崎の将来を支える子供たちが健全に成長してくれるというのが一番大切なこと、将来の地域をつくっていく上で非常に大事なことだというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、来年度、市制施行70周年の記念事業については、本当に生命というものをテーマに、事業を進めていこうということで全庁的に話をしております。そういう中で、親御さんも含めて全市民が一つの生命を大切にすることを共有できるような、そういう1年にしたいというふうに思っています。

それをきっかけにして、子供たちの健全育成、そして児童虐待の根絶というところをしっかりと取り組んでいきたい、そのように思っております。

○12番豊留榮子議員 次の質問に移りたいと思います。国民健康保険税についてですが、この高過ぎる国保税に住民は本当に苦しんでいます。

国保税の引き下げこそが必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

○田中義文健康課長 本市の国民健康保険財政の現状について申し上げますと、新制度に移行した平成30年度当初予算において、財源不足として歳入欠陥補填収入9,686万5,000円を計上いたしました。

その後の6月議会において、事業費納付金の算定に基づく本来、保険税で集めるべき額と現行税率との差額の約半分の解消と、県運営方針に沿った3方式への移行を主な内容とする税率改定を実施した結果、歳入欠陥補填収入は5,460万2,000円に縮減されました。

そして、今議会に提案した最終補正予算案においては、県広域化等支援基金償還金の平成31年度以降の償還財源を確保するため、基金を積み立てることなどにより財源不足分として、その他一般会計繰入金9,151万9,000円を計上してあります。

また、平成31年度当初予算の状況につきましては、事業費納付金全体で平成30年度と比較して、7,389万9,000円増加したことなどから、財源不足分として歳入欠陥補填収入に1億2,046万1,000円を計上しております。

このように新制度に移行し、税率改定を実施した後も国保財政は非常に厳しい状況が続いております。これまで財源不足分の補填につきましては、一般会計からの法定外繰り入れで措置しておりますが、従来から申し上げているように、一般会計予算は、本来、環境、福祉、教育、まちづくりなど市政全般に使うためのお金であります。

一般会計からの法定外繰り入れがふえるということは、他の行政サービスに支障を来す恐れがあります。そのようなことから、一般会計からの法定外繰り入れは本来実施すべきではなく、

国からも計画的に解消するよう求められております。

本市の厳しい国保財政や一般会計からの法定外繰り入れを計画的に解消するという考え方から、国保税の引き下げについては、現状では極めて困難であると考えているところです。

○12番豊留榮子議員 厳しいということですね。みずから健康管理に努めることはもちろんなんですけれども、この持病を抱えてる方がですね、毎日飲む薬を1日置きに飲んでいる。または、通院を控えていると病院から電話が来るなど、医療費の節約に努める方々もいらっしゃいます。なぜそこまでと思いますが、国保税は高い、それに医療費の負担がかさむと生活ができなくなるという現状を訴える方もおられます。

そこで、現在の滞納者数と短期保険証の交付数ですね、さらに差し押さえ件数の実態をお聞かせください。

○田中義文健康課長 私のほうからは、平成29年度末における短期保険証の交付実績について申し上げます。平成29年度末における短期保険証の交付実績は、126世帯となっているところです。

○神園信二税務課長 私のほうからは、平成29年度末におけます滞納者数、それから滞納額につきまして御報告申し上げます。滞納者数につきましては335人、滞納額につきましては5,954万3,098円という状況でございます。

○12番豊留榮子議員 この保険証は命の綱です。社会保障である国民皆保険を守り、市民の命と健康を守るために、市の果たす役割は大きいかと思います。

高い国保税が払えずに、短期保険証であったりすると、ぐあいが悪くても病院に行くのをためらう人もいるのではないのでしょうか。そういう心配もあります。

税の収納率を引き上げるために、短期保険証を発行するのではなく、保険証はそのまま利用できるように、保険税を納める相談に乗るということはできないのでしょうか、お尋ねします。

○神園信二税務課長 短期保険証の発行の基準というところがございまして、それぞれ滞納をされていらっしゃる方々と定期的に面談をして納付を促していくと。その方々の生活状況をお聞きしながら、納付が可能な分納計画を立てていって、しっかりとそれを守っていただくと。そうしないと滞納というのは解消してまいりませんので、そのようなところで短期証の基準等を持ちまして、税務課のほうでは、その生活状況を踏まえながら御相談に乗っている。また、こちらのほうからも御相談を申し上げるというふうな形でございます。

○12番豊留榮子議員 その滞納されてる方には十分な対応をされていることとは思うんです。担当課としても本当に大変な仕事だなと思います。

ですが、その何ていいますかね、本市独自でその保険税を滞納されている方が短期保険証を持っていくと、それを持っていくのが嫌だという方もいらっしゃると思うんですよね。

だからその保険証を発行せずに、滞納されてる方とのやりとりで、それはそれで保険証はそのまま使っていていいですよということで、滞納を回復していくという、そういうあれができないかと思うんですけれども、難しいのでしょうか。

○神園信二税務課長 短期保険証の発行につきましては、国民健康保険法第9条第10項に、市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができるという規定がございまして。この規定を受けまして、国の通知等に基づきまして、2015年にこの基準を改定いたしております。

国保の加入者が医療を受けられないということがないように取り扱いをなささいという通知が国のほうから出されたときに、この短期証の基準をつくり直して、しっかりと滞納者の方とその生活状況を踏まえながら相談をして、短期証をお渡ししていくという形でございますので、その辺のところは、法に基づく規定、それから国からの通知等に基づいた取り扱いであるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

当然、担当いたします税務課としましても滞納されていらっしゃる世帯、滞納していらっしゃる方々が生活に困らないように、医療を受けられないということがないように十分気をつけながら対応させていただいておりますので、その分につきましては、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○12番豊留榮子議員 国の制度だからということなのですが、そこをもう一度、独自で何かできないかということを考えていただきたいと思うところです。

次の質問ですけれども、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険税が高くなる要因の一つに、均等割があります。本市は県が主体となる広域化により、今までの4方式から3方式に移行しましたが、均等割が家族数の多い世帯や子育て世帯を苦しめています。

この均等割を廃止すべきではないでしょうか、お尋ねします。

○田中義文健康課長 国民健康保険税は地方税法の規定等に基づき、各市町村が事業費納付金等の支払いに充てるため、国保加入世帯に対して賦課徴収する制度です。

子育て支援対策として、子供に対する均等割を廃止する場合、基盤安定制度において、法定部分は財源措置がありますが、市町村独自の軽減措置に対する財源措置はないため、均等割廃止による減額相当分が財源不足となると考えられます。

少子化対策として、子育て支援は大変重要であると考えております。そのため、さきの6月議会での税率改定の実施に当たり、子育て世代の負担増に十分に配慮し、税率を設定したところでございます。

しかしながら、質問にあるように国民健康保険税の算定において、子供に係る均等割を廃止することについては、独自軽減措置に伴う財源不足分は一般会計からの法定外繰り入れにより措置することになると考えられます。

先ほどの答弁で申し上げたように、本市の厳しい国保財政や一般会計からの法定外繰り入れを計画的に解消するという考え方から、子供に対する均等割の廃止については、現状では極めて困難であると考えております。

子供に対する均等割の軽減措置について、全国市長会から国に対して要望しており、本市としても、国の制度設計において対応すべき課題であると考えていることから、今後とも市長会等を通じて国に要望を続けていきたいと考えているところです。

○12番豊留榮子議員 子育て世帯においては、本当に子供の数が多いほど国保税が上がる、この均等割は子育て支援に逆行しているという怒りの声上がるのも、これは当然かと思えます。

中小企業等で働く人たちが加入している協会けんぽにはない均等割は、これは廃止すべきです。

岩手県宮古市が子供の均等割を免除する2019年度予算案を発表しました。対象はゼロ歳児から高校3年生の18歳まで、501世帯、836人ということです。

この間、全国の自治体に広がっている同趣旨の減免制度は、第3子から全額免除ですとか、子供について3割減免などが主で、所得制限を設ける自治体もあるということでしたが、この宮古市の制度は、全ての子供の均等割を全額免除するということで、この財源は、一般会計からの繰り入れで、ふるさと納税の中から、市長のお任せ分を充てるということです。自治体独自で始めようという動きが今、活発になってきています。

次の質問ですけれども、国保の加入者の多くが会社勤めを引退された高齢者の方や自営業者、農業者、そして無職、非正規雇用などの方で占められているところです。

住民の健康と暮らしを守る上で、自治体独自の負担軽減の取り組みが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中義文健康課長 先ほど申し上げましたように、本市独自の国民健康保険税に対する負担軽減措置を実施することにつきましては、本市国保の厳しい財政状況や法定外繰り入れを計画的に解消していくという考え方から、極めて困難であると考えているところです。

○12番豊留榮子議員 先ほども御答弁ありましたが、全国知事会初め全国市長会や全国町村会が国保税を協会けんぽの保険税並みに引き下げるために、国が1兆円の負担をするよう政府に要望しているということです。これは高過ぎる国保税を引き下げて、国保の構造的な問題を解決するには、今、この公費を投入するしかありません。これはぜひ本市からも声を上げて、発信して行ってほしいと思うところです。

次の質問に移ります。通学路の安全確保についてです。子供を危険から守り安全を確保するために、通学路全ての側溝にふたの取り付けを行い、通学路の点検、安全確認が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 通学路の点検、安全確認、それから学校での指導について答弁をいたします。

校区の地域から学校までの通学路については、学校で定められておきまして、児童生徒に対して定められた通学路を登下校するよう指導しております。

通学路の安全点検、安全確認については、平成26年度に設置された教育委員会保健体育課、学校、PTA代表、国道事務所、南薩地域振興局土木建築課、市建設課、市総務課、枕崎警察署交通課で組織する枕崎市通学路安全推進会議において、各学校が定期的に行っている通学路点検の結果を集約し、関係機関出席のもと、危険の状況の確認や対策等について検討をしております。

学校においては、現地調査や安全指導を行っており、道路管理者や警察においては、施設の改善を進めています。枕崎市通学路安全推進会議の取り組みについては、市のホームページでも紹介をしているところです。

また、学校では交通安全教室や災害、不審者対策を想定した避難訓練、学級活動等での危険予知、危険回避に関する学習など年間を通した安全指導を継続しているとともに、交通事故防止、水難事故防止、倒壊物や落下物、防犯等の観点から危険箇所、要注意箇所等の情報を集約して、毎年、安全マップを作成し、児童生徒や保護者、地域にも注意を呼びかけているところです。

○松崎信二建設課長 通学路の側溝のふたの取り付けにつきましては、子供の安全を確保するため、通学路危険箇所点検における抽出箇所や通学路安全推進会議で、各学校や保護者から寄せられた対策箇所を重点的に、側溝の幅や深さに応じて危険度が高いと思われる箇所を優先し、年次的に整備しております。

なお、今後も先ほど教育委員会から答弁のありました通学路安全推進会議の取り組みを継続的に実施し、関係者間で対策箇所の経過や実施状況を把握し共有することにより、通学路の安全性の向上に努めてまいります。

○12番豊留榮子議員 年次的な点検をされているということなのですが、学校側から出されている子供の通学路ってというのがあると思うんですね。でも、子供ってというのは元気ですからね、ちょっと寄り道して横道にそれたりとか、側溝のふたのないところに行ったりとかするんですね。そういうのを見た近所の方たちが、ここに側溝のふたをしてほしいとか、そういう要望があるんだと思うんですね。そういう通学路からちょっと外れたところの点検なんかはされているのでしょうか。

例えば、その側溝のふただけに限らずに、草が生い茂ってる細い道ですとか、川沿いのあれは何ていうんでしょうね、生い茂ってるって子供たちが通ったら隠れてしまう、周囲から見えなくなってしまうような場所っていうのもあるのかなと思うんです。子供の安全について、そういう点検などはされているのでしょうか。

○松崎信二建設課長 学校の周りの通学路だけではなくて、そういう危険性があるところはこちらのほうでも調査しまして、そして優先順位をつけてできるだけ改善できるようにしております。

この新年度予算におきましても、昨年度当初より増額して、維持修繕工事費を計上しております。

すので、またもう一回、校区ごとの小学校の周り、中学校の周りとかを再点検して、優先順位をつけまして整備したいと思っております。

○12番豊留榮子議員 よろしく御検討ください。

次の質問ですが、市営墓地についてなんですけれども、今、市営墓地にあいている区画が目立つんですが、これはどのような理由なのか、また今後どのような状況になっていくのかをお聞きします。

○加藤省三市民生活課参事 市営墓地につきましては3カ所あります。各墓地の使用状況につきましては、平成30年3月31日現在で、犬牟田墓地が2,496区画のうち許可済みが2,061区画、パーセントにいたしまして82.6%、空き区画が435区画、パーセントにいたしまして17.4%、川路墓地が1,255区画のうち許可済みが1,012区画、パーセントにいたしまして80.6%、空き区画が243区画、パーセントにいたしまして19.4%、立神墓地が559区画のうち許可済みが275区画、パーセントにいたしまして49.2%、空き区画が284区画、パーセントにいたしまして50.8%となっております。全体では4,310区画のうち、許可済みが3,348区画、77.7%となっております。

また、許可を受けても墓を建てていない未建立区画の状況でございますけれども、犬牟田墓地が148区画、川路墓地が77区画、立神墓地が42区画となっております。あいている区画が目立ってきております。

理由といたしましては、民間の納骨堂、お寺等ですね、そこへの移設や親族が市外に居住しておりまして、お墓の管理ができないため、墓じまいされる方がふえてきていることが原因と分析しております。

今後につきましても、民間の納骨堂建設や墓じまいされる方がふえるのではないかと推察され、空き区画がふえるのではないかと考えております。

○12番豊留榮子議員 事情はよくわかりました。市外からですね、移住して来る人たちにとって、安住の地となるような納骨堂をつくってほしいという声があります。これを市はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 市外から移住して来る人などから市営の納骨堂を建設してほしいという声があるとのことでございますが、現在のところ、市で納骨堂を経営する考えはありません。

納骨堂の建設を計画するには、現在建立している墓地の集約が必要となります。墓石につきましては、個人が建立した個人の財産で、その移設費用の負担も多額になることが考えられます。

市内には納骨堂として許可を受けた施設が3カ所ありますが、今後も民間で建設する計画や現在の納骨堂の拡張など計画があるかもしれませんので、今後の動向や市民の声を伺いながら、今後研究してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 なかなか墓地をね、個人で移しかえようというのはお金も要ることです。個人の負担も多くなるかと思うんですけれども、どこか1カ所、市のあいてる墓地の1カ所を活用して、もう少しお金のかからない方法で、何か長い何十年も先ということではなく、すぐにでもできるようなそういうあれはないでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 市営墓地の空き区画の現状につきましては、先ほども言いましたけれども、状況といたしましては、ちょっと言い方は悪いですが、虫食い状態といいますか、ぽつぽつとあいているのでございまして、それを今、議員がおっしゃるようになにか1カ所というふうな話もありますけれども、先ほども言いましたように移設費用とかいろいろ今後も考えられますので、すぐにどうこうということは言えませんけれども、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 人間として最後の……墓地になりますからね、これは市として、そういう市営の納骨堂があったりすれば、そういうことも他市から他県から人を呼ぶかなめにもなるんじゃないかなと思うんですね。市長、どのように考えられます。

○前田祝成市長 市営墓地の状況は参事から説明があったとおりです。そして納骨堂に関しましても今、民間の納骨堂が3カ所あるということで、今後もですね、その民間の動きがどうなのか、そして枕崎市の現状がどうなのか、そこを十分考えた上で研究してまいりたいと思います。

現時点で枕崎市として納骨堂を建設する、あるいは費用のかかる墓の集約っていうことに、すぐに取りかかるというのは、状況としては今のところは厳しいのかなっていう状況があります。

そして、今ありましたその移住の方々に対して、そういう納骨堂があるということが動機づけになるのではということですが、そのあたりもですね、移住のために納骨堂を市としてすぐ準備するということはなかなか難しいと思います。

ただ、現状、枕崎の墓地の状況あるいは納骨堂の状況等がどうあるかというところはしっかり情報を発信していくとかはですね、そのあたりは必要かなというふうに考えています。

○12番豊留榮子議員 私の質問はこれで終わります、ありがとうございました。

○新屋敷幸隆議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

最初に、地方自治体の財政運営上、留意しなければならない重要な地方財政対策について、本市財政当局の見解をお尋ねいたします。

平成31年度の地方財政対策における地方サイドの課題としては、1つに一般財源総額の確保、その中でも地方交付税総額の確保、また臨時財政対策債の発行を縮小、抑制すること、そして幼児教育無償化など新たな政策に係る財源を確保すること、さらに頻発する豪雨・地震災害に対する防災・減災対策の強化・充実などが挙げられておりました。

歳入面における対策として、一般財源総額は前年度比0.6兆円増となる62.7兆円を確保、地方交付税も地方税が増収基調の中で前年を0.2兆円上回る16.2兆円を確保して、平成24年度以来ずっと減額となっておりました地方交付税が7年ぶりに増額に転じております。また、臨時財政対策債においても、前年度から0.7兆円減額し3.3兆円を計上しております。

こうして地方財政の健全化に向け、一歩改善されたところであります。既に平成31年度の国家予算も30年度内に成立することが決定しましたが、新年度の地方財政対策を本市はどのように受けとめているのか、まずもってお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 先月公表されました平成31年度地方団体の歳入歳出総額の見込額、いわゆる地方財政計画では、その策定方針において、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととする。

また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針で示された新経済・財政再生計画を踏まえ、交付団体を初め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとしております。

この方針を踏まえ、地方財政計画の通常収支の規模としては89兆5,930億円となり、一般財源

総額は62兆7,072億円で、対前年度比1.0%の増となっているところでございます。

細かい内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司財政課長 ただいま市長が申しあげましたように、新年度の一般財源の総額としては、30年度を上回る額が確保されております。

また、経済の持続的な拡大等によりまして、国税、地方税が増加することで、地方交付税財源の充実と地方交付税所要額の縮減によって地方全体としては、依然として大幅な財源不足は残っているものの、平成20年度以来、久々に折半対象財源不足額が解消しております。

地方財政計画の歳入内訳の中で、具体的に一般財源部分の増減を申し上げますと、地方税が景気の動向や地方税制改正等を踏まえ、1.9%の増を見込んでおり、その伸びを背景に地方交付税と臨時財政対策債の合算額は19兆4,377億円と、前年度より2.8%減少しております。

そして、地方の財政健全化を図るために、それらの内訳では地方交付税を1.1%増と確保し、借金である臨時財政対策債を18.3%減としております。

地方譲与税は、都道府県に譲与される地方法人特別譲与税が大きく増加しているほか、森林環境譲与税200億円が創設されております。

地方特例交付金では、これまでの住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する個人住民税減収補填特例交付金のほか、環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、新たに計上する自動車税減収補填特例交付金226億円と軽自動車税減収補填特例交付金23億円、平成31年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分を全額措置するため、創設する子ども・子育て支援臨時交付金2,349億円が追加されております。

○13番立石幸徳議員 地財計画にしましても、地方財政対策にしましてもですね、いろいろな文書が発行されておりますので、それを読めばもうわかるとおりなんですけれども、もう少し市長自身のですね、この今回の地財対策をどう評価しているのか伺いたかったんですけれども、もう時間も過ぎておりますので先に進みますけれども、地方交付税に限って申しますとですね、先ほども申しあげましたように、ずっと今まで7年ぐらい下がってきてたんですね。これが今回上がるという一つの流れが、非常に変化が見られてきているわけです。

ちなみに、平成23年度が国全体で18.8兆円、19兆円近くあったものですね、昨年まで16兆円ぐらいに下がってきたわけですね。そして今回初めて、久方ぶりに上がると。この変化は極めて大事なことだと思うんです。そして、これを受けて本市の地方交付税も対前年比、6月補正後の交付税と比較して、31年度は9,000万円増額して計上しております。

総務省のほうの説明では、地方財政の中期的な目安として、先ほど財政課長が申されたように、2018年の地財計画の一般財源の水準を下回らない、このことが閣議決定されておりますのでね、今後、おおよそ3年間は安定的な財政運営、計画的かつ予見可能性の高い財政運営ができる。このことは、非常に地方にとって大事なことだと思うんです。したがって、財政の厳しい本市は、今こそですね、こういう時期こそ将来を見通して、財政運営をすべきであろうと考えます。

そこで、財政課長もちょっと触れました、新年度財政対策で新たに創設された部分でですね、車の関係とかありましたけれども、市町村の関係では、従前も私が質問しましたが、森林環境譲与税、これが創設されているんですけれども、今回、本市の新年度予算には計上されておられません。これはどのようになっているのか、この点は具体的にお尋ねをいたします。

○川崎満農政課長 森林環境譲与税につきましては、300万円ほどの歳入を見込んでおりますが、今のところ充てるべき歳出予算が流動的で、まだ確定していないことから当初予算では計上していないところであります。

これは、歳出予算で補助事業の一般財源分、いわゆる補助裏を充てたいと、ある事業で考えているんですが、その予算の配当状況いかんで歳出予算の内容が流動的なため、確定しないために計上していないところでございます。

○13番立石幸徳議員 せっかくですね、国がそういう新しい地方への交付をされるものが出てくるのにですよ、歳出予算が確定しないという非常にわかりにくい表現をしておりますけど、事業そのものが、まだでき上がっていないんじゃないですか。だから私はですね、こういう予算はできるだけ早く計画し、そして予算も計上し、執行をしていくことが地域経済、あるいはその地域活性化につながるわけですよ。市長の施政方針の中にですね、5 Sプラス、ことしはスピードなんだと、実に市長の施政方針に反する出来事ですよ。早急に対応をしていただきたいと思います。

次に進みます。消費税の関係。10月から消費税率引き上げがなされるであろうと。先般、財務大臣がリーマンショックみたいなことが起きれば、この消費税率の再考もしなければならぬけれども、現時点では予定どおりといいたいでしょうか、税率改定は粛々となされて、いろんな対応がなされるであろうとコメントしております。

それを前提にですね、国の予算も、あるいは全国自治体の予算も既に消費税率改定を折り込んで編成がなされておりますので、本市財政への影響を予測しておかなければならないと思います。

まず、一番関係する地方消費税の交付金、新年度予算を見ますと390万円ほど増加になっているんですけども、この点については、今後どういうふうに考えればいいのか、地方消費税の交付金、この点についてお尋ねをいたします。

○神園信二税務課長 地方消費税の交付金につきましては今、議員御指摘のとおり、31年度当初予算につきましては、前年度の当初と比較しまして、390万円ほどの増、約1%の伸びということで計上させていただきました。

この金額につきましては、県から交付見込み額の聞き取りを行いまして計上したものでございまして、いわゆる10月以降の消費税の引き上げ分というところにつきましては、今現在、先ほども議員がおっしゃられたとおり、現時点ではということございまして、法案自体もまだ提出されていないという状況でございますので、10月以降の影響分というものにつきましては、加味されていないものというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 それから、今回提案されました議案第14号消費税法等の一部改正に伴う使用料改正条例ですね、これは当然、委員会で審査がなされるんですけども、本市財政上の影響としては使用料、こういう面での影響をどのように整理すればいいのかですね、出されている議案の中では、例えば道路占用料条例などは、この占用料自体が下がっていきますのでね、当然、消費税にも影響するわけです。全体的に、使用料についての本市の消費税の影響をどのように整理されてるのか、この点も確認をしておきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 消費税率引き上げによる本市財政への影響につきましては、歳出の分野で申しますと、請負工事等の支出額につきましては、10月以降の引き渡しに係るものについて10%が適用されるほか、電気料金等につきましても10月分以降が10%となるために歳出増の影響が大きいというふうに考えております。

先ほど議員が言われましたとおり、今議会では5年前の改正に準じまして、10月からの各施設の使用料等の改正をお願いしております。現在のところ、改正前より650万円程度増額となる見込みでありますが、一般会計への影響はわずかでございまして、ほとんどが上下水道料金の影響というふうになっております。一般会計への影響としましては、6万5,000円程度増となると見込んでおります。

○13番立石幸徳議員 それから消費税増税に伴ってですね、政府のほうで考えております、いわゆるプレミアム商品券、これも本市地域経済に少なからず影響が出てくると思いますので、もう既に政府のほうでですね、全国自治体に、このプレミアム商品券制度の、今回の制度のですね、詳細を示しているようであります。この今回の消費税増税に伴うプレミアム商品券、どういう内容になるのかお尋ねをいたします。

○山口英雄福祉課長 本年10月から予定されております消費税10%への引き上げに伴いまして、

低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起する観点から、国は低所得者や子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の実施を市区町村に求め、総額1,800億円程度を予算計上しております。

事業の概要ですけれども、プレミアム付商品券といたしまして、発行券面額2万5,000円の商品券をプレミアム率が20%となりますけれども、2万円で販売するというものでございまして、対象者は本年1月1日現在で、本市に居住する者で、2019年度の住民税非課税の方及び本年6月1日現在で、3歳未満の子供が属する世帯の世帯主というふうにされておりました、3歳未満の子供が属する世帯の世帯主につきましては、世帯に属する3歳未満の子供の人数分購入できるというふうにされております。

なお、本市に与える影響ということでの趣旨でのお尋ねでございますけれども、現在、2019年度の住民税に係ります申告期間中でございます、まだ、その住民税に関する課税状況は把握できないこと、また3歳未満の属する世帯につきましては、本年6月1日が基準日というふうに設計されておりますことから、現時点では対象者の正確な把握はできないところでございますけれども、今回と同様、住民税非課税者を対象として平成28年度に実施された臨時福祉給付金事業、いわゆる簡素な給付金事業でございますけれども、この簡素な給付金事業を参考にして申しますと、低所得者につきましては6,200人程度、また3歳未満児につきましては、昨年12月末時点の状況をもとに380人程度が予想されておりました、本市における規模といたしましては、プレミアム付商品券の発行券面額で1億6,500万円程度になるのではないかとというふうに予想しているところでございます。

○13番立石幸徳議員 6月1日を基準にするということですので、また正確なといいましょうか、はっきりしたことをお尋ねする機会もあろうかと思っておりますので、次に進んでいきたいと思っております。

これも消費税と関連があるわけですが、10月からの幼児教育無償化の財源、平成31年度はですね、もう既に全額国費により対応するということが決定しております。本市の31年度一般会計予算にも、子ども・子育て支援臨時交付金が特例交付金として1,350万円計上されているわけなんです。

ただ、この31年度分についてもですね、昨年の夏ごろまでは、いわゆる国と地方団体の間で非常に激しい幼児教育の財源をめぐるやりとりがあったわけですね。国自体は、地方自治体も応分の負担をすべきであると。なぜなら、その消費税増税分は地方にも入るので、国と地方で出し合って無償化することになるんだと、そういう国の主張があったわけですが、地方団体の努力によりまして新年度は自治体の消費税の入る割合も少ない。そういうことで、新年度は国が全部負担をする。ただ、これが2年目といいましょうか、翌々年度にかけてどういう財源負担になるのかっていうのは、非常に地方のほうとしては気がかりなんです。この点についてはどういうふうな見通しを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○佐藤祐司財政課長 幼児教育の無償化につきましては、消費税率10%への引き上げによる増収分の使い道を見直すことにより、必要な財源を確保することとされております。

ただし、31年度につきましては、今、質問者が言われましたとおり、消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設して、国庫により対応することとされております。

32年度以降の幼児教育無償化に係る地方負担額につきましては、地方財政計画の歳出に全額計上をして、一般財源総額を増額確保すると。その上で個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入するとしております。

地方交付税の制度上、国庫負担事業の地方負担額につきましては、地方財政法第11条の2の

規定によりまして、基準財政需要額に算入することとされておりまして、特に子供のための教育・保育給付に要する経費などの国庫負担事業の地方負担額は、全国一律に単位費用の中で見られる部分に加えまして、密度補正により、より地方団体の実態に合わせた算定がされるようになっておりますので、先ほど申し上げた国の考え方によりまして、必要な財源は確保されていくものと考えております。

○13番立石幸徳議員 いずれにしても、やはり教育とか福祉、こういった面は特にですね、私は最近非常に気がかりなのは、こういう基本的な政治的な取り組みをしなければならない分野が、全国的にばらつきが出るようなですね、流れが見られる。これはいかがなものかと思うんですよ。ですから国、そういうところがやっぱり教育、福祉、そういう面は主導的に全国均一な取り組みがなされるように地方の側もですね、そういう主張をしていただきたいなと思うところです。

次に、財政の関係で国保財政の件で、初日本会議にも少しお尋ねをしましたけれども、国民健康保険制度改革が平成30年度からなされてですね、31年度、2年目に入ろうとしているわけなんですけれども、この制度改革がどのようなことになっているのか、そして本当に、この制度改革がですね、いい形になっていくためには、どうしていかなければならんのかちゅうのは、極めて、その地方の、あるいは市町村のレベルでは大事な注意事項といいたしましょうか、気をつけなければならないことじゃないか。そういった視点からですね、質問をいたします。

先ほどの一般質問でも少し出たんですけれども、新しい勘定科目であります納付金、これが対前年比7,400万ぐらいふえてきてるっていう説明でしたけれども、この明細を見ますと30年度の医療分は約でいいです、約6億円です、6億円。後期高齢者支援金分が1億6,000万円、介護納付分が5,400万、これが30年度の県への納付金だったんですね、合計で8億1,200万。

31年度予算では、医療分が6,000万円増加して6億6,000万。後期分も1,000万増加して1億6,800万、介護分が220万ほどの増加、合計で8億8,600万、1年間で7,400万、我が市から県への納付金が増加してきているんですね。まず、この増加になった要因、この点についてどのような分析をされているのか、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 平成30年度と平成31年度の国保財政状況につきましては、先ほどの豊留議員の質問に対して答弁したとおりでございます。

御質問のありました制度移行2年目となります31年度の国民健康保険財政の見通しに関しまして、納付金と納付金の算定に影響を及ぼす医療費指数の動向について申し上げます。

31年度の納付金が30年度と比較して増額となった要因といたしまして、1点目には県全体の算定基礎額が18億1,183万5,708円、全体では3.3%増加していること、本市の年齢調整後医療費指数が0.000819232ポイント上昇し、1.278057957となっていること、本市の県全体に占める所得の割合が0.00022ポイント上昇したことにより、本市の納付金基礎額が3,351万5,069円増加したことが挙げられます。

2点目といたしまして、制度移行前の補助金等の精算による影響が挙げられます。特に前期高齢者交付金の精算追加交付分による影響が大きく、31年度は、30年度と比較して4,048万5,141円精算額が減少したことにより、納付金が増加したということになっております。これらの2つの要因等により、新年度の納付金が増額となっているところです。

32年度以降の国保財政見通しにつきましては、制度移行前の補助金等の精算分がなくなるなどマイナスに働く要素が考えられますが、現時点で不透明な部分もあり、今後とも30年度及び31年度の県の決算状況や、本市の32年度以降の事業費納付金額の状況を注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 増額になった7,400万のうち、いわゆる前期高齢者交付金の30年度と31年度を比較した場合にですね、プラスに働く場合、マイナスに働く場合、いろいろあるみたいですけども、資料を既に予算委員会に要求しておりますので、算定式を見ないことには、なかなか要

を得ませんので、その際、また委員会でお尋ねをいたします。

私、次の質問に予定してたんですけども、課長のほうが先に答弁しましたので、この年齢調整後医療費指数、先ほど13けたの数字を言われました。この医療費指数ですね、県下19市の中で、県の資料を見たところ12市は下がっているんですよ、7市は上がっている。本市は、その上がったほうの一つなんですけどね。この医療費指数が上がっていくということについてはどういうふうに考えているんですかね、お尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 医療費指数につきましては、過去3年分の平均の年齢調整後医療費指数が、この事業費納付金の算定に用いられてまいります。そのようなことから、年々1人当たり医療費が増加をしていくということが、年齢調整後医療費指数に影響を与えるというふうに考えておりますので、本市としても国保医療費の抑制に向けた取り組みを今後とも強化していかないといけないというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 もう少し詳細な分析をされて、基本は市長も施政方針で出されているように、健康づくりで医療費を下げないことには国保財政はよくなる。これが基本ですからね。やっぱり、どこも医療費は上がってるじゃないかじゃないんですよ、県下19市の中で、12市は下がっているんですから。この点をしっかりと認識して対応をしていただきたいと思います。

それから、財政運営の最後の質問として下水道事業財政、これも初日本会議で補正予算の関係でお尋ねをしましたが、どうも下水道事業が本市財政全体の財政規律を混乱させているんじゃないかと、そういう気がしてならないんですよ。そこで、この下水道事業をどのようにして立て直していくのかと、この点を重点的にお尋ねをいたします。

31年度の下水道事業の当初予算、事業収入が2億7,110万円、これは前年度より270万円ほど上がっているんですけども、29年度決算では、この収入も下がったんですよ。そして、繰入金を実に3億0,333万5,000円計上してるんですよ。これが30年度と比べて4,267万ふえております。

そして事業債、これも2億1,800万、30年度と比べて3,300万、繰入金が4,200万、事業債が3,300万ふえる。収入は予算では270万しかふえない。この結果、事業収入よりですね、繰入金のほうが3,200万円も多いわけです。

いわゆる下水道収入の自前の収入で事業運営しているというよりも、よそからの繰入金が多い状態で事業をやっている。こういった調子でやっていくのは、ちょっときつい言い方かもしれませんが、事業が破綻しているんじゃないかと。そこで、今後どうやって立て直すのか、この点についてお尋ねをいたします。

○加治屋昭男下水道課主幹兼管理係長 本市の汚泥量は水産加工場の排水受け入れを昭和55年度に決定したことで、加工場の接続がふえるごとに増加傾向にあります。

汚泥量は平成27年度が3,830トン、平成28年度が4,054トン、平成29年度は少し減って3,897トン、平成30年度は2月末現在で4,000トンを超えております。接続人口同程度の市と比較いたしますと、指宿市は年間550トン程度、いちき串木野市は年間1,200トン程度、鹿屋市は年間920トン程度の汚泥量でございます。

加工場の排水はBOD、SSの数値が高いため汚泥量に直接関係することから、枕崎市の汚泥量は他市と比べると3倍から7倍多いことがわかります。このことから、下水汚泥の減量化を考えないことには、使用料で維持管理費を賄えない状況であり、汚泥の減量化に向けて消化槽、汚泥乾燥施設の設置を検討しているところです。

実施については、通常5年から6年程度かかることを2年から3年程度でできるよう国、県へ要望していきます。

次に、下水道財政を立て直すには、下水道使用料の改定を行わなければならないと考えます。しかし、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられます。また、平成32年度に特別会計か

ら企業会計へ移行することから、現在、移行に向けた取り組みを行っているところであり、財務状況及び経営状況が明らかとなります。

これにより、平成31年度に使用料単価の見直しを検討し、使用料改定は他市の状況も踏まえつつ適正に対応していきます。

○13番立石幸徳議員 汚泥量の推移はですね、確かにふえてはきている。ただ、29年度も先ほど説明があったように、若干減ったんですね。大体三千四、五百トンは平成25年度から汚泥量というのは出されていますよ。

要するに、何を言いたいかというと、そういった汚泥量はもうずっとこの事業運営上は見込まれて、今突然ふえたことでも何でもないんです。下水道について私は、非常に厳しい捉え方をしているのは、今後、本市の下水道事業は老朽化対策というですね、これまた大きな財源を伴う対策が控えてるわけなんですね。

それから、公営企業の会計をあと1年後、32年4月から取り組むと言いますけどね、そのとき、現在下水道事業が抱えてる約33億3,000万円、地方債残高ですね、この累積債務と、いわゆるこの公営企業に会計を移す際に調査をされた資産勘定がどの程度出るのか、私は非常に危惧していますよ。

ですから、この下水道の対応っていうのは一刻も猶予のないことだと思っていますので、しっかりした取り組みをやっていただきたいと考えます。これもまた委員会で資料をもとに、さらに掘り下げていきたいと思います。

あと、外国人との共生について通告してございました。この点もたくさんお尋ねをしたいんですけども、残り時間も少なくなっていますので、簡潔にお尋ねをさせていただきます。

来月、4月からですね、改正出入国管理法が施行されます。そこで、もう1カ月もないんですけども、外国人受け入れのためのいろいろな問題が開国新時代ということで論議をされているわけです。まず実態として、鹿児島県内に住む外国人は、本年1月1日現在で1万0,783人、これがこの5年間でですね、倍増してるんですね、2倍にふえている。

私たちの枕崎市に住む外国人は369人です。人口に占める割合ですね、これが本市は1.77%、この割合が県内の自治体で一番高い、第1位なんです。人口割からすると本市は外国人が一番多い。そこで、急増する外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることは枕崎市にとっても大きな課題ではないかと思うんです。

総務省において、外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策というのも出されております。そして、鹿児島県の新年度予算の中ではですね、外国人労働者確保に当たって12の事業、5,300万円の予算が計上されております。

そこで、国、県の事業の中で、多文化共生総合相談ワンストップセンター、これは全国に100カ所できるらしいんですが、この施設でもって地方公共団体が外国人に情報提供とか相談を行う一元的な窓口とするところということなんです。

本市における在住外国人の行政相談窓口はどうなってるのか。次の項目も一緒にお尋ねしますが、本市の具体的な取り組みですね、例えばごみ出しをするときに外国人は、いわゆる分別、そういうものがしつかりなされているのか。その分別するための周知方はどうなってるのか。

一番気がかりなのは、この医療面なんですね。医療、保健、衛生の面で感染症対策、こういったものほどようになされているのか。あるいは、最近では外国人のために災害訓練をやるという全国のいろんな都市が見られておりますけど、非常時の対応については、この外国人の皆さんの対策はどのようになっているのか。こういった点について、お答えをいただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 お尋ねの在住外国人のための行政相談窓口についてであります。

総務省の示した総合的対応策、また県の平成31年度当初予算に関しては、議員からありましたとおりであります。総合的対応策の中で相談窓口として都道府県、指定都市、外国人が集ま

って住む、集住する市町村約100カ所において、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口である多文化共生総合相談ワンストップセンターを設置することを支援するということが示されております。

お尋ねの、本市における相談窓口についての現状につきましては、住民基本台帳の届け出など事務的な部分においては、それぞれ所管する課で対応しておりますが、総合的な相談窓口としては、特に設定はしておりません。

ただ、相談窓口ということではありませんが、水産加工業の外国人研修生の受け入れの窓口となっております団体から、私どものほうに外国人技能実習生に係る講師依頼がありまして、年数回、住民基本台帳の届け出、また、ごみ分別の説明などについて、関係課のほうから説明をしているということがございます。

今後、総務省の示した総合的対応策に基づいて本市において、どのような対応が必要となるのか、またそれらが今後、国、県から示されてくるのか、現時点では不透明な部分がありますので、情報収集に努めていきたいと考えております。

○加藤省三市民生活課参事 外国人技能実習生のごみ出しの指導について説明いたしたいと思っております。（「簡潔にお願いします」と言う者あり）はい。外国人の技能実習生へのごみの分別指導については、鹿児島国際交流協同組合等からの依頼により実施をしております。平成30年度につきましては、4回の延べ103名の方が参加をされております。

指導内容といたしましては、集積所に出されたごみを作業員が収集いたしまして清掃工場へ搬入し、処分するまでの流れをイラストによって説明し、集積所に出されたごみが、きちんと分別されていないと収集されないことを説明しております。

また、資源ごみ12品目と燃えるごみ、燃えないごみの現品を準備いたしまして、実習生全員に配付したごみの分別表により、順次、実演を交えながら説明を行っております。特に資源ごみにつきましては、詳細に説明を行っております。説明については、実習生担当者が通訳し、実習生へ理解を求めています。

ごみ出しの曜日、時間帯についても説明を行っております。説明後には実際、ごみを見ながらどの袋に入れたらいいかを一緒に考えることなども行っており、最後に実習生からの質問等も設けております。このような指導を行い、ごみの分別の徹底をお願いしているところでございます。

ごみがしっかり出されているかとの質問でございますが、外国人実習生のごみ出しの実態につきましては、外国人実習生に限定したマナーやルール違反に関する意見は寄せられていないところでございます。

指導等については、事業者への協力を求めながら実施をしていきたいと考えておりますが、現在のところ、そのような事例はないところでございます。

○田中義文健康課長 市内に在住する外国人が医療機関を受診する場合、外国人の関係者が付き添い、症状、医療保険加入状況、支払い方法などを医療機関に伝えることにより、大きな混乱は生じていないものと認識しております。

今後、外国人が増加することも予想されますので、外国人との共生実現に向けて、外国人が安心して医療機関で受診していただくために、行政としてどのような対応を図る必要があるのかということについて、国、県の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

また、質問にありますように、外国人の増加に伴い感染症の拡大なども懸念されます。感染症対策は、市町村単独では困難ですので、県や加世田保健所、近隣市等と連携を図りながら、感染症対策についても検討していきたいと考えております。

○東中川徹企画調整課長 （「簡潔にお願いします」と言う者あり）総務省が示しております総合的対応策については、今ありましたほかにもさまざまな分野で、具体的施策が掲げられております。各課にまたがりまますので、私のほうから総体的な答弁を申し上げます。

総務省が示した総合的対応策については、大きく4つの柱に分類をされまして、それぞれ具体的施策が掲げられております。その中で、特に日常生活を送る上で密接に関係する生活者として、外国人に対する支援の具体的施策において暮らしやすい地域社会づくり、この中に先ほど申し上げました相談窓口等についても掲げられております。

次の生活サービス環境の改善等、ここには医療、保健、福祉サービスの提供環境の整備と、災害発生時の情報発信といったものも、ここに掲げられております。そのほか、円滑なコミュニケーションの実現、外国人児童生徒の教育等の充実、留学生の就職等の支援、適正な労働環境等の確保、社会保険への加入促進等と多岐にわたって7つの項目が示され、さらに、その項目ごとの取り組みが細分化されております。

このように多くの取り組みを掲げた総合的対応策というものを総務省が示したばかりでありませし、自治体サイドとしても、まだまだ情報等も得られておりませないので、今後、どのような対応をしていくのか、現時点では、まだ具体的に申し上げられないところであります。

○13番立石幸徳議員 いろいろな対策の中でですね、やはり一番気になるのは、市長がさきの一般質問から言われているように命にかかわる面ですね、日本に滞在する外国人の結核患者が今、非常にふえている。この5年間で1.4倍という数字が出ております。既に、香川県讃岐市で技能実習生の結核の集団感染というのが起きているんですね。

やっぱり、こういう伝染病とか大変な病気が広まるということは外国人にしても、もちろん日本の住民にしても大変な事態になっていくわけです。いずれにしても、この外国人の皆さんは、我が市にとって貴重な、重要な労働力なんで、やはり共生をしていくということは、努力を惜しまないで頑張っていただきたいということをお願いしまして、最後にFMの関係で施政方針にも出されておりましたので、時間は少ないですけどもお尋ねをいたします。

コミュニティーFMのその目的としてはですね、地域情報の発信手段を多様化して、地域活性化と災害情報、防災情報を配信するという、これが今現在、日本全国でなされているコミュニティーFM放送の目的なんです。そのFM放送の施設の基盤整備、あるいはいろんな運営、そういうものについてはですね、基盤整備は自治体でやって運営維持管理を民間でやるという、いわゆる公設民営方式なんですね。

ここへ来て本市は、この先ほど言った防災の関係で、防災行政無線がもう既に事業を開始して新年度は終わるという状況、そこでこの防災との関連でFM放送をどうやって実施していくかということになるんだろうと思うんです。

ただ、FM放送の経営の実態を見ますとですね、全国の中で黒字を出しているのは六十数%、これちょっと古いですけど平成28年度の実績ですよ。あとは赤字ということになってるんですけども、この防災をやればいろんな支援もできるんでしょうけれども、放送対象地域が小さく広告料収入がもととなる企業が少ないということは、やはりいろんな意味で壁になると思います。

そういった点でですね、その防災とのすみ分けをどうするのか、あるいはもうちょっとエリアを広げるといことを検討する必要はないのか。やっぱり前向きに取り組んでほしいと思うんです、時間が少ないですけど最後にお尋ねをしておきます。

○前田祝成市長 施政方針でも申し上げましたが、私は公約の一つとして、情報を活性化させるツールの一つとして、コミュニティーFMの開設を掲げております。

ことしに入りまして、庁内に検討チームを立ち上げ実現化に向けて動き出しております。コミュニティーFMは、今、質問者からありましたように、災害や緊急時に、避難や救助活動などの情報、あるいは停電、断水の情報などリアルタイムにきめ細かく提供できるシステムでありますので、もちろん有事の防災面につきましては、防災行政無線システムの補完設備として連携していく必要があるというふうに考えております。

もう一方では、行政情報、学校、地域、医療、福祉、環境、そして平時における防災情報、こ

これらの暮らしの情報を、今ある広報紙、お知らせ版、ホームページ、SNSなどに加えてFMラジオという媒体を通じて、市民への情報アクセスをふやすことによる市民とのつながりの強化もコミュニティーをつくる上で必要だというふうに考えておりますので、これも大きな目的であります。

先ほどの一般質問でもございましたけれども、例えば児童虐待の相談窓口の周知が届いているのかという話もございました。このあたりもですね、その情報のアクセスをふやすということによって非常に効果的な媒体になるのではないかなというふうに考えております。

もう一つですね、御質問のありました広域化につきましては、コミュニティーFMの開設につきまして、今、私が考えておりますFM局につきましては、身近な地域のメディアに特化して地域の活性化と地域コミュニティーの再生に努めていきたいというふうに考えておりますので、現段階におきましては広域での対応というのは今のところ考えておりません。ただ、施設設備、あるいは運営面においては、おっしゃられたように、さまざまな課題があるかと思えます。運営の仕方につきましても、いろいろな課題があるかと思えます。そのあたりにつきましては、運営体制を含め調査研究を今後進めてまいりたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時7分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 3月、皆さんも記憶にあると思いますが、11日は近年まれに見る大きな地震があった日で、もうすぐその日もやっけてようとしております。

昨年、多く発生した災害を含め、防災対策は求められていると思えます。この議会でも災害廃棄物処理計画策定、防災マップ作成、自主防災組織活動補助などが議案として提案されております。

避難訓練については、毎年の訓練で十分かと思えますが、殊、避難所運営についての訓練、体験会なども必要ではないでしょうか。被災者の仮設住宅入居となると災害から2カ月以上を要するなど、避難所生活の長期化が予想されます。

災害後の生活について、どう対応するのかについて質問いたします。

まず、初めの避難所管理運営マニュアルの活用は、どのようになされるのかについて質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市におきましては、避難住民の安全確保と総合的な避難所の管理運営体制を確立し、円滑な避難所運営を行うための指針としまして、平成21年6月に避難所管理運営マニュアルを策定いたしました。

このマニュアルは、大規模災害の発生時においては、市職員だけでは避難所運営を十分に行えないことが想定されることから、地域住民みずからが主体となって行政や施設管理者との連携、協力を図りながら、円滑な避難所の管理運営等を行うための関係事項を取りまとめた内容となっております。

大規模災害の発生時において、円滑に避難所の管理運営を行っていくためには、職員の災害対応のスキルアップや避難所の運営の主体となる地域住民の防災意識の向上と同時に、避難所管理運営マニュアル等に基づいた日ごろからの訓練が必要不可欠となります。

このことから職員に対しましては、国が主催する防災スペシャリスト養成研修会への参加や県

防災アドバイザーを講師に招いた災害想定訓練などの防災研修も積極的に実施し、資質の向上に努めておるところでございます。

また、地域住民に対しましても市の総合防災訓練時などにおいて、自助・共助の啓発、そして強化に取り組んでいるところです。

新年度におきましては、金山地区において県の避難所管理運営マニュアルの見直しに協力されました県防災アドバイザーを講師に迎え、災害図上訓練を実施することとしておりまして、また希望する自主防災組織を対象とした避難所の管理運営に特化した訓練も計画しているところでございます。

先ほどありましたように、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災、この教訓を受け災害対策基本法が改正され、内閣府は避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を平成25年8月に策定しております。

県におきましては、平成28年4月に発生しました熊本地震における教訓等を受け、平成29年9月に全面的な見直しを行っております。

本市におきましても、いつ、長期的な避難生活を強いられるような大規模災害が発生するか、わからない状況でございますので、県のマニュアルの見直し等を踏まえながら、今後、避難所管理運営マニュアルの全面的な見直しを行っていきたくと思います。

災害に対しましては、市の総合防災訓練を初め、あらゆる事態を想定した訓練等を実施するなど、今後とも万全の備えを行っていく考えであります。

○8番 禰占通男議員 今、市長からもありましたように、避難所等も今後検討、そしてマニュアルの改定なども検討しているとおっしゃっていますが、まず私が初めにお伺いしたいのは、県は17年9月に県のマニュアルを改定し、市町村にも改定を呼びかけているということなんですけど、先ほど市長も言いましたように、今後、マニュアルの見直しということは、市のマニュアルの改定がされるとなると、県が定めているんですけど、その中に新しくなってる分が五、六カ所見受けられます。

市としては、今、市の運営しているマニュアルにない県の新しくなった分を全部入れるのか、その辺はどのようになってるんですか。今後、検討するでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 今後、本市マニュアルの見直しを行う場合、県がマニュアルの見直し及び追加を行った事項に基づき行います。このメニューにつきましては、まず平時の取り組み、ニーズへの対応、発災後の取り組みが追加されており、各項目ともチェックリスト方式により内容も細分化されております。また、より具体的なマニュアルとなっております。

既存マニュアルとの相違についての概要といたしましては、平時の取り組みとして、平時の避難所運営体制の確立が追加されており、住民主体となって運営することに対して、平常時からバックアップ体制の確立を目的としています。

主なものといたしましては、平常時から関係団体やボランティア団体などによる避難所運営委員会を組織しておき、年1回程度の会議の開催など関係者相互において、顔の見える関係の構築に努めることなどが追加されております。

次に、避難所の規模や形態に応じたレイアウトを事前に作成しておくことなどや、発災後の追加事項として、平常時に作成しておいた避難所のレイアウトの選択と変更を検討することや、在宅・車中泊避難者の把握と情報の伝達、物資の配布についても留意することとなっております。

各活動班の役割に要配慮者支援班が新たに追加され、ニーズへの対応として福祉避難所の確保などが新規追加され、要配慮者、女性、子供への配慮の追加、見直しがなされているところがございます。また、様式例なども先ほど申しましたとおり、チェックリスト等が詳細になっている関係で大幅に増加しております。

このようなことから、県が見直しを行ったマニュアルを既存の本市マニュアルに盛り込んでい

くことが重要かと思いますので、これにつきましても近隣市と情報交換を行いながら、県の御指導もいただきながら、早期に見直しに向けて検討を行いたいと思っております。

○8 番禰占通男議員 今、担当者のほうから今後の見直しについて述べられたんですけど、一番私が気にしているところは、このレイアウトづくり。各避難所、一時避難所としても公民館等も対応になると思うんですが、そういった各施設の利用の仕方、また人数の受け入れも相当違ってくると思うんですけど、それに対して市の行政職員が陣頭に立って動くとは思いますが、災害が一度起こると、市の職員というのは災害対策にほとんど特化されて、避難所運営などには実際かかわっていないという今までの、去年の災害でもですが、そういうのが今、新聞等で詳しく報道されてきます。

それが半年ぐらいたってから、そういう報道がくるんですけど、やはり市の職員ちゅうのは行政もある、業務もある、それから災害が起きた後のいろんな業務が滞らないために、いろいろ応援までもらって対応するわけですから、殊、避難所運営となると先ほどありましたように、ボランティアの方々の比重も多くなってくるんじゃないかならうかと思って、今回の質問に対して私は、レイアウトづくりをどうするんだろうかと、そこが一番気になっていたところです。

そして、あとまた災害になって避難所生活になると、女性、子供の問題というのが大きな問題に取り上げられてきますので、本市のマニュアルについても、今、県の新しく改定された部分を取り入れていきたいということでしたので、完成を見て、またそれなりに時間があつたら、それにまた質問もしてまいりたいと思います。

次の2番目の一時自主避難場所としての公民館利用についての考えはどのようになっているのかということなんですけど、うちの防災計画についても公民館等の利用については、余り触れられておりません。それで、市民にとっては一番身近な集会場所というのは公民館だと思うんですよ。それについて、今後、どういった利活用ができるのかということについて質問いたします。

○田中幸喜総務課参事 本市地域防災計画においても、一時避難場所として各地区の公民館を掲載しておりますが、地域住民にとりましては議員がおっしゃるとおり、地元公民館は身近で利便性もあり顔なじみの住民が寄り添えるなど、災害時においても有効に活用できる拠点であります。

台風時など、一時的に地域住民が自主避難された場合においては、食料、寝具等については、基本的には避難者個人で対応していただくこととなり、本市の備蓄物資の提供はいたしません。大規模災害時においては、本市備蓄物資などの提供や国、県及び各種団体等からの食糧などの支援物資などを、指定避難所等において提供することとなります。

各公民館においての台風時の一時避難場所としての施設開放につきましては、総会時においての周知や開設の要望や公民館役員等の判断により、施設を開放している公民館があると聞いておりますが、その場合においても公民館放送等で住民へ周知し、施設を開放している事例もあると承知しているところでございます。公民館は厨房設備や飲食に伴う食器なども完備している施設もあることなどから、一時避難場所として有効な場所であると考えられます。

しかしながら、災害の規模や状況により指定避難所への避難となることも考えられますので、市総合防災訓練時において公民館を拠点としての指定避難所への自助、共助による避難訓練を継続的に実施してまいります。また、自主防災組織としての実効性を高めるための自主訓練についても積極的に推進してまいりたいと思っております。

○8 番禰占通男議員 今、公民館の利用もということで地域によっては、それなりのいろんな行動もしているところがあるという、一般質問の打ち合わせのときも参事からそういう話も伺ったんですけど、昔は公民館も鍋、釜、煮炊き用の道具というのは、ほとんどそろっていたんですけど、うちの公民館も新しくいろいろ改造して、ほとんど煮炊きをすることがなく、せいぜいお湯を沸かすくらいになってきて、そしてあと一番困るのは、今、皆さんの生活では御飯を炊くのは、もうほとんど電気釜、だからガスを使って、もうなると思うんですけど、その水加減という

のは我々の時代は親の手伝いで、いろいろして覚えておりますけど、今の時代はもう、そういうことも、ある程度の若い方も水加減もわからないっていう現状です。

それで、そういった訓練というか、実地ですよ。その体験会なんかも必要だと思うんですけど、枕崎市の防災訓練ではいつもハーモニーのグループが煮炊きということで握り御飯なんかも提供をいつもしてもらっていますけど、やはりそういうのも、この地域、公民館、自主防災組織の町内会、こういった方々の実際の体験ということも必要ではないかと私は思ってるんですよ。

ただ、今は避難に、私も議員になってからですけど、何か起きたとき避難に重きを置いております。それも、物すごく重要です。だけど、市長からもありましたように、長期になった場合はどうするのかち。

台風では避難しても一晩、長くても一昼夜ということになるんだろうけど、そういう長期的な避難というのが考えられないということなんですけど、あるニュースを見てみますと、世界の自然災害の四十七、八%が風雨、風による災害だと言われております。

そうなると昨年の台風21号、関西空港を襲いました台風21号ですけど、関西空港で58メートル、海上で73メートルか78メートル吹いてるということで、結局、大阪近辺まで大型化した台風が上ったというのは、近年ないんじゃないかと私も考えておりますし、枕崎で70近くという枕崎台風ぐらいになるのかな、ルース台風かなという考えでいるんですけど、そうなった場合、今の住宅がどんだけもつのかと考えた場合、やっぱり一時的な避難所の災害にあった後ですよ、寝るところもないになった場合は、やはり避難所の厄介にならないといけないかなと。

そして今、参事からも言いましたように、食料もある程度供給はされるんでしょうけど、供給される間の生活をどうするのかということで、今後、防災訓練に取り入れるかどうかは、今後の計画となると思うんですけど、枕崎の防災計画の中で、そういったことを今後取り入れて、実際に住民にしてもらおうのかという、そういう発想はないんですか、今後の防災訓練に対して。

○田中幸喜総務課参事 炊き出し訓練のことでよろしいでしょうか。（「はい、炊き出し。あとその、あの分がないんですよ、もろもろの寝泊まりするものというものです」）と言う者あり）議員御指摘の炊き出し訓練につきましては、まくらぎきハーモニーネットワークと社会福祉協議会のほうから御協力をいただいて実施をしているところでございますが、これにつきましては、避難された公民館の方が受付を避難所で行った後に、各集落から二、三名程度出していただいて、実際に炊き出しのほうに入らせていただいて、訓練をしていただいていることを一昨年からしているところでございます。

なお一応、炊き出しについては、そういった形の市総合防災訓練での訓練ではありますが、特化した訓練については現在行っておりませんが、避難所管理運営訓練につきましては、先ほども申しましたとおり、いろんな形で計画したいと思っておりますし、図上訓練というのを各地区、もう既に基本訓練を……来年度の金山地区で図上訓練、いわゆる避難に関する基本的な訓練ですが、これを終えることとなっておりますので、来年度以降、避難所運営管理訓練に、そういったメニューを盛り込んだ分も、当然出てくることと思っておりますので、そういった中で計画していきたいと考えております。

○8番禰占通男議員 今、参事からも言われたように、金山地区でということで、できればそれを順次、枕崎全域に広げてもらいたいと思います。そうしないと、うちの公民館でどうしようかと考えても、やはり行政の指導というのは重要になってくると思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

次の質問に移りますけど、避難所の環境についてはどのような考えなのかということなんですけど、今回、この質問をするに当たって、口頭で備蓄品等もお尋ねしたんですけど、その中に避難所の環境についてはいろいろ問題になってる点がありますし、長期化すると必ずトイレと関係して感染症対策というのが問題になってくるんですけど、それとあと床に雑魚寝するのが日本の

避難所の状態だということ、何か世界的には一番おくらしているみたいなんですけど、そういった面についての対策というのはどのようになってるんですか。

○田中幸喜総務課参事 本市におきます備蓄物資については、鹿児島県地震等災害被害予測調査により示されている最大被災ケースによると、想定地震は種子島東方沖で最大震度5強が予想されており、避難者数においては160人と想定されております。

この想定値を考慮して、本市人口の1%である約220人を算定根拠として、国の中央防災会議が定めた発災後3日間程度を応急対策活動期としていることから、算定避難者数220人分の3日分を想定して、本市備蓄物資等を整備しているところであります。

現有数につきましては、主食の米、アルファ米というやつなんですけど、これが2,000食でございます。乾パン456缶、クラッカー480袋、飲料水2リットルペットボトル444本、災害用毛布170枚、災害用アルミマット150枚、タオルケット40枚、簡易トイレパック2,200セットを現在備蓄しており、来年度におきましても、随時整備することとしております。

また、避難所の環境についてはマスコミ報道により、さまざまな問題点が浮き彫りとなっておりますが、特に大規模災害時には、長期にわたっての避難所生活となることから、プライバシーの保護やスペースの確保なども重要な課題であります。

本市においては、プライバシー確保のための間仕切り、4.5畳程度ですが、これが10セットございます。段ボールベッドにつきましては2セットありますが、いずれも業者等から提供していただいたものであり、十分な整備がなされていないのが現状であります。

このため、鹿児島県が南日本段ボール工業組合と協定書を締結しております、災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定により、本市が県に必要な数を依頼することとなります。比較的短時間での供給がなされることとなっておりますので、現時点においては県が締結している協定等を活用し、段ボールベッド等の提供をお願いすることとなると思います。

また、段ボールベッドにつきましては、昨年の市総合防災訓練時におきまして、展示を行わせていただきました。市民の皆様も実際に体験していただいたと思いますが、比較的短時間での設定が可能であり、比較的頑丈な構造となっております。就寝時での活用以外でもベンチ的な活用も可能であり、大変有効なアイテムであると認識しております。

また、固定式トイレや女性や乳幼児などに関する備蓄物資の検討もあわせて、避難所環境を円滑にするための物品等を研究し、今後も備蓄整備について検討してまいりたいと考えてます。

○8番禰占通男議員 今、段ボールベッド、それに対しての間仕切りなんかも県の協定分からの分配がはいいいんですかね、そういう提供は受けられるということで心強い限りなんですけど、もう一つ、私がお伺いしたいのは、携帯トイレのラップで利用できる分を2,200個分ぐらい備蓄してあるということなんですけど、携帯トイレを使う場合の間仕切りとか、これはどのようになってるんですか。別に間仕切る材料とか、それはもう備蓄されているんですか。

○田中幸喜総務課参事 本市が備蓄しております簡易トイレについて御説明させていただきますが、議員のおっしゃるとおり、携帯タイプのトイレでございます。このトイレにつきましては通常の便器、和式、洋式問いませんが、それと簡易トイレ等に取り付けが可能でございます。使用後は、袋の上部を結び外部と遮断でき、使用後30日以上凝固、消臭、抗菌が可能であります。なお、保存有効期限のない、要はずっと保存できるという製品でございます。

数量については、先ほど申しましたが、現有数2,200セットあり、今後、3,300セットになるように整備をするところでございますが、実際のところ既存のトイレに設置して使うものでございますので、避難所等でもし既存のトイレが使えない場合はテント式とか、いろんなパーティションで区切った専用のキットもございますので、そういったものも整備する必要があるかと思っております。

あわせて固定用のトイレ等もございます。機械式のやつとかもございます。そういったものも

含めまして、全て今後において検討していきながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 本当に、実際、避難所生活となるといつも言われているのがトイレ事情ということで感染症、はたまたトイレに行くのが人数も多いからなかなか使えないということで、水分補給をためらってエコノミー症候群、もろもろの病気へ発展していくと言いますので、本当にトイレの確保というのは大切になってくると思いますので、今、参事からも言われたように、固定式、いろいろ可能な限り備蓄できるものであればしてもらいたいと思います。

それで私も、製品名かわかりませんが、ラップポントレッカーというのがあって、1機が16万ということで相当高価な製品であります。これをそろえろとは言いませんが、やはりそういった検討も必要ではないかと思えます。

次に、避難所運営で留意しなければならない点、参考になるものは何かということでお伺いたします。

○田中幸喜総務課参事 避難所の運営管理につきましては、プライバシーへの配慮や物資の手配や供給、トイレの確保や衛生面、健康面への配慮、高齢者や障害者などの方々への配慮など、多種多様な事案に留意する必要があることから、職員や住民においては大規模災害による避難所管理運営を経験したことがないことや、人的不足により管理運営について円滑な対応ができないことが予想されます。

特に留意することといたしましては、先ほどから申しておりますが、避難所管理運営マニュアルに基づく管理運営が最重要であると考えますので、県が策定したマニュアルを参考にいたしまして、早急に見直しを行い、今回、主に見直し追加された事項である平時の取り組み、ニーズへの対応、発災後の取り組みとあわせて高齢者や女性、子供など要配慮者の対応についても見直しを行う必要があります。

また、避難所を管理運営する職員についても、一昨年から実施しております災害想定訓練の継続と避難所運営に特化した訓練や講習会などを積極的に実施し、職員のスキルアップに努めてまいります。

今後も地域住民に対しましても、防災訓練時において公民館を拠点としての指定避難所への自助、共助による避難訓練を継続的に実施し、職員と同様の避難所管理運営訓練の実施に努めてまいります。

○8番 禰占通男議員 先ほど、災害訓練の場で段ボール仕切りの実際の組み立て、それもなされたということがあったんですけど、それに関連して、昨年7月に県の社会福祉協議会が、県社会福祉センターで行政職員ボランティアを集めて体験会を行っております。

これについて、本市の職員も1人しか名前が載ってなかったんですけど、参加してると思うんですけど、その方の体験をもとになされたのか、それとも別な方法での体験の実地訓練だったのか、そこをちょっとお聞かせください。

○田中幸喜総務課参事 昨年7月にボランティアセンターのほうの主催だったと思いますが、その研修会には、本市担当課職員が1名出席しており、その際、出張復命書等で内容等も確認して大変すばらしい訓練だということも認識しております。

また最近、新聞社の取材も受けて、本市の職員のインタビュー記事が掲載されたところでございますが、それもあわせて9月に行いました訓練につきましては、今後、避難所運営訓練という形に移行していこうというのを盛り込んだつもりでございます。

ですので、先ほどから申しますとおり、公民館を起点として要配慮者をまず避難させようという避難準備・高齢者等避難開始によって、配慮者と支援者が徒歩で逃げて、その後に勧告によって住民が逃げるといふ、その後に受付等を行って炊き出し訓練、給水訓練、応急処置訓練をした後に、いろんなベッド、仕切りなどの展示等、それから食料の試食だとか、そういった方向で避難所運営管理組合のほうに移行していこうという初段階だったと計画いたしました。

○8 番禰占通男議員 実際の体験をそういった避難訓練で実施できたということは、もう本当にいいことだと思います。そしてまた、今、参事からもありましたように、実際、枕崎の職員がこの避難所運営等にかかわったことがないということで、できれば職員派遣を要請がないとできないのか知りませんが、実際のそういった現場に派遣できればいいかなと思います。そうすることによって、避難所がスムーズに運営されるのではないかと思います。

なぜかという、この避難所というところは、いろんな経過を見てみますと、まず場所取りが始まるそうです。そして、長期化して食事とかいろいろなものが満たされないと近くにいる人にした文句を言う、口で言う。先ほどレイアウトづくりでもありましたように、身体的弱者が居場所をなくすと。そして結局は車中泊になって、それからまた関連死ということになってると。

今、阪神大震災からずっとそういう関連死がだんだん区分化されて、二、三日前の新聞にも、そういう災害で亡くなった分の洗い直しをやっていますけど、そういったことで、普通元気な人では考えられないことが、実際そういう環境になると考えられないことが起こりますので、できれば今後、災害が発生した場合は、なるべくなら現場体験を職員ができるちゅうんじゃなくて、実際に体験できるような派遣なりを市長も考えてもらいたいと私はお願いしておきます。

次の質問に参ります。仮設住宅ですけど、防災計画には場所等も2カ所想定されております。この場所のインフラ整備についてはどうなってるのかについてお伺いいたします。

○田中幸喜総務課参事 国が示す基準によりますと、応急仮設住宅とは災害救助法の適用を受け、住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者に供与するものであります。

こういった災害が発生した場合においては、本市地域防災計画では応急仮設住宅の建設候補地として、妙見グラウンド、片平山グラウンドを明記しておりますが、これにつきましても先ほど申し上げましたとおり、鹿児島県地震等災害被害予測調査により示されている最大被災ケース想定地震、種子島東方沖での全壊、焼失戸数を40棟と想定し、建設候補地として明記しているところでございます。

予定地のインフラ整備についてのお尋ねですが、県においても一時的な建設であることや整備や撤去に時間を要することなどを勘案し、トイレ及び生活排水処理等については、浄化槽を設置し対応することが一般的であるとのことですが、近くに下水道管がある場合は接続することもあるとのことでございます。

本市の場合、妙見グラウンドにおいては下水道整備区域外であることから、浄化槽での対応となることが予想されますが、片平山グラウンドにおいては下水道整備区域内であるため、直近の下水道管に接続することは可能であるということでございます。

○8 番禰占通男議員 片平山なら浄化槽はもう使わないで下水道へ直結できるということで、工事的には早く進むということですよ。そうなった場合、片平山と妙見と比べた場合、片平山はどっから登っても坂ですよ。そういった場合、高齢者の対応というのが問題になってくると思うんですけど、その辺はどのように考えておられますか。

○田中幸喜総務課参事 基本的な大規模災害を想定した場合、どうしても自助、共助の中での対応となることが予想されますので、要配慮者等、もしくは高齢者等に関しましては、地域の方々が支援者となって補助を行いながら、避難していただくということが想定されると思います。

○8 番禰占通男議員 2番目の質問にいきますけど、この仮設住宅の構造などの仕様についてはどのようになっているのかということなんですけど、これは県が対応するんですけど、今実際、各市町村と県との災害になった場合の仮設住宅について、どのような仕様とか、一番の問題はどのような大きさの部屋を準備するのかということになってくると思うんですけど、そういう事前の打ち合わせとか、検討されたってことはあるんですか。

○田中幸喜総務課参事 応急仮設住宅の供給については、災害救助法が適用された場合は、議員

がおっしゃるとおり、知事が実施者となり国がその費用を負担することとなります。

県との協議につきましては、大きさ等々についての詳細なやりとりは行っていませんが、情報交換を行っているところでございます。例えば、手続といたしましては、市町村は応急仮設住宅の設置が必要であると判断した場合は、必要戸数や建設候補地をあらかじめ決定した上で、県に対し設置の要求を行うものであります。

県においては、一般社団法人プレハブ建築協会や公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会などと協定を締結しており、これらに基づき発注が行われるものであります。

いずれにいたしましても、応急仮設住宅の設置につきましては、市町村が中心となり県と協議を行い、各種要請や情報提供を行うなど密に連携をとっていく必要があります。

大きさもですか。——はい。続きまして、応急仮設住宅の構造等についてですが、建設型仮設住宅と借上型仮設住宅がありますが、建設型仮設住宅についてのお尋ねのことと思います。

建設型仮設住宅には、構造的に組立式住宅プレハブと木造応急仮設住宅の2種類がありますが、建設する場所や将来的な取り扱いにより選択することとなります。基本的には、公有地に設置することとなっておりますが、一時的に建設し、将来的に撤去を選択するのであれば、組立式住宅となり、復興住宅として建設し、将来的にも存続することを選択するのであれば、木造応急仮設住宅での建設など、今後、将来を考慮した上で建設地や建設タイプを選択していただくことになると思っております。

本市の場合、建設候補地がグラウンド内となっておりますので、将来的に撤去する可能性が高いため、設置及び撤去等を考慮して組立式住宅プレハブを建設することになると予想しております。

建設型仮設住宅につきましては、国が示す基準によりますと、1戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は561万円以内とすることとなっております。

規模につきましては、参考といたしまして御説明いたしますが、平成30年7月の西日本豪雨災害により、愛媛県に設置されました組立式住宅では、世帯の人数等を考慮し、広さは6坪から12坪、間取りは1DKから3DKを設置し、設備については、風呂、トイレ、キッチン、空調設備など生活に必要なものは整備されているということをお聞きしているところでございます。

○8番 禰占通男議員 組立式で災害住宅まで説明をもらいましたけど、その災害住宅に振りかえる応急仮設住宅から災害住宅へ転用ちゅうことで私もちょっと考えてたんですけど、この場では省きましたが、もしそうなった場合、災害住宅にする場合というのは防災計画にもないんですけど、そういった場合、この民有地の借り上げとかそこを考えてるんですか、もしそういう仮設住宅から災害住宅への転用ちゅうのを考えた場合。

○田中幸喜総務課参事 応急仮設住宅の場合は、基本的には公有地に設置することとなっておりますので、それを恒久的な復興住宅として建設する場合も、基本的には、こういう自由を選択しながら、もし敷地等が確保できないのであれば、そういった方向性も検討する必要があるかと思えます。

○8番 禰占通男議員 今、2カ所、応急仮設住宅をつくるとして最高40戸なんですけど、もし20戸以下とか、それ以上になった場合ということを見ると、3番目の質問になりますけど、一般住宅とかアパートとかマンション、この借上型の応急仮設住宅の活用ということは、本市はどのような考えでいるんでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 借上型仮設住宅とは、地方公共団体が応急的に民間賃貸住宅を借り上げて仮設住宅として供与するものです。

本市地域防災計画において優先事項といたしまして、入居者の実態を把握し、公営住宅への優先入居の積極的な活用を図る旨が明記されております。このため、市営住宅や県営住宅等の空室状況の確認を行い、可能な範囲で供与を行うこととなりますが、入居者全員に供与できない場合

においては、借上型仮設住宅または応急仮設住宅設置の検討が必要となります。

借上型仮設住宅については、建設型仮設住宅よりも既存の住宅を活用することから、比較的短時間で提供が可能であることや建設型仮設住宅と比較して居住性のレベルが高く、コストが低く抑えられるなどのメリットがあり、自治体によっては被災状況等により、積極的に活用しているところもございます。

しかしながら、空室等がない場合や被災により物件の使用不能等が考えられることから、地域の実情や被災状況、入居者の世帯状況や戸数、入居者の要望などを総合的に判断し、有効な活用について検討する必要があると考えております。

○8 番 禰 占 通 男 議 員 避難所からの仮設住宅や、このみなし住宅への入居には何日くらいを予定してるんですか。

○田中幸喜総務課参事 鹿児島県地震等災害被害予測調査による最大被災ケースである想定地震種子島東方沖での全壊、焼失棟数が40棟であることを想定いたしますと、まず被害家屋状況調査を実施いたします。その調査結果である地域の実情や世帯構成等や被災者との面談を行った上で、応急仮設住宅が必要かどうかを判断します。

その結果、どのようなタイプの仮設住宅がどれだけ必要なのかという数字を把握し、県と協議していくこととなりますが、国が示す基準におきましては建設型仮設住宅の場合、発災から20日以内に着工し、速やかに設置することとなっておりますが、借上型仮設住宅、みなし応急仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないと示されておりますが、明確な日数等は明記されておられません。

このため、着工から入居までの期間等について県の担当課に問い合わせたところ、熊本地震の実例によりますと、一時的に建設する組立式住宅、プレハブ式で基礎が木枠基礎の場合、37日間で入居したということがございます。また、復興住宅として建設する木造応急仮設住宅で基礎がコンクリート基礎の場合、49日間での入居が可能であったとの情報を御提供いただいたところがございます。

このことにより、まずは公営住宅の供与が可能かを判断し、十分な供与ができない場合は、応急仮設住宅を供与することとなります。

着工から入居までについては、ただいま申し上げました熊本地震の実例期間が参考となるとは思われますが、被害状況や必要とする戸数など、状況によって対応が異なることが予想されますので、正確な日数等はお示しすることはできませんが、1日でも早く応急仮設住宅を提供できるように努めてまいりたいと思います。

○8 番 禰 占 通 男 議 員 いずれにしても、四、五週間はかかるということですよ、その間、そういうことになった場合、市民の方々にも今度、防災マップも改定なされるようになっておりますから、そういった場でも、そういうことも周知願えればと思います。

次の、もしこういう入居となると資力調査というのが必要になってくると思うんですけど、本市のこの資力調査の方法はどうするんでしょうか。

○田中幸喜総務課参事 国の基準におきましては、応急仮設住宅に入居する際の条件といたしまして、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住家を得ることができない者となっておりますので、被災時に市営住宅の空室に入居する場合は、資力のあるなしに関係なく、条例により家賃を減免することができますので、資力調査を行う必要はありませんが、応急仮設住宅の場合、先ほども申し上げましたように、入居の条件として、みずからの資力では住家を得ることができない者となっていることから、それを確認する必要があります。

しかしながら、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、迅速な対応が難しいことや資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等がなじまないこ

ともあることから、住家被害の程度のみで入居の要否を判断せざるを得ない場合もあると考えられます。

資力の調査方法について全国の事例を見てみますと、兵庫県豊岡市においては、世帯主または主たる生計維持者の前年総所得が公営住宅の入居階層程度である400万円以下という基準を設定したということですが、被災により十分な収入が得られないなど、特段の事情により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではないというような取り扱いをしております。

また、熊本市の場合は、申込書にみずからの資力をもって住宅を確保することができないという自己申告する欄を設け、所得証明書の添付は求めないこととして対応していると聞いております。

このように、国も資力があるかどうかを判断するための明確な基準や方法を示していない中で、入居の要否を決めるのは難しいと思われまことから、他自治体の事例を参考にしながら、今後の課題として調査、検討していきたいと考えております。

○8番 禰占通男議員 今、参事からもありましたように、特段の事情により市長がやむを得ないと認めた場合というこの文言がありますので、もし本市が災害の場合、そういうことになったというときは、そこを拡大解釈してもらいたい。これは要望しておきます。

あと時間もありませんので、次の災害ごみ処理対策について質問いたします。ごみの収集、運搬及び処分方法はどのように計画してるのか。2番目の障害物の除去対策はどのようにしてるのかについて、まとめて質問いたします。

○加藤省三市民生活課参事 まず、ごみの運搬、処分の前にですね、災害廃棄物の仮置き場についてちょっと申し上げたいと思います。

災害廃棄物の仮置き場につきましては、昨年、庁内の関係課で検討を行い、校区ごとに場所を選定いたしました。検討した用地につきましては、市民の避難場所、仮設住宅設置予定箇所、防災ヘリの離着陸場、自衛隊の駐屯地、住宅から離れた場所など、いろいろと課題がありましたが、その中で、金山校区につきましては、田布川、木口屋地区が民有地、それと金山保有地です。

桜山校区が妙見の資材置き場、それと枕崎・別府校区が空港西側資材置き場、それと臨空団地、立神校区が内鍋清掃センターを選定したところでございます。

災害の規模、場所により、そのほかの仮置き場についても検討していかなければならないと考えております。また、仮置き場への搬入動線、ごみの種類、家財、瓦れき、生ごみ、家電製品等により、置く場所の検討も必要になってくると考えております。

運搬及び処理方法につきましては、災害の規模によっては国の災害等廃棄物処理事業を活用し、市内の産業廃棄物処理施設、リサイクルセンター等への運搬、処理なども考えられます。

これらの総合的な処理体制を確立するために、新年度予算に災害廃棄物処理計画策定業務を計上しており、廃棄物の処理フロー、生活ごみ、し尿処理、仮置き場の設置、処理施設の確保など、国の災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画をもとに計画策定する予定でございます。

この災害廃棄物処理基本計画策定業務につきましては、南薩地区衛生管理組合の構成4市、枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市、4市ともにですね、新年度に策定することとなっております。

それと、災害廃棄物の処理期間につきましては、災害の規模やごみの量、種類などによって異なるため、予想はなかなか難しくできませんが、内鍋清掃センターや民間の産業廃棄物処理施設等の活用と廃棄物運搬業者、建設業組合等の協力をいただきながら、適切、迅速に処理していきたいと考えております。

それと、2番目の障害物の除去対策につきましては、大規模災害で倒壊した家屋の瓦れきや流出してきた家財道具、流木等で道路等の障害物となっている場合には、建設課や建設業組合と連携して、日常生活に支障がないように除去していくこととなります。

個人宅の災害廃棄物は、基本、個人処理であります。先ほども申し上げました国の災害等廃棄物処理事業により、個人で仮置き場に持っていけない高齢者等については、自分の家の前に出していただき収集するという事例もありますので、そのような方法で収集、処理をしていきたいと考えております。

被災に遭った地区に関しては、公民館長への連絡や防災行政無線等で周知をしまいたいと考えております。

○8番禰占通男議員 この災害廃棄物処理計画案が整った場合には、パブリックコメントになると思うんですが、どのように市民の意見を公募するののかについてお伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 委員御指摘のとおり、期間を設けてですね、パブリックコメントを実施することになると思っております。

○8番禰占通男議員 過疎対策、地方創生、いろいろパブリックコメントも行ってきましたが、本市は意見が1件もなかった。小規模警察編成に対しては、たしか1件あっただけで、何かこう市民の皆様が、これ余り関心がないので、そこを啓発して内容説明等を十分、市民に周知してもらいたいんですけど。

○加藤省三市民生活課参事 今の御意見を承り、そのように実施してまいりたいと思います。

○8番禰占通男議員 終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時16分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 それでは、通告に従って一般質問を行います。

急速な人口減少対策として、地方創生総合戦略が実施されているわけではありますが、本市は消滅都市を回避し、持続的な発展を遂げるために、本市が一丸となって取り組む姿勢が重要ではないでしょうか。

そのためには、総合戦略の中の若者の安定した雇用を創出する、本市への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという基本目標を着実に推進、実現することが必要不可欠と考えます。また今回、質問する住宅に関する移住定住支援政策は、最も基本的な政策であります。

8年間の議員活動の中で、事あるごとに何回も政策実現について要望してきましたが、実施はされませんでした。県下19市の中で本市のみ、住宅に関する移住定住支援政策がないという事実を私は理解できません。

一般的な住宅取得補助金の内容は、基本額と加算額の2つがあります。加算額は、過疎地域などを優先する地域指定、中学生以下の被扶養者、そして地元の建築業者の利用などにおいて加算されるのが一般的であります。

例えば、隣の南さつま市は住宅を新築した場合、基本額は50万円、加算額は加算区域内20万、中学生以下の被扶養者1人当たり20万、市内の建築業者の利用30万であり、限度額は140万となっております。限度額の補助金は、おおむね自動車1台分に相当する金額になります。

補助金のばらまきは問題であります。19市の中で18市が取り組んでいるわけですから、客観的に見ても時代のニーズは非常に高いものがあるのではないのでしょうか。

そして、住宅を新築する大半は将来の枕崎を担う若い子育て世代であります。若い世代の市民にとって、住宅建築は経済的に大きな負担があります。若い世代の背中を押してあげる行政の補

助制度は若い世代の幸せにつながるし、将来の本市の発展にもつながるものではないでしょうか。

本市の財政状況を熟慮した上で、補助制度と補助金額を適切に設定し、制度導入を図るべきものと考えますが、まず本市が実施しない理由は何なのか、質問をしたいと思います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 御質問のありました移住定住支援策についてお話しいたします。

移住定住支援策における住宅支援策について、これまで本市の取り組みが他の自治体におかれていたということにつきましては、今、議員からあったとおりでというふうに思っております。

移住定住支援の取り組みにおける住宅の確保に関する支援策につきましては、本市の地方創生総合戦略の政策パッケージ、枕崎へ新しい人の流れをつくるの移住定住支援事業において、移住者向け住宅リフォームへの助成を掲げ、空家等対策計画においても空き家等の活用の促進策として、空き家バンクの実施とともに、移住定住等を目的とした空き家の取得、リフォームに対する助成を検討することとしているなど、議員からありますように、事業の早期実現が重要な課題であるとの認識で検討を進めてきたところでございます。

そして新年度、施策方針でも述べさせていただきましたように、市外から定住の意思を持って本市に移住する方が行う住宅の建設、購入、リフォームなど住宅の確保に係る支援策を新たに創設したところでございます。具体的な支援策の内容につきましては、担当課長が説明いたします。

これまでに実施に至らなかった理由といたしましては、当然、財源の確保の面が大きい課題でありましたけれども、今回の制度創設に当たりましては、このたび、ふるさと応援寄附による財源の手だてができるようになったということが大きいというふうに考えております。

○東中川徹企画調整課長 この後の議員の御質問に対する答弁と若干重なる部分もありますが、私のほうから事業の概要について申し上げます。

ただいま市長からありましたように、本市の地方創生総合戦略の目標達成等に向けた取り組みの一つとして、市外から定住の意思を持って本市に移住する方に対し、住宅の確保に係る経費等を支援することによって、本市への定住を促進し、また地域コミュニティーの維持と活力ある地域社会を実現することを目的としまして、平成31年度、新たに移住者住宅確保支援事業を創設し、当初予算に計上いたしております。

事業の内容といたしましては、世帯員全員が一度も本市の住民基本台帳に記録されたことがなく、本年4月1日以後に定住の意思を持って本市に転入された方、いわゆるIターン者の方が4月1日以後に住宅の新築、200万円以上の住宅の購入、購入した住宅のリフォーム、これを行った場合に、その経費に対し3年間を補助期間として支援を行うものであります。

補助額につきましては、住宅の新築と新築住宅の購入が70万円、そして、その新築住宅の建築が市内業者との工事請負契約による場合に30万円を加算しまして合計で100万円、中古住宅の購入が50万円、住宅のリフォームが市内業者による施工というのを条件としまして、改修費用の2分の1以内で上限を20万円として、中古住宅の購入とリフォームをあわせて実施した場合には、上限額が70万円となります。

なお、先ほど申し上げました条件のほかに、取得・改修を行った住宅に引き続き5年以上定住する意思があるということと、居住地の自治公民館に加入することを条件としまして、定住を促進し、地域コミュニティーの維持と活力ある地域社会の実現にもつなげていくものであります。

○4番城森史明議員 私が質問書を出したのは、それを知らない状況下で出したわけでありまして、当初からそういう制度を始めるということであればですね、こういう質問も要らなかったのかなと思ってるんですが、そういうことで、そういうふうに前向きに考えてもらってるっていう話なので、早速、もう順番に従って質問をしたいと思います。

今まで質問した中で、過去の本市の住宅支援政策、平成5年ぐらいでしたでしょうかね、新築の利子補給をした制度があったわけですね。そのときの政策目的は何だったんでしょうかね。

○東中川徹企画調整課長 そのときの事業の関係をちょっと概略説明させていただきます。

本市では、平成5年に本市の深刻な人口減少に対応するため、定住圏構想という構想を策定しまして、平成5年度から平成9年度までの5年間にわたって事業を着実に実施することによって、人口の確保と増加を図り、定住を促進することを目的として、定住促進条例という条例を制定しております。

条例の内容としましては、結婚祝金10万円、夫婦いずれかが市外の居住者であった場合には20万円、出産祝金1子につき10万円、就職祝金2万円の支給を行うものであります。

そのほかに、本市に永住を希望する方の住宅希求に対応し定住化を促進するため、資金を借り入れて住宅用地の購入、または住宅の建設をする場合に利子相当額を補助する制度、それとUターンやIターン者に対する奨励金の交付5万円に、同居親族1人につき5万円を加算、こういった交付等について、それぞれ5年間を時限として制度を設けたほか、その他定住圏構想に基づく多くの取り組みを行ってきております。

○4番城森史明議員 それが平成5年に始められたってことですね。市長の施政方針にもありましたが、そのころはお魚センターをつくったり、枕崎空港ができたそうですね、いけいけどんどの時代だったんじゃないでしょうかね。そういうときに、人口減少問題というのがあったということで、そういう制度をつくったということなんですが、それが廃止された理由は何なんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 廃止といいますか、その定住圏構想というのが5年間特化して定住圏構想を進めていきましたという構想でありまして、一番最初から、その期限というものを設けた構想でありました。

○4番城森史明議員 後で話はしたかったんですけど、大分県の豊後高田市、私もちょっと行って来たんですが、その中にはですね、定住支援政策が156項目あるんですよ、事業項目がですね。それを考える、それもびっくりしましたが、同じ日本国でこのような政策を持っている自治体があるんだなとびっくりしたわけです。

そういう意味で、今から思うと、それを細々と続けられてくれば平成30年、25年たつわけですが、非常に充実したものができてたんじゃないのかなってということも、ある一面では考えるわけです。

それで次の質問に入りますが、先ほど南さつま市の例を述べたわけですが、やはり人情としてはですね、当然その、そういう目に見えるインセンティブのあるものがある自治体にどうしても行きますよね。

例えば、私の近所にも男性で知覧の女性と結婚しました、数年前ですね。一応、隣に両親は土地を確保してたわけなんですけど、家を建てるということですね。実際、今住んでるのは知覧なんですよ、嫁さんの。それはプライベートなことがあって、どういう理由で住んでいるかわかりませんが、そういうふうになった場合には、どうしてもそこについて行く可能性はあるわけで、そういう意味で以前、市長はお金だけじゃないよと、そのやはり枕崎に住んでるその辺のソフト的なものが非常に大事だということも言われたんですけど、やはりそれもバランスを健全的なものをですね、バランスをもって政策をやっていくことが必要だと思います。

それで、例えば定住移住政策の中で、そういう政策ができるということですが、定住ということも非常に大事なことなんですよ。要は、市民にとっては、やはり定住したい人もいるわけ。親は当然、自分の生まれた枕崎ですから定住しますが、やはりその定住支援策というものも必要じゃないのかなってということ、両方分ければ移住定住だけでも移住政策、定住政策というものも必要であるだろうし、そういうことにもですね、やはり全部に多額のお金を支援すると補助金のばらまきにもなるし、その価値観が薄れるんじゃないかと思うんですが、やはり地方によっては、やっぱりその辺がですね、そこに住んでもらえたら住民税、固定資産税、当然、ちょっと下衆な言

い方かもしれませんが、補助金の回収ができるわけですよ、将来的に住んでもらえばですね。補助金を新築時に補助すれば、それは後でも回収、十分できるわけですね。

そういう意味で、固定資産税等の歳入増加や、それとやっぱり住んでもらうことによって、いろんな消費が生まれたり、人によって消費が生まれたり、それと地元の建築業者は経済活性化にもなるわけですよ。

そういう意味からしたら、やはり定住支援政策もですね、必要だと思うんですが、その定住支援政策についてはどう考えておりますかね。

○東中川徹企画調整課長 ただいま議員からありますように、まず移住者から申し上げますと、移住者を多く受け入れることで、税収その他、地域の活性化など将来に向けて、その効果があらわれていくということから、県内においても多くの自治体が移住の動機づけとして、住宅の取得・改修等への助成制度などの支援策を設けております。

そういった認識のもとで検討を進めて、今回、先ほど申し上げました内容で、新たに移住者住宅確保支援事業として、本市に定住する意思を持って移住される方に限定して、手厚い支援制度を創設したものであります。

今回は、市内居住者を含めた定住ということですね、事業の創設というものまでは、ちょっと至ってはいないんですが、取り組んでいる補助金等ではないんですが、一例を申し上げますと、総合戦略の政策パッケージの中の安定した雇用を創出するという部分で、若者のですね、地元高校生と企業との交流といったのも掲げておまして、平成30年度、本年2月になりますが、市内の企業15社に集まっていたいて、枕崎高校と鹿児島水産高校の、枕高の生徒は2年生、水産高校の生徒は食品工学科の1年生と2年生と聞いておりますが、総合体育館のほうで合同企業説明会を実施いたしました。

これは、今、雇用の創出ということで地元企業への就職を後押しするというのではなくて、例えば進学をされて、また都会に一旦就職をされて、Uターン等を考えるときに、枕崎にはこういう会社があるというようなこともですね、知っておくというのは重要なことだと思って、そういう取り組みも開始したところであります。

ただ、議員からありますように補助金であるとか、交付金であるとか、そういう定住のほうの検討までは、まだ至っていないところであります。

○4番城森史明議員 まだ定住政策に至っていないということですが、要は、そういう制度がある、はっきり言って10万円でもいいわけですよ。その一応、財源の中で、とりあえずその制度があるなしでは、やっぱり全然違ってくる、市民のあれもですね。

それとやはり、市内の住宅建設会社、木材会社、製材メーカーがありますよね。以前、話し合う場があったんですが、やはりその人たちも何でこういう制度がないのか、南さつま市はあるのに南九州市はあるのになら、やはりその建設業者、活性化にもつながるわけなので、ぜひ検討をしていただくようお願いしておきます。

それで一応、地方創生の中身に入っていきますが、総合戦略の中で、枕崎の新しい人の流れをつくるの中に、都市部から転入者数を平成31年までに30人ふやすとありますが、この辺の状況はどうなってるんでしょうか。

○東中川徹企画調整課長 総合戦略の中の枕崎への新しい人の流れをつくるの中の事業を実施することによるKPIにつきましては、転入者数で平成31年で30人増というのを掲げてございまして、今、平成28年と29年の実績で申し上げますと、28年の99人から77人と、22人減ということになっております。そういう重要業績評価指標ということで掲げておりますが、大変厳しい状況にあるという状況です。

○4番城森史明議員 ようやく、今から制度ができるわけなので、本当は、この定義については明確になってないということですよ。移住者数はどういう定義にするのか。単なる転入者だけ

を数えるのか。

そして大分県が示しているのは、その定住支援策を通じて転入して来られた人をカウントしているということなんです。その辺では、区別というのはどうなってるんですか。単なる移住者は何人なのか、支援策もないのでね、枕崎もまだ。だけど、その明らかに定住を目的に来られる方も今までいたわけですよ。その辺のところはどうなっているのか。

○東中川徹企画調整課長 確かに、移住してきたという方の、その確認といいますか、例えば転入手続に来るときに、その理由というのは、当然、ないわけであって、それで確認をすることはできないわけです。

それで今、申し上げた部分の99人、77人ということでは、私どものほうで大都市圏からの転入者ということで想定しているというか、明確な移住者ではありませんけど、その転入者ということでしか確認できないということで掲げてあるところです。

○4番城森史明議員 そういうことで、今後の取り組みとしては、やはりいかにそういう定住支援政策を活用して移住者をふやすかということなので、今後に期待したいと思います。

それと、具体的な取り組みとして移住者向け住宅リフォームの助成や、これはさっき言われたことだと思うんですが、三世代同居・近居の住宅購入資金の補助制度の導入等を上げていますが、移住者向け住宅リフォームの助成というのは、先ほどわかりましたので、この三世代同居・近居の住宅購入資金の補助制度、これはいわゆる定住制度だと思うんですが、この辺の検討のところはどうなってるんですか。

○東中川徹企画調整課長 議員からあります総合戦略に掲げた三世代同居・近居の促進、いわゆる市内居住者を含めた定住支援策の検討ということには、先ほど申し上げましたとおり、まだ検討には至っていないところであります。

地方創生総合戦略に掲げました、枕崎への新しい人の流れをつくる、これだけではなくて議員から先ほどありましたように、枕崎で安定した雇用を創出するであるとか、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど、ほかの政策パッケージに掲げた取り組みというものを総合的に今後、取り組んでいかなければならないというふうには思っております。

○4番城森史明議員 しかし、三世代同居・近居の促進というのはですね、ほかの自治体にはないんですよ、これ。ないんですが、非常に狙い目はすごく素晴らしいものじゃないかと思うんですよ。これにも書いてありますように、家事や子育てを協力し合い、それぞれの負担を減らす、高齢者世帯に起こりがちな問題の解決、それと空き家問題解消、その意味では教育の意味でもですね、この三世代同居・近居っていうのは、非常に目的としてはいいんじゃないかと思うんです。

ただ、その公平性に対して、これ非常に少ないので、その市民全体の公平性がどうなのかっていう問題はあると思うんですが、ですからそういう意味でも、こういう非常に目的はいいと思うので、そういうことから始めていただいたらですね、どうだろうかと思います。

そして今後、小学校の数が減っていくのは桜山小学校と別府中なんですよ。もともと少ないですよ、もともと少ない。だけど、どこの小学校も減少していくんですが、特に桜山中学校が激しい。一番激しいという予測がされているわけですよ。

ですから、そういうのがさっき言った地域指定に当たると思うんですよ。いわゆるより過疎的などところになっていくわけで、そういうところも加味して、人口、それを対象とした定住政策を掲げてやれば、非常に確かにそこには公平性という問題も残りますよ。その辺はどう考えて、どういうふうに市内では議論されてるんですかね。

○東中川徹企画調整課長 今、ありました三世代同居・近居の促進ということで政策パッケージの中には掲げてございますが、先ほども申し上げましたように、いろいろ検討を進めてくる中で、まずは移住者に対して手厚い支援策というのをつくり上げたいということの検討から手をつけておりまして、議員から先ほどからありますように、市内居住、また市内居住者を含めた定住とい

う取り組みについては、まだ検討には至っていないところであります。

○4番城森史明議員 検討ということは、全くそれを議論なり、会議をされたことはないということですか。

○東中川徹企画調整課長 担当課のほうではですね、いろいろ検討しておりますが、庁内で、まだその実施に向けた協議といったものには入っていないところであります。

○4番城森史明議員 課内では、どういう話をされてるんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほど申し上げましたように、総合戦略に掲げた一つの政策パッケージの、今回、新しい人の流れをつくるの部分で制度を創設いたしました。目標達成するためにはそこだけではなくて、いろいろな子育ての部分であるとか、雇用の創出、働く場所、市内の産業の活性化、そういったものもあわせて取り組んでいかなければ、定住等に対する効果というのは、なかなかはっきり言うのは難しいですよ、というような話はしているところです。

○4番城森史明議員 まさに、確かにそのとおり、ただ住宅政策だけでは大きな中の一つですから、やっぱりトータルの考える必要が、まあ後で、その件も話したいと思いますが。

次に、特に大分県は移住定住においては、非常に全国においても先進的であり、大都市における移住相談会での相談件数は、平成27年から急激に増加し、それに伴い移住者も急激にふえております。鹿児島県も大都市で移住相談会を開催しているとのことだが、本市は参加しているのか、まず質問したいと思います。

○東中川徹企画調整課長 鹿児島県主催で実施をし、移住相談などを行う移住・交流セミナー、これについては、平成30年度は4回開催をされております。

そのうち、11月に東京のふるさと回帰支援センターというところを会場に開催されたセミナーには、本市からも職員2名、それから地域おこし協力隊が参加しております。本市のほかには県内の6団体、始良市、垂水市、志布志市、さつま町、錦江町、あと広域であります奄美群島広域事務組合が参加しております。そこに本市も参加をしております。

○4番城森史明議員 大分県はですね、びっくりしましたが、年に36回開いてるんですよ。福岡、大阪、東京、毎月一遍、行っているんですね。鹿児島県は4回しか開いてないんです。もうそれだけでも非常に、その大分県がどれだけ熱心に人口問題に取り組んでるかっていうことがわかると思うんですが、その移住者の相談件数が平成26年は209件だったんですが、27年は838件、28年は1,453件、29年度は1,782件の相談件数があるわけですよ。

そして移住者もですね、26年までは290人程度だったんですが、27年は454人、28年は768人、29年は1,084人ということで本当にびっくりしましたが、その移住の相談件数もふえて、移住者数もそれに伴って増加してるわけですね。

それで、そのときも県の職員が、自治体によっては参加しても温度差があるっていうようなことを、自治体でですね、熱心なところは非常に呼び込み等熱心だが、ないところは少ない。

そういう意味で、地域おこし協力隊と一緒にいったということですが、その辺の状況はどうだったんですか。件数とかその辺は。

○東中川徹企画調整課長 先ほど申し上げましたセミナーの内容としては、鹿児島移住をテーマとして、それぞれの地域おこし協力隊の経験談等を含めた各団体のPR・紹介を行っているほか、団体ごとにブースを設け、移住の希望を持って参加している方からの個別の相談に応じる中で、移住を検討されている方々の生の声というのも聞かせていただいております。

実際、移住を希望して、そのセミナーに参加された方というのが、ちょっと少ないようですね、6組7名だったと聞いております。その中で、枕崎のほうのブースに来ていただいた方が、6組の中の2組が枕崎のほうにいろいろ相談に来られたということで、その方々からいろんな生の声を聞きました。こちらの住環境であるとか、空き家バンク、あと市内の家賃の相場であるとか、そういったことで答えられる部分については、その場で答えてきたということでもあります。

ただ、今後の取り組みについても、若干説明をさせていただきますが、先ほど申し上げました住宅の関係の新しい支援策のほかに新年度、空き家バンクへの登録を促すために、家財道具等の処分に要する費用の一部助成制度というのを新設いたしました。

それで、空き家対策とあわせて移住を希望する方への住宅の情報の提供であるとか、地方への移住に前向きな方に対して、本市での生活を疑似体験できるツアーを計画、実施することで、移住先として本市をPRして、実際の移住につなげていきたいということを目的として、移住体験ツアーというのも新年度実施することとしております。

そういった取り組みをですね、今後においては、そのようなアピールの場において、移住関連の情報を紹介する場などにおいて、そういった本市の支援策というのを含めて情報発信、魅力を発信し、本市への移住の促進につなげていきたいというふうに思っております。

○4番城森史明議員 最後の質問をしようとしていましたところ、今後のどうしていくのかっていうことも一緒に語ってもらいましたが、私もあの、そういう大分県は先進県だということで、その中で常にベスト3に入ってる豊後高田市っていうのがあります。そこに行ってですね、いろいろと聞いたんですが、びっくりしたのはさっき言ったように、平成23年度から転入者数が転出者数を7年連続上回ってる。

それと、さっき言いましたが、移住定住に取り組んでる事業が156ですかね、その中で、本当、移住定住支援、住宅支援だけじゃなくてですね、住宅、婚活、結婚、子育て、仕事、まちづくり等ですね、非常にそのまちづくりからもうトータル的に進めてきてですね、まちづくりを行って、それで、そのためにやっぱり移住者も非常に魅力があるわけですね。

そういうことで、今後ですね、その移住定住者、移住なのか定住なのか、ふやし、本市を活性化するためにですね、今後どのような政策を実施していくのか、さっきちょっと語ってもらいましたが、もう一回、お願いします。

○東中川徹企画調整課長 先ほどから申し上げておりますが、移住定住等による本市の活性化につなげていくためには、どうしても新しい人の流れをつくるの分野だけではなくて、枕崎で安定した雇用を創出する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、それから、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、この施策パッケージ4つの分野に掲げた取り組みというのが、総合的に進められていかなければならないと思っております。今後、そのような形で検討を進めていきたいというふうに思っております。

○4番城森史明議員 今、企画調整課長から説明がありましたが、やはり豊後高田市の例はですね、空き家バンク事業を当然やってまして、毎年30件以上の新規登録があると、そういう状況ですね。そして子育て支援においては、高校生までの医療費の無料化、それと幼稚園から中学校までの給食費無料ということで、29年度移住実績はですね、139世帯293人というすばらしい成果が出ております。

そして農業なんかにですね、農業等なんかはもう、すぐにはできませんので、そういう仕事面からも、やはりアグリチャレンジコースというのも設けてですね、既存の農家で2年間勉強をしてもらって、それから農業をしてもらおうと、新規就農してもらおうという、そういうトータル的に施策をやっているの、やはりそれも今から、今後、将来に向けてですね、やはりトータル的にその辺の子育て支援から全て行ってですね、それもまたPRすることも大事なわけですから、実際、枕崎も中学生までは無料化できてますよね。そういうのを含めて、いろんな意味でPRしながら、トータル的にPRしながら、そういうことがやっぱり必要じゃないかなと思います。

しかしやはり、それも量的にも、そういう制度を備えなければいけないので、やはりそのスピード感というのも大事ですし、財源の範囲でとにかく制度をつくるっていうのも一つの大事な要素だと思うんですね。財源も大事だが、しかし制度をつくっていく、どんどんつくっていくっていうのも大事だと思うんですが、そういう意味で最後に市長の考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 今、移住、人口減少対策ということで、御質問をいろいろいただきました。ありがとうございます。

先ほど議員からございました、市長は、以前はお金だけじゃないというお話があったということですが、今もそれは思っておりますですね、当然、支援というところは必要だと思います。

ただ、移住というところについては、来年度、いろんな施策をしてどんどんトライしていこうというふうに思っております。定住ってということに関しましては、やはり根本にあるのは、やっぱり住み心地といいますかですね、ここに住み続けたいという思いをですね、どうやってつくるかということだと思います。

いろんな補助事業で定住を進める、あるいは流出を防ぐというところはあるんでしょうけれども、それ以上に大事なのはやはり、例えば教育だったり、子育ての環境だったりとかですね、ここ枕崎で子供を育てたいんだ、ここで生活していきたいんだという思いをただでつくれるかだと思いますので、当然、議員からございましたように、いろんな補助という部分も考えつつも、やはり本質のところでは市民が枕崎に住んでよかったなと、ここに住み続けたいなと思えるような施策をですね、本当に市内で話をしながら、しっかりつくっていきたくて考えております。

○4番城森史明議員 市長の考えもごもっともで、そして豊後高田市はさっき一つ言い忘れていたんですが、教育支援も非常にすばらしくて、そのおかげで学力は大分県内9年連続トップクラスとなってるそうなので、やはりその目に見える補助金は、確かにバランスをとりながらですね、しかし政策的には、やはりそういう投資をしてですね、いろんな子育てに対する政策投資をして、そういう環境づくりをするっていうのにもお金が要るわけですからね、やはりそういうものをつくっていただいて、まず、まちづくりだと思いますし、そして、もう一つ忘れてましたが、昭和の町っていうのが豊後高田市にあるんですね。

だから、あそこに行ったらシャッター商店が少ないんですよ。ですから、そういうことから、トータル的にまちづくりを進めてきたんだらうなっていうのを感じたもんですから、今後、そういう意味で、まちづくりを含めた定住支援政策をお願いしたいと思います。

次に、質問はかわりますが、福祉給食について質問をしたいと思います。

まず、過去5年間の配食数の推移っていうのは、どのようになっているんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 福祉給食サービスにつきましては、本市では平成4年2月から約1年間の試行的な取り組みを経まして、平成5年1月から本格的に事業を実施しているところでございます。過去5年間の配食数ということでございますけれども、平成25年度が10万4,632食、平成26年度が9万9,272食、平成27年度が10万0,971食、平成28年度が9万2,623食、そして平成29年度が8万7,352食というふうになっております。

○4番城森史明議員 済みません、世帯数はわかりますか。世帯数の推移っていうのはわかりますか。配食世帯数ですね。

○山口英雄福祉課長 この給食を配送している対象者数で申し上げます。平成25年度が390人、平成26年度が385人、平成27年度が399人、平成28年度が391人、平成29年度が382人というふうになっております。

○4番城森史明議員 世帯数からいったら安定した形で推移してるということになりますが、それで、次の対象者にはですね、高齢者が多いと思うんですが、この福祉給食の実施目的といいますか、どういう目的でこのような事業をやっているのか、質問いたします。

○山口英雄福祉課長 福祉給食サービス事業は、ひとり暮らし、もしくは夫婦暮らしの高齢者、または身体障害者等でありまして、家庭において健全な食生活を営むことに支障のある方に対して、配食方式により食事を提供することで、これらの方々の食生活の改善を通じた健康増進を図り、居宅における自立した生活を支援するとともに、孤独感の解消や安否の確認につなげることを目的としているところでございます。

○4番城森史明議員　そういう意味では、もう単なる配食というよりは、そういういろんな福祉的な介護の見回りの、そういう要素が強いという理解でいいんですかね。

○山口英雄福祉課長　ただいま申し上げましたとおり、単に給食を配送するというだけではなくて、孤独感の解消とか安否確認、こういったことに、より重きを置いて行っているところがございます。

○4番城森史明議員　それと弁当の品質というんですかね、品質と価格、価格はどれぐらいなのか、それと品質的にはどういう設計というか、されているのか、質問いたします。

○山口英雄福祉課長　福祉給食サービスにつきましては、食材費及び調理関係の人員費、これを調理コストとして、この部分について利用者に負担をしていただいております、平成24年7月以降、1食当たり450円、ただし非課税世帯の場合には、1食当たり400円といたしまして、50円の差額は市が助成しておりますけれども、こういった価格で運用しております。

なお、価格につきましては、平成26年4月の消費税8%への引き上げに際しましても、利用者負担金を据え置いて事業を実施してきたところがございますけれども、配食数につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、年々減少してきておまして、1食当たりの調理コストが上昇傾向にございます。

こういった状況でございますので、事業を受託する社会福祉協議会でも調理コストの低減に努力をしているところですが、また本年10月から消費税10%への引き上げということ等もございまして、さらなる収支への影響も懸念されるところでございます。

また、福祉給食の品質というお尋ねでございますが、福祉給食につきましては、管理栄養士がつくったメニューに従ってですね、つくっているところですが、メニューということで申し上げますと、現在、その内容の固定化が進んでいる感も否めない状況にあるところでございまして、見直しについて協議、検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○4番城森史明議員　私もある利用者から聞いたことがあるんですが、福祉給食が余りおいしくないということは、ちょっと聞いたんですね。その利用者の声というのはどのように吸い上げるっていうか、実際されているんですかね。

○山口英雄福祉課長　福祉給食に関する利用者の声ということでございますが、今、おいしくないということでも申されましたけれども、私どものほうには、おいしくないということではなくて、味が薄いといった声が時折ですね、寄せられるというふうに聞いているところでございます。

ただ、福祉給食サービスの目的といたしまして、ひとり暮らしの高齢者等の食生活の改善を通じた健康増進を図るといったことも事業の一つの大きな目的でありますことから、減塩に配慮した食事を提供しているということで、こういう説明を利用者の方には説明して、理解をいただいているところでございます。

あと、給食の内容ではなく安否確認等ですね、声かけをもっとやっていただきたい、これはケースによりけりで、中にはもっと安否確認の声かけをしてほしいといった意見もですね、たまに聞かれるところですが、高齢者の孤独感の解消とか、安否の確認といったこともまた、この事業の大きな目的の一つでありますので、委託先であります社会福祉協議会のほうでも給食配達担当者に対する指導の徹底に努めているというふうに聞いております。

○4番城森史明議員　民間のワタミやら最近、Aコープが参入したわけですが、その中のワタミも1食当たり616円なんですよね。Aコープは1,170円なんですよ。

ですから、そういう意味からするとAコープも健康管理食というんですかね、やはり高齢者に配慮したカロリーやたんぱく質を抑えるっていうふうですね、そういうのを売りにしているみたいですが、そういう意味ではさっき言った、その価格的に450円ちゅうのは、その辺が本当に適切なのかなど。言うたら、もっと上げて、この価格からしたらですね、若干上げて。

それで当然、ある程度おいしいという、その品質的には落とされないわけですよ。おいしいっ

という評価があつて、もっと上げるっていうことも、それか、市が補助するかですね。高齢者をあれだと思ふんでね。その辺についてはどう考えておられるんですか。

○山口英雄福祉課長 福祉給食の価格の関係ですけども、先ほど答弁申しましたとおり、この利用者ですね、負担していただいております1食当たり450円につきましては、材料費、それから調理に係る人件費のみでございますので、あと配送コストとかですね、それは市のほうで負担しているところでございます。

そういった価格設定にしている理由といたしましては、利用者負担が大きくなれば、また利用しにくい制度にもなりますので、そういう直接的な調理コスト、その部分だけを給食の1食当たり単価として負担していただいているところでございます。

今、価格が適切かどうかという御質問でございますが、こちらのほうでも今、福祉給食サービスにつきましては、平成29年度におきましては、調理コストが年々上昇してきておりまして、一般会計から、本来利用者が負担していただく調理コスト部分に不足が生じまして、81万程度市から補填をしております。

こういったことで収支不足が生じておりますので、今後ですね、この価格についても利用者が、一方で上げると減少するということがありますので、そこら辺のバランスも踏まえながら、適切な価格について検討していきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 それは、あくまでも品質がよくなるという意味での話を前提としているということです。

それで、次に人件費の会計収支はどうかという質問であります。これは聞きますと調理人件費のみでも赤字が出てるという状況になるんですが、例えば材料費なんかもありますけども、その辺の地元のを安く仕入れるっていう、材料費も下げる、そういう方法もあると思うんですよね。ですので、その地元の食材を使用している、その辺はどうなってるのか。それと調理人が何人で調理されているのか、質問します。

○山口英雄福祉課長 給食の材料の調達の関係でございますけれども、大量に使うような調味料とか、冷凍食品関係とかっていうのは、市内業者でなくて県内業者から調達しているんですけども、ほとんどの食材は市内業者から調達しているということでございます。

それから、今、調理員がですね、何人で調理してるかっていうことにつきましては、正確な資料を持ってきておりませんので、今のところ、ちょっと答弁はできないところでございます。

○4番城森史明議員 最後になりますが、さっき言ったように民間の給食業者との競合というものもありますし、高齢者の増加ですよね。あと2025年には団塊の世代が全員75歳以上になるわけですよね。そういう意味を含めた中で、今後の福祉給食の方向性についてどのように考えているのか、質問いたします。

○山口英雄福祉課長 福祉給食につきましては、議員がおっしゃったとおり、複数の民間事業者が同様の事業をやっておりまして、このことが市の福祉給食サービスにおける配食数減少の要因の一つになっているものというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、福祉給食サービス事業は、高齢者等に単に食事を提供するという事ばかりでなく、独居老人等の孤独感の解消とか、安否の確認と、こういったことにつなげるという機能も重要な要素でありまして、このような観点から見ますと、民間事業者の場合には、ここら辺がですね、十分機能を発揮できるのかといったところ、こちらのほうではどういった状況かっていうのは、なかなか確認はできないんですが、そこら辺の部分がどれほど機能するのかなということで、ちょっと懸念も考えられるところでございます。

今後も高齢化や核家族化がますます進行することが見込まれる情勢の中で、誰もが住みなれた地域で豊かに暮らしていくためには、福祉給食サービス事業の重要性っていうのは、今後ますます高くなるというふうに考えております。

したがいまして、市の福祉給食サービス事業につきましては、収支面の改善のための利用者負担金の見直しとか、メニューの見直しとか、こういった課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、長期的な意味合いからは民間をどの程度活用できるのかといった、そういった視点も持って検討していきたいというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時28分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、俵積田義信議員。

[俵積田義信議員 登壇]

○6番俵積田義信議員 本日最後の質問者になりました。

大変お疲れのところと思いますが、しばらくおつき合いをお願いいたします。

私は今後、枕崎市が維持、発展するために、生き残るために、大きく分けて3つの課題があると思います。1つ目は行財政改革の問題、2つ目は少子高齢化、人口減の問題、3つ目は産業振興の問題であります。

本市が将来生き残るために、乗り越えていかなければならない課題であります。このことは、前田市長も的確に捉えておりまして、公約にもなっております。

財政は、私が議員になったころから急激に悪化して、一時歳入不足で、危機的状況にもなりました。庁舎建設基金や空港の運営基金まで取り崩した経緯があります。

現在は、やや改善されてきてはおりますが、扶助費等の増で、義務的経費は年々ふえる一方です。財政の弾力性を示す経常収支比率は94%の高どまりで、一向に改善されません。

前田市長の考えとして、産業競争力の強化と雇用創出、市民所得の向上、自主財源の持続的確保を図る正しい現状認識と問題解決のスキル、めり張りのある自治体経営で弾力性のある財政構造を目指すということでありまして、まだ就任1年とちょっとでございますが、成果は問いません。ただし、公約実現の手応えと自信のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま、公約実現の手応えというふうに御質問いただきました。

手応えというのを感じられるかどうか、これはまさに市民の皆さんのリアクションと申しますか、反応はどうかということかというふうに思っております。

決して市民の皆さんに答えを求めているわけではなく、私自身の行政運営が市民の皆さんの心に火をつけられているかどうかということです。私自身の行動に答えはあります。市民との直接の対話の機会、それが感じさせてくれるところです。

その意味では、昨年11月の語る会で、市民の皆さんの生の声を聞いたことは、とても有意義なことでありました。教育、子育てにつきまして、市民の皆さんが、御自身の考えを話され、前向きな思いを持たれていることに手応えを感じました。語る会の内容、年頭所感を掲載した広報紙が配布された後、いろんな方から市政が身近に感じられたとの評価もいただきました。

また、この1年、青年会議所、青年会議所OB会、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、茶業青年の会、水産団体の若手メンバー、商工会議所青年部、いろんな会合でお話をする機会をいただきました。

それぞれの会合で、枕崎市のオピニオンリーダーの皆さんの御意見をお聞きすることができ、私自身の考えも直接お伝えすることができました。特に、つい先日ありました商工会議所青年部での講演会で、1年間の市政運営の振り返りと新年度の施策について、私がこだわっているSDGsにひもづけてお話をさせていただきましたが、非常に皆さんの反応がよく、手応えを感じま

した。

行財政改革につきましては、就任当初から5Sにこだわって、事あるごとに職員にその大切さを申しております。5Sを実行できれば、業務の整理整頓が進み、コスト意識、コスト削減につながります。2年目はこの5Sにプラスして、スピード、そのスピードのSも加えて、仕事の質を高めてまいります。積極的に新たなことにチャレンジする職員も確実におります。その点では、手応えを感じております。それを全職員に広げていくことがこれからの課題です。

これからも、年に2回の語る会を充実させていくこと、そして日常的にも市民との対話の機会をふやすこと、さらに職員の仕事の質を高めていくこと、それらを通じて、今の手応えをさらに大きなものにしてまいりたいというふうに考えております。

経済のほうもですね、しっかり立て直さないといけない。今、議員からございましたようにですね、本当に将来に向けての3つの課題というのは、同じように共有しておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。手応えにつきましては、十分しっかりと感じておるところでございます。

○6番 依積田義信議員 大変、力強い答弁といたしますか、手応えを感じているということで、安心をいたしたところですか。

この市長が掲げた3つの課題といたしますか、ここら辺、本当に実現するためには、もう生易しいことでは実現はできないというふうに思っております。相当の覚悟が必要であります。今後の市長の手腕に期待をいたしたいと思っております。

次に、行財政についてでございます。地方交付税、普通交付税は、人口割と面積割、または基準財政需要額等が基本になって決まるというふうに聞いておりますが、本市のように人口減が続く中で、どのように予測をしているのか。けさの質問では、9,000万の増と、31年度の交付税ですね、見込みということなんですが、どのような予測になっているのか、お尋ねをいたします。

○佐藤祐司財政課長 地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための制度でありますので、基本的には、基準財政需要額において必要額が算定される限り、税収等が減少しても普通交付税額は増加する形になりますので、一定の額は保障されると考えております。

ただ、今後、このまま人口減少が続いていくと、先ほど質問者が申しましたように、基準財政需要額は人口1人当たりという単位で算定される項目が多いということもありますので、算定の中で段階補正等により割り増し調整されるといたしましても、枕崎市として必要な額、すなわち基準財政需要額全体としては公債費の交付税措置分を除きまして、減少傾向にあるのではないかとこのように予測をいたしております。

そのためにも、予算編成方針にも掲げてございますように、必要性、緊急性、費用対効果や後年度負担などを総合的に勘案の上、真に必要な事務事業を厳選するとともに、減少する歳入総額に耐えられる歳出構造にしていくため、行財政改革を積極的に進め、財政の健全化を推進していくことを今後とも継続していく必要があるというふうに考えております。

ちなみに31年度の普通交付税額につきましては、包括算定経費について3.5%の減ということで、国のほうから推計するように示されております。

しかしながら、過疎対策事業債の元利償還金が今年度から始まっております。元金償還が始まっております。その元利償還が来年度は増加する影響もございまして、公債費の交付税措置額が増加することなどから、全体としては前年度並み、若干増という形を見込んでおります。

○6番 依積田義信議員 若干、減っていくという予測ということではありますが、特別交付税というのはどういう場合に交付されるのか、また本市もそういう交付を受ける条件があるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○佐藤祐司財政課長 特別交付税につきましては、当初予算では4億円を計上いたしております。

過去の推移を見ますと、27年度は5億円台であったわけですが、28、29と減少をしてきております。29年度の特別交付税の交付額は、4億5,774万3,000円というふうになっております。

この特別交付税は、普通交付税等で算入されない特別な財政需要があった場合に交付されるというものでございまして、大きくは、災害があったときの特別財政需要というのが、主に算定されるものでございます。

普通交付税で算定されていないということを申しましたが、特別交付税で算定されるものにつきましても、ある程度のルール分というものがございます。

最近のものであれば、地域おこし協力隊の経費ですとか、そのようなものは1人当たり400万程度という形でルール化して算定するような形になっております。

ですから、普通交付税で補足されない特別な財政需要に対して交付をされるものでございます。

○6番 依積田義信議員 次の質問であります。ふるさと納税は、本市にとっても非常に貴重な財源であります。ありがたい財源でもありますが、今後の見通しとしてどのように考えているのか、予測しているのか、お尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、ふるさと納税についての平成30年度の状況を申し上げます。

ふるさと応援寄附金の状況及び今後の対応ということで、昨年12月定例会最終本会議終了後の全員協議会におきまして、6月補正後において寄附額を5億1,000万円と見込み計上しておりますが、12月16日現在で4億1,800万円を超える寄附の申し込みが寄せられているということは御説明を申し上げます。

その後の寄附の状況を申し上げますと、12月末現在で7億1,603万6,500円、1月末においては7億3,569万5,500円と、予算額を大きく上回る寄附が寄せられておまして、本定例会に承認議案を提出してありますように、返礼事業等に要する予算について専決処分対応させていただいております。

なお、2月末現在で申し上げますと、7億5,700万円程度となっております。今後の受入状況によってはさらに予算措置が必要となるということも推測されるところであります。

ふるさと応援寄附金につきましては、本市のまちづくり財源の確保、特産品等の販売促進ということで、大いに貢献をさせていただいております。

今後におきましても、さらなるまちづくり財源の確保を図るために、ポータルサイトの追加など、寄附をしていただく方の裾野を広げていく取り組みを行うとともに、ふるさと納税制度のPR機能としての有用性を活用しまして、本市特産品のブランド化というものや、新たな特産品の発掘、また、体験型のメニューの検討など、本市の魅力を発信し、地域の活性化につなげていく取り組みを進めていくこととしておまして、そのような取り組みによって平成31年度の当初予算としては、寄附額の目標額を8億円として計上しているところであります。

○6番 依積田義信議員 ふるさと枕崎を思う市外の皆さんの温かい寄附金であります。

7億というのは非常に大きな金額で、本市の予算の7%を占める非常にありがたい財源であります。

活用策については、もう予算等で既に示しておりますが、ふるさと納税については、また、国のほうでもありますね、いろんな弊害等もあるということで、今、国会で、地方税法の改正をするということで、これに違反した自治体は対象外にすると、非常に強硬な法律であります。本市の場合、国の示している返礼品の3割以内、地場産の商品、こういったものは守られておるのですかね。

○東中川徹企画調整課長 昨年末に、議員の皆様方には文書でお知らせをいたしました。年末のアマゾンギフト券付与のキャンペーンに参加したことで、市が返礼品の3割のほかに寄附額の7%負担することによって、アマゾンギフト券の付与がされるというのがありまして、本市は、

12月19日に申し込みをいたしまして、20日から始めたわけなんですけど、21日付で総務省のほうから追加付与の部分が3割以上に当たるといことと、その部分は地場産品ではないものが寄附者に渡るといことと、そういう指摘を受けましたので、その日付でその部分は取りやめたところであります。

その後の総務省からのいろんな調査等がありましたが、ことし1月1日現在の状況も調査がありましたが、1月1日現在では、もうそのようなものはございませんので、全て3割以下、全て地場産品ということになっております。

○6番 依積田義信議員 その地場産品というのはどういう物なんですかね。農産物も入っているんですか。

○東中川徹企画調整課長 かつおぶしであったり、カツオ製品、そういったものとか、農産品といいますが、果樹とかですね、そういった農産品も入っております。

○6番 依積田義信議員 本市の農産物の特産品として、いろいろあります。都会の人たちが一番喜ばれるのが、豆類なんですね。グリーンピース、ソラマメ、非常に春の商材として今ごろが旬であります。そういう実エンドウ、ソラマメ等の活用策は考えていないのか、お尋ねいたします。

○東中川徹企画調整課長 農産物によっては、期間限定であるとか、そういった返礼品も準備をしております。今、豆類ということではありますが、たしか、今現在は返礼品としてはなかったかなというふうに思っております。

そういったものも農業者の方々に、そういう返礼品としてどうだろうかというような、いろんな相談も企画調整課にまいりますので、そういう相談を受けてですね、返礼品として追加していくということは、これまでもしておりますし、そういう話があれば、お話は聞いていきたいというふうに思っております。

○6番 依積田義信議員 次の質問に入ります。本市の人口は、けさの掲示板を見ますと二万一千四百何人でしたかね、もう非常に減少している。

2025年、当局のほうは2万人を維持しようということ、努力をしようと言っておるんですが、これはもう全国的な地方都市の抱える問題でもありますし、この流れを食い止めるということはもう至難のわざだと私は思っております。

ちょっと2万人を維持するというのは、甘い考えじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどう推測しているんですかね。

○平塚孝三企画調整課参事 国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に公表した平成22年国勢調査の本市の人口2万3,638人を基準とした将来推計人口は、2025年が1万8,943人、2040年が1万4,572人とされておりました。その将来人口の推計方法は、これまでの自然増減や社会増減の傾向が一定に継続すると仮定して推計されたものであります。

一方、基準点以降に起き得る社会経済の構造的変化や新たな政策効果などは、織り込まれていないところであります。

平成27年度に策定しました今後目指すべき将来の方向性を示した本市の人口ビジョンでは、将来人口推計で2025年は1万8,943人でありましたが、その推計に対しまして地方創生総合戦略各種施策を推進することによる施策効果を考慮しまして、また本市の若い世代が望む希望出生率を達成するシミュレーション等を踏まえまして、2025年の目標人口を2万人の維持としているところでございます。

現状を申しますと、平成31年1月末の住民基本台帳人口は2万1,416人で、平成27年の国勢調査人口から住民基本台帳上の異動により推計した平成30年10月1日現在の人口は2万0,881人で、前年比1.6%の減と厳しい状況となっているところでございます。

新年度は、地方創生総合戦略の政策分野、枕崎への新しい流れをつくるの移住定住支援事業において、移住者住宅確保支援事業や空き家バンク利用促進事業を新たに実施することといたしま

したが、枕崎で安定した雇用を創出する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなど、ほかの政策分野に掲げた取り組みを含めた中で目標達成に向けて取り組むことで、本市における人口減少を少しでも緩和させていきたいというふうに考えているところです。

○6番 俵積田義信議員 今、参事が言われた国立社会保障・人口問題研究所の発表というのは、3年前の発表になると思いますが、私は、昨年のですね、南日本新聞の記事でわかったんですが、去年の公表ですね、国立社会保障・人口問題研究所が発表した2045年の市町村別将来推計人口によると、本市の人口は半減の1万1,612人となり、高齢化率も50%を超えるというふうに発表がされております。

一番新しい予測であるというふうに思うんですが、こういった厳しい現実に沿った対策と申しますか、施策は必要だというふうに思っております。

先ほど答弁がありましたが、地道に施策を実行していくということで、その辺の施策は市長としてどう考えておられるのか。

○前田祝成市長 今、議員からございました国立社会保障・人口問題研究所の発表というのが当然あります。それに向けては非常に厳しい現実があるということは十分認識しております。

先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、人口減少に対しては、移住者を入れると。外から人を呼び込むということに対する施策、そして実際、枕崎に住んでいる人たちを流失させないといえますか、定着を進めるという施策、両方向からあろうかと思えます。

先ほど申し上げましたが、移住を促進するということに関しましては、新年度から新しい施策に取り組んでですね、先ほどのふるさと納税の活用等をしてですね、新しい施策に取り組むということについては積極的にやっていきたい、そのように考えます。

ただ、もう一つのその定住という部分については、やはり産業の競争力の強化というのも当然必要ですし、そこで雇用を生むということも必要です。

それと、私が一番重要視しているのはですね、実は教育のところを重要視しております。特に義務教育課程の教育の質を高めるということが非常に重要ではないかなというふうに思っています。

当然、人口の場合は、近隣自治体との競争というものもあります。施策の中では、近隣自治体のほうが、住宅の施策であったりとか、定着に対する施策ということで、補助金があったりとかっていう部分でですね、目に見えるインセンティブというところでは、若干、今のところ劣っているのかもしれないです。

ただし、中身という部分についてはですね、決して引けをとらない教育環境がありますし、子供たちを産み育てる環境というのは、しっかり競争力のあるものがあると思います。

ですので、そのあたりをしっかりとですね、強いものにしていくというのが、非常に重要になってこようかと思っています。

この小学校、中学校の義務教育の質、ここを高めていくということはですね、私はかなり人口減少対策に対しての大きなポイント、クリティカルパスというか、そういうものではないかなというふうに思っております。

○6番 俵積田義信議員 自然減少、自然的に減少する人口、それから社会減少、社会的に減少する、若い人たちが市外に出ていく、そして人口が減る。

市長が言うとおり、そういった若者を引きとめる政策は、私も必要であろうというふうに思います。

次の質問ですが、カツオ漁業は本市の基幹産業の一つであります。

現在、イワシやサバ、ニシン、マグロ、それからウナギ、そういったのがもう、資源が枯渇していくということで、非常に危機感もあるんですが、カツオの資源というのはどういうふうになっているのかですね、特に南洋漁場の資源ですね、カツオ。カツオがないと日本一のかつおぶしの生産ができない、そのようなことなんですが、どのような予測と申しますか、調査をしている

のか、お聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 近年、本市で取り扱われているカツオは、大西洋やインド洋、中西部太平洋で漁獲されたものでありますが、その多くは中西部太平洋で漁獲されたものとなっています。

カツオの資源については、国際機関である地域漁業管理機関（R F M O）で管理されておりまして、その中で中西部太平洋におけるカツオについては、日本やアメリカ、中国、韓国及び南洋島嶼国など24カ国とE U、台湾で構成する中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）で管理されております。

その条約水域は、北半球が西経150度以西の太平洋水域、南半球が西経130度以西、東経141度以東、南緯60度以北の太平洋水域となっております。

中西部太平洋まぐろ類委員会における資源評価については、毎年8月に実施される科学小委員会で資源評価結果の検討を行い、12月に開催される本委員会で管理措置を決定しております。

中西部太平洋まぐろ類委員会では、その資源評価の実態について、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ニュージーランドと太平洋島嶼国の27カ国で構成する太平洋共同体（S P C）に業務委託し、業務の実施については、島嶼国のみをメンバーとして行われており、科学小委員会では、その成果をもとに議論され、現在の資源状況を確認し、管理措置を決定しております。

最新の資源評価は、2016年に太平洋共同体の専門家グループにより行われ、体長データやタグデータ等をインプットデータとしてモデル内で成長曲線・年齢別漁獲尾数から資源量までの全てを推定する総合モデル、M u l t i f a n - C L（マルチファンカーブレングス）というもので行われておりまして、1972年から2015年の43年間の推移等を鑑みながら実施されております。

太平洋共同体はその結果について、13項目の評価結果を示し、どの結果も同じようになり得るとしつつも、その中の一つを取り上げ、親魚資源量が2014年資源評価の約326万トンに対し、約420万トンと約1.3倍に増加しており、資源は過剰漁獲の状態になく、乱獲状態にも陥っていない。また、資源状態は改善し、漁業による圧力は減少していると評価しております。

科学小委員会ではこの評価結果に対し、日本や中国、台湾は調査結果の上限、下限の範囲で検討すべきであること、また、評価結果が漁業者の感覚と大きく乖離しているため、支持できないと主張し同意に至らなかったことから評価結果が承認されず、今後、産卵資源量の管理目標との対比や分布域等について、さらなる研究の継続等を勧告したと承知しております。

○6番 依積田義信議員 乱獲状態にはないということで安心をいたしたところです。

次に、昨年ですね、焼酎やでん粉用の原料であるサツマイモに原因不明の病害が発生いたしまして、新聞等での報道のように非常に農家が不安がっております。

サツマイモは、本市にとっても防災作物として非常に大事な作物であります。特に地場産の焼酎の原料でもありますので、何とか病害を食い止めていただきたい。本市の被害状況と対策はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○川崎満農政課長 まず、枕崎市の病害の被害状況について答弁いたします。

このたびのサツマイモの病害は、まずサツマイモの地際部の茎及び塊根の茎に近い部分が、黒色から暗褐色に腐敗が発生します。次に、被害が進行すると、茎の上部及び塊根全体に腐敗が広がり、乾燥してかたくなり、やがて株が枯死するものでございます。

この病気については、発生原因となる菌が特定されておりましたが、昨年12月に県病害虫防除所が、南九州市及び鹿屋市からの被害芋からサツマイモ基腐病（仮称）とサツマイモ乾腐病の菌が確認されたと発表がありました。

発生状況については、農協、生産者等からの聞き取り調査から、市内の栽培面積の約1%に当

たる約5ヘクタール程度で被害が発生したと、枕崎市においては推測しております。この調査では、植えつけの遅いでん粉用品種である、「こなみずき」で被害が大きかったとの報告がありました。

次に、病害対策について答弁いたします。防除対策について県は、つる割病、基腐病、乾腐病とともに糸状菌による土壌病害であり、防除対策は基本的に同じであるとして、次の6項目を実施するように指導しております。

1番、発病した株、つるや塊根は抜き取って、圃場や周辺に残さないよう圃場外で処分する。2番、発病の見られた圃場はイネ科牧草などとの輪作を行い、翌年のサツマイモ栽培を控える。3番、発病の見られた圃場から種芋をとらない。4番、種芋には腐敗、病害、傷のない健全な芋を使用し、苗の消毒を確実に行う。5番、苗床の土壌消毒を行う。6番、植えつけ前には、圃場の排水対策や土壌消毒を十分行う。

県では、このたび病害菌が特定された状況にあり、耐病性品種等の研究は、今後なされるものと存じております。

市においては、次年度対策を考慮し、病害対策資料を昨年の広報まくらざき11月号に折り込み、サツマイモの病害対策を周知したところであります。

また、農協の集荷業者では、座談会及び研修会を開催し、サツマイモの病害対策を指導しているところであります。

○6番 依積田義信議員 原因がわかったということで、対策もわかったということでもあります。農家のほうには、しっかりとこの対策を伝えて、これ以上、被害が広がらないようお願いをいたしたいと思います。

次に、お茶の今後の対策なんですが、20年ほど前、枕崎市もお茶の100町歩増反ということで、私たち別府地区のほうにも非常に、お茶植栽の奨励がありました。苗等にも補助を出してまで、増反運動をされたんですが、現在、500町歩から600町歩ぐらいになっているというふうに聞いております。

しかしですね、お茶農家が一番、今、困っているのはお茶の価格、昔は1番茶でほとんどもう、1年間の単収を上げていたんですが、1番茶の価格が非常に下がって困っている。年間のお茶の価格も下がって下がってございまして、お茶農家の経営が危ぶまれてございまして、工場を閉鎖すると、お茶の栽培をやめるといようなことが続出しております。

県のほうは、静岡に次いで現在2位でありますので、全国1位にしようと言っているんですが、本市の対策としてどう見ているのか、お尋ねいたします。

○川崎満農政課長 今、議員の指摘のあった県の計画、これについてまず述べまして、その後、枕崎市の茶の状況、そして改植とか新植などにも取り組んでおりますのでその状況、そして最後に、今後の枕崎市の生産の見通しというものについて答弁したいと思います。

まず、県は、茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を、かごしま茶産地力向上プランとして平成21年7月に10カ年の計画を策定しております。

プランでは、平成30年度を目標としておりましたが、新たな今後10カ年を見据えた計画が定められることとなっております。計画では、本年3月に策定される予定でございます。

前回のプランでは、茶生産者や関係機関、団体が日本一の茶産地の実現に向けて、茶産地拡大のための指針として策定されましたが、今回は茶生産者や関係機関、団体が一体となって、本県茶業の強みや潜在能力を生かした、儲かる茶業経営の確立を進めるための指針として策定される予定であります。

次に、枕崎市の現在の茶の状況について、平成20年と30年の状況を比較しながら申し上げます。まず、茶工場の数ですが、平成20年の44工場が平成30年には39工場に、茶業者は平成20年265戸が平成30年136戸に、茶園面積が平成20年の610ヘクタールが平成30年は590ヘクタール

に、茶業者1戸当たりの茶園面積は、平成20年の2.3ヘクタールが平成30年には4.3ヘクタールとなっております。

また、荒茶生産額については、平成20年27億7,000万円が平成30年19億5,000万円に、農家1戸当たりの生産額については、平成20年1,000万円が平成30年1,400万円とこのような形で推移してるところであります。

先ほども議員から質問があったとおり、茶の消費にあっては、リーフ茶が減少する一方で、ドリンク茶が増加するなど、消費動向の変化に伴い荒茶価格が低迷したことや高齢化から茶業者の減少が続いており、このため茶園の集約化が進み経営規模の拡大が図られ、1戸当たりの生産額は増加してきている状況でございます。

そのような中で、平成23年度からは国の直接採択事業により、これまで継続した取り組みを実施しております。これは改植の事業でございますが、新植等の事業も行っているところでございます。

この結果、平成29年度までにやぶきた18ヘクタール、ゆたかみどり13ヘクタール、かなやみどり5ヘクタール等の49ヘクタールが抜根され、さえみどり29ヘクタール、あさつゆ5ヘクタール、あさのか4ヘクタール等に改植されております。

また、7ヘクタールが抜根されまして、新たにカンショや野菜への転換もされてるところでございます。

そして、今後の見通しということでございますが、茶の消費にあってはリーフ茶が減少する一方で、ドリンクティー、ティーバッグやインスタントティーが増加すると予想されております。このことから、消費者ニーズに対応した茶づくりがますます重要となっております。

このようなことから、1番茶は地の利を生かした品質を重視した茶づくりをメインとし、夏茶については、単価を量でカバーする茶づくりを行い、収益を確保する必要があります。また、多様なニーズに対応した有機栽培や輸出向けのお茶の生産が重要となると存じております。

今後は、さらにコストの引き下げを図るために茶工場の再編を推進し、茶業経営の基盤強化を図っていききたいというふうに考えております。

○6番 依積田義信議員 次の質問であります。仁田浦の工業団地に、木質のバイオマス発電施設ということで、今、地ならしの工事を行っております。

このことは、私は新聞紙上で知ったんですが、2020年に稼働予定だと、出力規模は1,990キロワット。一般家庭の約4,000戸分なんですね。出資が電気通信会社、東京だと思んですが、日本コムシスという会社でございます。

非常に、本市にとっても林業振興、あるいは風倒木等の活用ということで、ありがたい施設だと思うんですが、この施設の誘致なんですが、本市が働きかけたのかどうかですね、企業誘致に関係があるのか、その辺はどうなんですか。

○東中川徹企画調整課長 企業誘致ということで、こちらから働きかけたということではなくてですね、今ありました日本コムシスのほうから、そこでやりたいということで、いろんな土地の開発をしたり、造成をしたりですとか、そういうことがありましたので、いろいろ相談に来られていたと。それで、そこでやりたいという事業等については、市長のほうにも説明には参っているところであります。

○6番 依積田義信議員 その仁田浦に決定したと、仁田浦につくりたいというその要因と申しますか、そういった面は、何が要因で仁田浦に建設をするということになったんでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 今、日本コムシスが親会社で来ているところで、枕崎バイオマスエナジー合同会社っていう会社なんですけれども、当初、かつおぶしの焙乾用のまきを最初調達して、かつおぶし用に合わない針葉樹を発電用に何とかできないかということで、その会社が来ました。余ったエネルギーについて、水産加工組合の化成工場のエネルギーとして使えないかというふう

な発案で最初来たところですよ。

適地については、最終的に仁田浦に決定されたんですけども、中崎西之原線の近くの工業団地の西側の山林でありますとか、立神の山地、そういったところを、さまざま調査をされまして、最終的に仁田浦の工業団地のところの1企業が移るということで、そこを契約されたというふうないきさつでございます。

○6番 依積田義信議員 雇用も15人程度あるということで、非常に本市としてはありがたい企業であるというふうに思います。公害等はないということでございますので、歓迎をいたしたいというふうに思っております。

次は、食品ロスの問題ですね。市長が施政方針で述べた食品ロスを減らす取り組みをやると、3010（サンマルイチマル）という運動だということなんですが、どういうものなのかお尋ねいたします。

○加藤省三市民生活課参事 食品ロスとはですね、本来食べられるにもかかわらず、廃棄される食品のことを言います。この食品ロス量は、環境省の平成27年度推計によりますと、年間646万トンにもなります。それで、日本人1人当たりで換算いたしますと、年間約50キログラム、毎日ですね、お茶碗約1杯分、140グラムですね、量が廃棄されていることになっております。

食品ロスの削減対策といたしまして、宴会や食事会で乾杯後、30分間は料理を楽しんでいただき、その後、親睦を深めていただいた後、お開き前の10分間にもう一度料理を楽しんで食べ切りを呼びかける3010運動をお願いしていこうと考えているところでございます。

食料は大切な資源であり、それを廃棄することはもったいないということ、日本人が受け継いできた食の大切さ、食への感謝という考えを再認識する必要があります。

また、捨てる量が減りますと、ごみの減量化につながり、エネルギーの節約による地球温暖化対策にもつながってきます。市全体で大きな運動として呼びかけていく考えでございます。

このごみ減量化に向けた取り組みの一つといたしまして、新年度予算では、市内の飲食店に3010運動の啓発用のスタンドですね、これを100個作成いたしまして、配布、設置をお願いして、市民への啓発を図る計画でございます。

○6番 依積田義信議員 今、参事が答弁したように年間、全国で646万トン、大変な量であります。私もちょっと調べてみたんですが、これは日本の食糧輸入、1年間の食糧輸入の量に匹敵するという量で、大変な量であります。もったいないでは済まないというふうに思っておるところです。

政府もあわせてですね、ドギーバック運動というのに本腰を入れたということです。ドギーバック運動というのは、食べ残しをパック等に詰めて持ち帰る。その運動だということで、本市にとっても3010運動と同時に、このような運動もしたらというふうに思っております。

学校給食のほう、お願いいたします。食べ残しのほう。

○豊留信一給食センター所長 給食センターでは、児童生徒の成長のために、栄養面に偏りがないように、献立を工夫しながら給食を提供しておりますけれども、子供たちの中には、好きなもの、嫌いなものがあるようです。食の洋食化でありますとか、食の偏りが見られるということもあります。

このようなことから、給食センターのほうでは、地元の食材や和食のよさを理解していただくために、味つけの工夫や多彩な献立を準備して、好き嫌いが少なくなるように努めております。

そして、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、学校給食を通して、栄養教諭や教職員による食育、給食指導をしております。

このような取り組みをしておりますけれども、平成30年4月からことしの1月までの小学校、中学校での給食の残食量の合計は1,821.5キログラムです。給食1回当たり約11.2キログラムの残食量となります。これは、給食の配食量の約5%ということになっております。

○6番 俵積田義信議員 食育は非常に大事なことであります。今後とも教育に力を入れていただきたいと思っております。

私は、今回の議会で最後になりますが、私を育てて、育んでくれたふるさと枕崎の行く末を非常に案じております。戦争で町は焼かれ、2度も台風被害を受けました。大きな被害を受けましたが、市民や行政の努力によって見事にこうして人口もふえ、3万人を超えて県下で4番目に市制を敷きました。来年度、市制施行70周年を迎えるということでもあります。

今回、新進気鋭の若い前田市長が就任いたしましたので、市長を中心に課長の皆さん、職員の皆さん、一致して枕崎の活性化のために発展のために、一生懸命取り組んでいただきますようお願いをいたします。

皆さんの御活躍を祈念いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）

○新屋敷幸隆議長 以上で、俵積田義信議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時28分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成31年3月5日)

平成31年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成31年3月5日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員（84ページ～94ページ） 永 野 慶一郎 議員（94ページ～104ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時29分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 通告した主題に基づき、関連問題についても質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、厚労省の統計問題では、官僚の不正により処分もあったと聞いています。本市は、裁判に控訴した問題を棄却された事件に対し、多額の市民の税金を投入されています。私は、市職員の一連の行為は公務員の不作為に該当するのではないかと考えております。

ただ、一部の市民から、市職員と仲よくしてくれないかという声もあります。しかし、本市の行財政改革は、市職員の意識改革なくして枕崎市に明るい未来はないと私は考えております。

通告していた質問順につきまして、議長の許可を得たので、最初に枕崎市行政改革大綱の進捗状況について質問いたします。

1番目に、行政改革推進委員からの声として、行政にかかわる関係者全員の意識改革なくしては、枕崎の将来はあり得ないと言われております。そのためには、市長以下全職員や市議会議員を含めた行政関係者全員が一体となって、現在の危機的状況を踏まえ、意識改革に取り組んでほしいとあります。これまで、市民の満足するような行政サービスの提供や市民の立場に立った行政運営がなされてきたのか、市長に答弁をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成17年度の第4次枕崎市行政改革大綱及び第1次枕崎市行財政集中改革プランの策定に当たりましては、平成17年11月10日に枕崎市行政改革推進委員会から行財政改革推進のための提言を受けております。

市民の満足するような行政サービスの提供や市民の立場に立った行政運営の具体的取り組みについては、担当参事が答弁いたしますが、職員の意識改革については、施政方針でも述べましたとおり、私にとって継続したテーマであります。

市長就任当初から事あるごとに、庁内の5S、整理、整頓、清潔、清掃、しつけの徹底を申ししておりますが、庁内の5Sを徹底することで最終的にはコスト削減、業務の整理整頓を進め、限られた資源を有効に使う工夫で仕事の仕方を変革し、困難と思われる課題に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、ことしはスピードのSを加えて、仕事の質を高めてまいります。

○平塚孝三企画調整課参事 市民の満足するような行政サービスの提供や市民の立場に立った行政運営の具体的取り組みにつきましては、これまでに県からの権限移譲によるパスポート窓口の開設、体の不自由な方や高齢者などに配慮した庁舎トイレの整備、月1回実施する週休日における税収納関係窓口の臨時開庁、本庁管理職を含めた全職員が対応する総合案内窓口の開設、さらには今年度末から、転入・転出が集中する3月末から4月初めにかけて、転入・転出に関する窓口の受付時間を延長し、対応することなどしたことなど、住民福祉のより一層の向上を基本に、行政サービスの提供や市民の利便性向上に努めているところでございます。

○7番清水和弘議員 今、担当課から、県からの権限移譲と言われましたけど、この県からの権限移譲は、大体どのぐらいの業務になつとるんでしょうか。

○本田親行総務課長 県が所管する事務の権限の一部を市町村に移譲する権限移譲につきましては、鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく権限移譲は、平成30年度現在、県が平成17年7月に策定した権限移譲プログラムに記載している項目と、記載されていない項目を合わせま

して40項目、377事務の権限移譲がなされております。

なお、項目、事務とは、一連の業務を1項目、それぞれに付随する受付、許可などをそれぞれ1事務と捉えており、例を挙げますと、一般旅券の発給申請の受理及び交付事務の業務が1項目、13事務、これにつきましてはパスポートの発券でございます。農地転用許可等の業務が1項目、9事務となります。また、権限移譲プログラムに記載されている項目の権限移譲につきましては、40項目、377事務のうち16項目、193事務となっております。

○清水和弘議員 県からのですね、権限移譲により私は本当、市職員の職務がふえたんじゃないかなろうかと思うんですけど、その辺はどうなっているんでしょうか。

○本田親行総務課長 議員がおっしゃるとおり、業務につきましては、県からの権限移譲によってふえております。しかしながら、職員数につきましては経費の増加を招きますので、増員を招くことがないように配慮しながら、事務を進めているところでございます。

○7番清水和弘議員 行政に対しては、そのような点があったと思いますけど、市民に対して私も旅券の発給とか、そういうものについては、メリットはあったと思うんですけど、その住民に対して一番のメリットは何だったのか、お伺いいたします。

○本田親行総務課長 権限移譲につきましては、住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという考え方を基本に進められておりますので、例えば、パスポートの事務でありましても、市のほうで行えるようになったということがメリットだと考えております。

○7番清水和弘議員 次に、農政課職員においては、裁判で控訴棄却された問題について、これまで多額の市民の税金を投入しているにもかかわらず、反省の言葉を聞かれていないようです。

市長は塔切地区裁判問題に対し、担当課職員のこれまでの行動は、市民の満足するようなサービスに値すると考えているのか。今回の裁判で明らかのように、市職員の意識のずれが大きいと私は考えます。

市長は、塔切地区裁判判決後、担当課職員を初め、再発防止にどのような指導をしてきたのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 これまでも申し上げてまいりましたとおり、塔切地区の裁判においては、第一審での判決に対し、原告である市も被告である相手方も控訴いたしました。双方棄却という判決結果でありました。それにより、第一審での判決内容で判決が確定いたしました。

その判決内容は、被告は原告に対し訴訟の対象となった土地のうち、相手方が埋め立てを行った土地以外について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよというものでありました。これが裁判の判決結果であります。

次に、再発防止についてですが、この案件が裁判に至った発端は、裁判で争った土地について、市が分筆登記、所有権移転登記を行っていなかったことにあります。現在においては、事前に戸籍調査などを含めた用地調査を行い、登記可能かを確認することを徹底することにより、未登記が生じないよう努めるよう職員に指導しております。

○7番清水和弘議員 職員が土地の所有権移転登記をしなかった理由についてお伺いいたします。

○川崎満農政課長 これについてはですね、この平成5年当時のことなんですけど、5年当時にしなかった理由ということなんですけど、これは当時ですね、本来すべきであったのはもちろんのことでございますが、災害等が発生して業務が集中していたと、そういった理由等であるということでございます。

○7番清水和弘議員 行政の職務としてですよ、災害等があった場合、移転登記などのその業務を怠ってもいいというような、その特別なものはあるんでしょうか。

○川崎満農政課長 いかなる理由であれ、やっぱり登記を怠ったのは市の責任であったというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 所有権の移転登記、これが最大の問題だと私は考えておるんですけど、これについて担当課長は、今後どのような対応をしたいと考えてますか。

○川崎満農政課長 先ほども、市長のほうから再発防止についても説明がありましたとおり、事前に戸籍調査などを含めた用地調査を行いまして、登記可能かを確認する、こういったことを徹底して未登記が生じないように努めるようにしたいというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 今回、塔切地区みたいな裁判が二度と起きないように、行政からですよ、住民を訴えることのないような状況にしていきたい。

次に移ります。市長は、市職員の意識改革を実践する必要があると考えるならばですね、塔切地区裁判は、本市が控訴し棄却になったことを真摯に受けとめ、真摯に受けとめますよ、多くの市民が納得できるような形にすべきと考えます。

そのためには議会議員に対し、裁判判決の内容を説明し理解を求めることも必要と考えますが、その必要性についてお伺いいたします。

また、行政が解決できない問題が発生した場合、外部の有識者で構成する第三者委員会を設置し、解決した例が多々あります。その必要性についてお伺いいたします。

○前田祝成市長 繰り返しになりますが、塔切地区の裁判においては、第一審での判決に対し、原告である市も被告である相手方も控訴しましたが、双方棄却という判決結果になりました。そういう判決結果でありました。裁判の判決結果の内容につきましては、これまでも幾度か議会におきまして、説明しているという認識でおります。

もう一つ、追加でございました行政のいろんな課題、案件につきまして第三者委員会の設置ということでございますが、これにつきましても内容によりましては当然、必要かと思われま。

○7番清水和弘議員 結局、市長の答弁では、第三者委員会を設置するような問題ではないという認識でよろしいんですか。

○前田祝成市長 裁判の件ですけれども、これはもう既に判決が出た後でございますので、今、私がここで第三者委員会が必要であったかどうかという判断をする、お答えすることではないような気がしております。

○新屋敷幸隆議長 清水議員。趣旨がどんどんどんどん違ってきてるんじゃないですか。

○7番清水和弘議員 いや、市職員の、私はこの意識改革、これ提言書にあるんですよ、ここに。これについて進捗状況を私は聞いているんですからね。

○新屋敷幸隆議長 通告よりも全然違った意味の趣旨のもとにやってるんじゃないですか。

○7番清水和弘議員 いや、違いますよ。私、ちゃんとここに……、最初に言いましたよ。行政改革推進委員からの……。

○新屋敷幸隆議長 通告に出てきてないじゃないですか、これが。それを反映して……。

○7番清水和弘議員 これ関連じゃないですかこれ。私は最初、関連問題についても質問しますと述べてるんですよ。

○新屋敷幸隆議長 いやいや……（「次、いきます」と言う者あり）。

○7番清水和弘議員 4番目にですね、住民が満足するサービスについてですね、今回、塔切地区の問題は、3月議会で450万円と予算が出てるようです。

9月議会では890万円との予算が出ましたが、なぜ、この450万になったのかですね、この問題は、こういう予算の出し方で住民が満足するというように考えているのか……。

○新屋敷幸隆議長 清水議員。ますますそうなってきたんじゃないですか。それは、また予算委員会で出ますから、そのときに聞いてくださいよ。この通告に何も出てこないですよ、一言も。

○7番清水和弘議員 通告に、住民が満足するサービスについてと私はうたってます。

○新屋敷幸隆議長 いやいや、それはこじつけですよ。

何で、それなら通告にそれを入れないんですか、はっきりと。それはおかしいですよ。だから、

そのために通告制度があるわけだから。何にも、ここに入っていないじゃないですか。

○7番清水和弘議員 関連する事項についてと言うとるじゃないですか。

○新屋敷幸隆議長 清水議員の言うとおりにすれば、何でもかんでもありとなりますよ、これは。

○7番清水和弘議員 何でもかんでもありではないです、これは。なぜ、そういうふうに質問者の質問を遮るんですか。

○新屋敷幸隆議長 遮るわけではない。通告に従っていないからですよ。

○7番清水和弘議員 通告に従って私は述べとるんですよ。済みません、時計とめとってくださいよ。

○新屋敷幸隆議長 塔切の件も後で予算委員会であるわけだから、それでもいいんじゃないですか、いっぱい機会はあるわけだから。

○7番清水和弘議員 一般質問と委員会で言う質問の内容は違うんです。それはもう議長はわかっているとしますよ。

○新屋敷幸隆議長 いいえ。——じゃあ、続けてください、そんなら。

○7番清水和弘議員 次に、今の質問には答弁はないわけですね。

○前田祝成市長 初日の質疑でもありましたけれども、この件につきましては、詳細につきましては、予算委員会のほうで細かなところは説明させていただきたいというふうに思っております。

○7番清水和弘議員 市民協働の推進について質問していきます。地域で発生する諸課題を解決するには、市民との協働による体制を構築していく必要があると述べられております。市民の理解と協力を得るためには、市職員みずから率先してボランティアなど地域福祉活動に積極的に参加することを推進するとされております。

一つ例を述べますと、本市には、川をきれいにする条例があるにもかかわらず、馬追川の悪臭により、若い人が枕崎から他市に移り住んでいく状況があります。我々は、馬追川や牧園川流域の草払いを始め、馬追川の川の底部が見えるようになりました。

平成23年から25年にかけては、地頭所副市長のときは担当課を初め、多くの市職員が参加されて、皆さん、市民も満足しているようでした。しかし、久木田副市長にかわってからは、市職員の参加はほとんど見受けられません。ボランティアなど地域福祉活動には積極的に参加することを推進するとありますが、市職員も市民と一緒にあって、ボランティア活動をする考えはないのか、お伺いいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 これまでも地域における河川清掃活動など、地域活動が行われる際は全職員に周知し、特にその当該地域の職員の参加を呼びかけているところでございます。市民の社会参加が広まり、その活動も福祉、環境、教育、まちづくり等、さまざまな分野で展開されておりますが、多くの職員がこれらの活動に参加しております。

まちづくりを進めていく上で、職員の地域福祉活動への参画は大切なことで、市民と職員との間の相互理解や信頼関係が深まることによって、市民協働のまちづくりのさらなる推進につながると考えておりますので、今後も地域活動への積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

○7番清水和弘議員 地域住民との、この意識の疎通を考えるとですね、市職員のボランティアの参加を強く要望して、次の質問に移ります。

枕崎市行財政集中改革プランの事務・事業などの見直しについて、複雑多様化する住民ニーズや限られた人員・体制で的確に対応するために、パソコン導入など事務・事業の見直しをしたと考えます。

見直しに当たっては、PDCAサイクルを定着させて、事務・事業などの再編・整理等を検討するとありますが、どのような検討をされ、またその結果、どのように評価してるのか、お伺いいたします。

○平塚孝三企画調整課参事 第3次枕崎市行財政集中改革プランは、持続可能な財政構造の維持を目指し、行財政推進項目として12の柱に57項目の実施項目を掲げて、平成26年度から平成29年度までの4年間、目的達成に向け取り組んできたところです。

第3次プランの取り組み状況は、実施項目57項目に対しまして、56項目が実施済みで、実施率98.2%となっております。その効果額につきましては、目標額3億2,721万6,000円に対しまして、4億6,843万6,000円の財政効果が成果として上がっているところでございます。

事務・事業の再編・整理に関しましては、市内の諸施設における浄化槽点検及び清掃業務の一元化、月1回実施する週休日における税収納関係の窓口臨時開庁、陶芸館の廃止、火之神公園キャンプ施設の廃止、田布川運動場の廃止などを実施し、また職員提案による市庁舎総合案内、広告入り窓口用封筒の導入などを継続して実施しております。

また、各年度の各課の目標課題設定時におきまして、前年度の主要施策の実績、成果、進捗状況を市長・副市長ヒアリングを実施することで精査・検証し、事務・事業の評価を行っているところでございます。

○7番清水和弘議員 今、参事から、この火之神公園の利用についても変えたように聞こえたんですけど、以前、このテント料などあったと思いますけど、このことで火之神公園利用者からの声はどのようなものが上がっているのか、お伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園のテント利用につきましては、以前は、火之神公園の管理条例の中でキャンプの施設利用料をつくっておりました、貸し出しをしておりましたけれども、時代の流れによりまして、自分たちで簡易テントを持ち込んで利用すると、そういった状況にどんどん変わってきましたので、貸し出しの利用が図られなくなりましたことから、条例を廃止して、今、一般の広場として使っていただいております、その中でテントを持ち込んで自由にキャンプをされているところでございます。

○7番清水和弘議員 事務・事業の見直しについて質問していきます。補助金や市民サービスに係ることや本市財政状況、内部経費の削減などについて、市長と語る会において市民に話す必要があると思いますけど、この必要性について、またこれまで、このような本市財政状況や内部経費のことについて、市民と語る会で述べられてきたのか、お伺いいたします。

○前田祝成市長 市長と語る会についてのことでございますが、人口減少や少子高齢化による税収の減少、社会保障経費の増加などが進む現状において、多様化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくためには本市の財政状況等についても、広く市民の皆さんに御理解いただくことが重要であるというふうに考えております。

昨年11月に教育、子育て、健康づくりの三つのテーマを中心に、市長と語る会を開催いたしました。今後は、半年ごとに地域懇談会として語る会を実施してまいります。

この語る会等において、制度の改正、新たな施策の実施等についての御意見、御要望等を市民の皆さんにお伺いする際、その際にあわせて、本市の財政状況、行革の取り組みなどにつきましても、しっかりと説明し御理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

実際、今までやったのかということですが、11月の語る会の中では、具体的な財政状況等の説明は十二分にできたかということ、そこまではできておりませんので、今後ですね、そのあたりも常に頭においてですね、語る会のほうを進めていきたい、そのように思っております。

○7番清水和弘議員 私は、市長と語る会の中です、今現在、枕崎が置かれているこの健康保険状況ですね、この健康保険財政状況、一般財源から最近、毎年、この繰り入れしてありますが、このようなことを広報で幾ら述べてもですよ、実際、その市長と語る会の中で述べるのでは全然、私は違うと思うんですけど、その辺の必要性については、国民健康保険の財政状況についてですね、繰入状況。この辺も市民と語る会で述べていくべきだと思うんですけど、どう思われますか。

○前田祝成市長 今、語る会の話になりましたが、昨年、国保税率改正をさせていただいた際に

は、語る会とは別に、住民説明会という形です、各公民館で国保についての財政状況を含めて、説明をさせていただいたという認識でございます。

○7番清水和弘議員 私たち議員に対してはですね、国民健康保険がなぜこんなに高くなるのかと。また、住民からは、この市民サービスが少なくなるのは、どういう原因かと言われるわけなんですよ。

今まで、この一般会計から健康保険財政状況のほうに、この繰り入れすることによって市民サービスが本当、少なくなっていくと思ってるわけなんです。この辺についても、これは通告はしてないですけど、健康課のほうも真剣に受けとめてですね、改善に努めていただきたい。

次に、事務・事業の見直しについて質問していきます。マイカー通勤の職員から、駐車料金の徴収など検討すべきと言われております。検討したことはあるのか。また、これまでの徴収について、どのような対応をしてきたのかですね、お伺いいたします。

○本田親行総務課長 枕崎市行政改革推進委員会が、平成17年11月に行財政改革推進のための提言を取りまとめるに当たり、委員から出された意見、要望等の一つとして、市役所駐車場に関するものがございました。

その内容につきましては、市役所の駐車場について庁舎周りや八潮跡駐車場に職員が駐車しており、市役所に用事で来られたお客様が駐車できない状況がある。お客様駐車場をもっと多く確保するために、近距離通勤職員のマイカー通勤を規制すべきである。

また、お客様駐車場を確保するためにマイカー通勤の自粛や、マイカーで通わざるを得ない職員からは駐車料金の徴収を検討するなど、職員みずからが自発的にアイデアを出して取り組んでもらいたいといったものでございました。

また、平成23年12月に市議会において設置されました行財政改革特別委員会の中でも、利用している職員から駐車料金を徴収すべきという意見と同時に、市役所全体として来客用駐車場が不足しているとの意見もございました。

当時、これらの意見、要望等の本質を見きわめながら、市営駐車場も含め庁内全体で総合的に駐車場のあり方についての検討を行っております。来客、職員兼用の駐車場でありました八潮跡駐車場につきましては、検討の結果、利用区分を見直して来客専用の駐車場とすることで、45台分の来客用駐車スペースを確保することとし、通勤距離2キロ未満の職員には極力、徒歩、自転車、バイクでの通勤をお願いして協力をもらうことといたしました。

この考え方につきましては、行財政改革特別委員会の中でも説明を行いました。異論もなかったことから、平成25年1月から八潮跡の用地全体を来客用駐車場として運用してきているところであります。

○7番清水和弘議員 私は、この問題についてですね、1期目のときでしたけど、質問して職員から駐車料金を徴収すべきという話をしたことがあります。

次にですね、神園川流域の暗渠部分に多くの車が駐車している状況が見受けられます。

また、その周辺の人からは、一部の人が占用していると言われております。この部分の神園川流域暗渠部分ですよ、この部分の駐車料金を徴収する考えはないのか、検討をしたことはあるのか、お伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 神園川に設置した工作物、駐車場でございますが、これは公共の利用に供する駐車場として平成5年に設置され、駐車スペースは64区画で市民などに開放して利用いただいております。

利用状況につきましては、近隣の商店等を利用するお客様やイベント開催時の関係者、また市内外からの来場者の利用がある一方、一部常駐車両が見受けられておりますので、お知らせ版で長時間駐車など迷惑駐車をしないよう啓発するとともに、現場にも看板を設置し、注意喚起しているところです。

有料化につきましては、これまで隣接する公民館や通り会の代表者及び商工会議所の担当者にお集まりいただき、現状の確認を含め協議を行い、月決めなど有料化に向けて検討してきました。

こうした中、平成28年度より枕崎駅や枕崎駅舎前広場周辺を拠点とした、にぎわい創出を目的に、「枕崎駅」から始まる街づくり事業を開始し、年間を通じた定期的なイベント等を各種団体が相互に協力しながら、市民や各種団体間との一体感を生み出すとともに、観光客の誘客につなげていること。また、JRを利用したイベント等も企画、実施され、その際の関係者や来場者の駐車場として利用が図られていることから、当面、迷惑駐車等をしないよう注意喚起し、有効的な利用を促しながら、有料化への研究については、引き続き進めてまいりたいと考えています。

○7番清水和弘議員 今、水産商工課長が言われました、この観光客とかですよ、人には私も納得できるんですよ。

ただ、今の現状を見たらですよ、ずっと常駐して、またそこを仕切っている方がおられるわけなんですよ。そこについて、この取り締まりっていうのがですね、有効利用はできないのか。その辺を周辺の住民が私に言うわけなんですよ。その辺はどう考えておるんですか。

○下山忠志水産商工課長 駐車状況につきましても随時調査を進めておりまして、違法な駐車がある場合は注意喚起すると、現地で確認すれば注意するとともに、お知らせ版、看板等で喚起しております。

○7番清水和弘議員 これまでもですよ、その看板とか注意喚起してきたと思うんですよ。その効果が出てないわけなんですよ、ずっとコンティニュードしとるわけなんですよ。

だから以前はですね、私が1期目のときだったんですけど、パーキングメーターを取りつけるという話もありました。パーキングメーターを取りつけることによって、工作設置費用が高くなるという話もありましたけど、この話はもう全く現在はなされてないわけですね。

○下山忠志水産商工課長 パーキングメーターの設置につきましては、以前、メーカーに問い合わせを行ったことがあります。

設置費用につきましては、現場状況により異なりますが、一般的な平たんな区画を有する場合の実績として、ロックプレート式で1台当たり約20万円から約35万円となっているようです。駐車料金の設定や、これまで無料であったものを有料にして、どれくらいの利用が見込まれるか推定できないことなどから、料金収入と費用について検討できておりません。

これまで実施した隣接する公民館や通り会の代表者との協議においては、有料化する場合、月決め駐車場のほうが望ましいというふうな意見が多かったところです。

○7番清水和弘議員 この神園川流域の、この暗渠部分のですね、この土地を占有している方がおられますから、このことについては口頭で、私は注意を促していただきたいと思います。

○下山忠志水産商工課長 先ほども答弁申し上げましたが、随時現場に出向いて注意を促しているところでございます。ただ、神園川につきましては、戦災復興の区画整理によりまして河川が整備されております。左岸側につきましては、住宅や民家、そして商店が建ち並んでおります。右岸側につきましては、都市計画道路が張りついております。

こうした中、大雨時の増水、あるいは溢水、こういった防災対策として、流量計算を行った中で、河川断面を拡幅する計画があったことから、開渠のままでは道路に有効な幅員がとれないといったことで、暗渠というふうなことにしたところでございます。

暗渠化する前は民家の中で、どうしても道路に面してない部分の方々は、独自で渡版橋を設置して、入口部分を設けたという方々がたくさんおります。

そういうところにつきましては、どうしてもその駐車場というふうな形でできませんので、出入り口というふうな形で確保しておりますので、それ以外について、随時調査をしながら啓発をし、また指導をしているところでございます。

○7番清水和弘議員 多くの住民もですね、困っている人もいますから、その辺は随時注意して

いただきたい。

次にですね、市立図書館の指定管理制導入前と後の財政効果や利用者サービス状況など、運営状況はどのようになってるのか、お伺いいたします。

○中嶋章浩文化課長 市立図書館の運営を平成25年度から指定管理者としてNPO法人「枕崎みしのたくかにと」に指定して6年目となります。

初めに、これまでの指定管理制度導入に伴う財政効果について説明をいたします。

市直営の最終年度となった平成24年度、図書館関係の運営経費4,128万6,199円を基準に比較しまして、平成25年度以降、1年間で2,000万円弱の削減となっております。平成29年度までの5年間の削減額は、約9,700万円となっております。

サービス面においても、平成24年度までは祝日を休館日にするなど複雑でしたが、年末年始を除く月曜日を指定の休館日としたことで、開館日がわかりやすく利用者増につながっているところがあります。

また、指定管理者が趣向を凝らし、ふれあい図書館まつりや読書講演会、高齢者向けのあたまイキイキ！脳活性音読塾など、利用者のニーズに応えた事業を数多く実施しています。

これらの実績が評価されまして、平成30年度県図書館大会において、子ども読書推進優良図書館として、市立図書館が県内で唯一受賞したところがあります。

ハード面においても今年度、耐震補強工事を終えまして、さらに利用者の安全性と利便性を図るために、来年度、図書館のリニューアルに向け、設計を委託する計画であります。

利用者数の実績につきましては、指定管理制度導入前の平成24年度は2万7,528人、平成25年度は3万0,907人、平成26年度は3万2,003人、平成27年度は3万4,345人、平成28年度は3万5,773人、平成29年度は3万4,996人となっております。このように指定管理制度導入前の平成24年度と比較しまして、利用者は大幅にふえております。

○7番清水和弘議員 指定管理制度を導入してですね、財政効果も出てる、また利用者もふえてるということなんですけど、他市の図書館を私も何カ所か見て回るとるんですけど、この利用者に対する、サロンですか、お茶を飲むような場所。このような場所を提供するお考えはないのか、お伺いします。

○中嶋章浩文化課長 他市の施設で佐賀県武雄市図書館は、大手の書店が入って運営しているところとかあります。まあ言えば複合的ですね、図書館、そういったところは、お茶のサロンとかですね、そういったところを設けているところもございしますが、本市の図書館のスペースから考えまして、サロンのようなスペースは今のところ難しいのではないかと考えております。

○7番清水和弘議員 大きなサービスじゃなくてですね、利用者が少しでも気楽にリラックスできるような、このスペースを与えてほしいと要望して、次の質問に移ります。

図書館をですね、市民が今まで以上に親しんでもらうためにですね、リニューアルする必要があると考えるんですけど、この3階部分にはですね、皆さん御存じかどうかわかりませんが、郷土資料室があります。本当、私も1期目のとき見に行ってですね、もうこんなに枕崎……、我々の知らない郷土資料があるのかと驚きました。

枕崎市をですね、このようなことから枕崎市をより多くの人に知ってもらい、ふるさとの歴史とよさを子供たちに、また大人に知らせてもらうためにも案内板などを設置し、3階部分の歴史資料室を見学できるようにしていただきたいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 議員のおっしゃられるとおり、3階の歴史民俗資料室の案内の件については、1階に掲示の各階案内図だけでは、非常にちょっとわかりにくいところもございします。

そういうところも含めまして、新年度、案内看板も含めまして、施設面でも利用者に対して利便性の向上を図る委託設計にしていきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 この3階のですね、この民俗資料室なんですけど、資料の管理など、埋蔵

文化財の専門知識を持った職員が本市にはおられるのでしょうか。また、おられるとしたら何人ぐらいおって、どの課におられるのかをお伺いいたします。

○中嶋章浩文化課長 現在、枕崎市立図書館には、埋蔵文化財を専門とする職員は配置しておりません。別な部署に埋蔵文化財を専門にする学芸員の資格を有する職員が在職しております。今、横の連携で文化財、そして埋蔵文化財の仕事については連絡をとりながら、そして協力体制をとっております。

また、枕崎市には有識者として文化財保護審議会委員が5名おりますので、そういう方々との連携を図りながら、この3階の資料室についても充実したものにしていきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 もうどうしてもですね、3階にある歴史民俗資料室ですね、多くの方に私は本当、見ていただきたいと思うんですよ。このためには、いつでもオープンして、私が行ったときは鍵が閉まっとなってですね、見れなかったんですよ。あの部分をですね、ずっといろいろな問題点があるんでしょうけど、連続してオープンしてない理由は、どういうことなんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 図書館の開館時間の9時半から18時まで施錠を解くように指定管理者に、そのように案内をするように指示しております。

○7番清水和弘議員 私は1期目のときなどはですね、鍵が閉まって見れなかったんですよ。それで、また図書館の方にも相談したんだけど、その後も何回か行ったけど見れない。1回目見たとき、こんなすばらしいものはないと思って相談したんですけど、今後、どのようにする、今、あいとるんですか。

○中嶋章浩文化課長 定期的に私のほうもですね、指定管理者に対しまして、ミーティング等に行くときに各階の運営状況等の説明を受けております。その中でも3階の資料室については、9時半から18時まで開館しているという報告は受けております。

○7番清水和弘議員 次にですね、あの定員管理適正化について質問していきます。

定員適正化計画を策定し、数値目標を定めながら職員定数削減に努め、総人件費の削減ということをご述べておられます。

本市職員の適正数を考える場合、自治体人口は参考にしないのか。また、本市人口はあと2年ぐらいですね、2万人を切るんじゃないかと予想されております。

本市職員の適正人数とは、どのような人数になるのか。また、委員のほうから数値目標などを定めてありますが、この数値目標なるこの人数は、何をもちいて数値目標とするのか、お伺いいたします。

○本田親行総務課長 それぞれの団体におきまして、産業構造等の違いや公営企業等の実施状況等も異なるところで。

人口規模のみをもって、他の団体と職員数を比較するなどし、適正な職員数を算定することは非常に難しい面もございます。また、人口が減少しましても、業務量に大きな変化が生じない業務があることや、また少子高齢化の進行や、先ほど議員のほうからもございましたが、県からの権限移譲等により業務がふえている部分もございます。

定員管理の一般的な手法の一つといたしまして、人口や産業構造の類似した団体との職員数の比較がございますが、本市におきましても、これまで類似団体の職員数と比較することなどによって、職員総数の相対的妥当性を検証しているところでございます。

なお、一般行政部門について、平成29年4月1日現在における全国市区町村の類似団体との平均職員数と本市職員数との比較においては、類似団体平均の職員数が171人、本市が169人となっているところであります。

また、これまでの定員管理の適正化の取り組みにつきましては、枕崎市行財政改革大綱の基本理念に基づいて策定いたしました枕崎市行財政集中改革プランの取り組みの中で、職員数の削減が住民サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、組織機構の簡素・合理化、民間委

託等の推進、事務・事業の整理・合理化などによりまして、年次的な職員数の削減に取り組んでまいりました。

具体的な職員数の削減につきましては、第1次行財政集中改革プランから第3次行財政集中改革プランまでの期間、平成18年度から平成29年度までの12年間の取り組みの中で、57人の削減となりました。率にしますと、15.3%の削減となっております。

なお、第1次行財政集中改革プランから第3次行財政集中改革プランまでの期間における職員数の削減目標につきましては、67人といたしましたが、市立病院において看護師等の適正な人員確保を図っていく中で、削減実績につきましては57人となり、目標達成には至ってないところでございます。

○7番清水和弘議員 ここにですね、本市級別職員数というのを私、持っているんですけど、この参事補、現在の参事補とですね、この主幹数、何人ぐらいなのでしょう。

○本田親行総務課長 予算書のほうに級別職員数の状況がございますので、ちょっとそれを調べてということになりますが、よろしいですか。

○7番清水和弘議員 私が調べたところですね、この参事補は66名、主幹が48名となっているんですけど、この参事補と主幹の職務はどのようなことをするのでしょうか。

○本田親行総務課長 職務の級で申しますと、参事補が4級、主幹が5級という形になっております。課長補佐という職を5級に置いて、設置している団体が多いところでございますけども、本市につきましては、5級を主幹という形にしております。

係長、課長との間の職ということで、係長への指導であったり、課長の補佐であったりという職務を行っているところでございます。

○7番清水和弘議員 私は、他市と比べた場合ですね、職員の全体の給与額が高いのは、この参事補、主幹の多い部分ではなかろうかと私は判断してらるんですよ。

次にですね、9月議会でも質問しましたが、枕崎市の財政力が本当に市長も答えられました、19市中最も人件費率が高くなって、財政への弾力性に影響を与えていると述べております。

そういう中でですね、本市住民の労働賃金は皆さん御存じだと思いますけど、職員給に比較してどのような状況だと思ってるんですか。職員給与改定時に本市民間労働者の給与を参考にしたことはあるんですか。

○本田親行総務課長 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法において、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされており、民間給与とともに国家公務員給与が考慮事項の一つとされております。

本市職員の給与改定方針の決定に当たりましては、基本的に、国の人事院勧告に準拠してきているところであり、地域の民間給与の反映につきましては、県の人事委員会における公・民給与の調査結果等も参考としているところであります。

公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、職種を初め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素をあわせて比較することが適当とされておりますが、本市におきましては、それらの比較が可能となる事業所等は限られているところであります。

しかしながら、給与改定を行う際には、市内の民間事業所等の給与状況を可能な範囲で把握することが必要であるという考えから、市内9カ所の事業所等を直接訪問し、給与に関するアンケート調査をお願いしてきております。

全てのアンケート項目について回答いただける事業所等もある反面、回答自体をいただけない事業所や一部のアンケート項目の回答にとどまる事業所等もあり、本市の給与改定に反映できるほどのデータは得られていないところでございます。

○7番清水和弘議員 人材育成について質問しますけど、最近ですよ、法律上、この退職者の再

任用制度が決まっているわけなんですけどね、再任用制度が多くなることによって、若い人の任用が減少して将来的な不安を感じると思うんですけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○本田親行総務課長 再任用制度の運用につきましては、定年退職する職員の補充などとして、長年培った専門的な知識や能力を有効に活用してきております。

国の方針や地方公務員法の規定では、フルタイムでの再任用が基本となっておりますが、本市におきましては、短時間勤務での再任用とすることで、総人件費の抑制に努めているところです。

また一方では、職員の年齢別構成の適正化を図る必要等もあることから、新規採用職員の確保も考慮しながら、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ、再任用制度を運用しているところでもあります。

○7番清水和弘議員 できるだけですね、若い人たちを採用するようお願いしておきます。それから、ふるさと納税返礼品について、時間もありませんけど質問していきます。本市の場合ですね、副市長という一部上場の広告会社におられた方が、副市長としていらっしゃるわけなんですけど、ふるさと納税返礼品のことについて、副市長からどのようなアドバイスがあったのか、お伺いいたします。

○小泉智資副市長 ふるさと返礼品につきましてのアドバイスということですが、基本的にその枕崎市のふるさと納税の返礼品、これをどのようにして多くの方に知っていただいて利用していただけるかということに関しましては、所管の部署と話をいろいろしております。ポータルサイトの活用の仕方等について、いろいろアドバイスをしているところでもあります。

○7番清水和弘議員 本市はですね、私は、加工品などほかの自治体に負けないものがあると思うんですよ。これについて取り組む考えはないのかですね、お伺いいたします。

○小泉智資副市長 ふるさと納税の返礼品につきましては、本市の特産品がかなりたくさん出ております。その充実ぶりは、ほかの自治体にも引けをとらないというふうに思っております。

○新屋敷幸隆議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 平成最後の枕崎市議会定例会におきまして、最後の質問者となります。

新しい時代に向け、本日の一般質問が、平成最後の一般質問にふさわしい前向きで建設的な質問になるよう努めてまいります。

当局の皆様におかれましても、前向きで建設的な答弁をいただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

まず、質問に入ります前に、本定例会をもちまして勇退される先輩議員の皆様、そして3月末に定年退職を迎える職員の皆様、長きにわたり市政発展のために御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

今後は、枕崎市民の1人として、また市勢発展のためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。平成も終わりに近づき振り返ってみますと、バブルの崩壊や未曾有の大災害に見舞われたりといろんな出来事がございました。

ここ最近では、長時間労働が問題となり、働き方改革が叫ばれるようになってまいりました。

そうした中で、教職員の長時間労働も問題視されておりますが、部活動へのかかわりは、現在どうなっているのかをお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 教職員の長時間労働については、教師が顧問として部活動指導をしていることも、やはりその要因の一つであるというふうに報告されているところでございます。

このことを踏まえ、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発出されております。

それには、「生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」と示されております。

教育委員会では、十分にこのことを配慮しながら各中学校へ指導しているところでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明させます。

○豊留信一保健体育課長 市教育委員会におきましては、適切な部活動の運営につきまして、今、市長が申されました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに基づいて、継続的に指導してきているところです。

このガイドラインによりますと、運動部活動における週2日の休養日の設定や1日の活動時間は、平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすることなどとなっております。各中学校に指導をしているところでございます。

学校は、それを受けて運動部活動の適正化に取り組んでおり、合理的でかつ効果的、効率的な活動の実現に向けた体制が整備されてきています。また、学校単位で参加する大会を精査したり、市内4校中3校では、全部活動において複数顧問制を取り入れたりなど、一人一人の教職員の部活動に関する業務の軽減に向けて改善を図ってきております。

○2番永野慶一郎議員 ただいま担当課長のほうからも答弁がございましたが、県のほうでも部活動適正化推進検討委員会というのを設置して、部活動のあり方について、いろんな検討がなされているようでございます。

ただいま答弁にもありましたけども、週に2日、平日に1日、そして土日の休日の部活動は1日休養日を入れるということで、目安といたしまして週16時間以下ですね、部活動のほうは時間を制限してやっていくような方針が示されているようでございます。

そういった時間に制限が設けられるということですね、練習の質をやっぱり上げていかないと、今までとするとなかなかですね、子供たちの技術とかも上がっていかないのではないかと考えますが、ただいま複数顧問制といった体制でやっているということでもございましたが、これ、市内の中学校におきまして、全中学校でそのような体制でやられているのでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 4校中3校では全部活動に複数顧問制を取り入れておりますが、1校につきましては1人の顧問が複数の部活動を担当しているという現状がございます。

○2番永野慶一郎議員 次の質問なんですけど、部活動において、今の質問の続きになるんですけども、顧問がいないと練習や練習試合など、もちろん試合もできないと聞きますが、そういったときにはですね、複数の顧問制をしておれば、どちらか一方の先生は休みがとれて交代ですね、そういったところも対応していけるのかなと思うんですけども、あと外部指導員というのがあると思うんですけども、そういった外部指導者がですね、対応することはできないのか、複数顧問制をとれないところの学校とかですね、そういった方法で何か子供たちが上手に練習できる方法はないのかということなんですけども、それをお聞きします。

○豊留信一保健体育課長 部活動につきましては、学校教育の一環として、学校長の責任と判断で実施されております。

外部指導者は、顧問の教諭等と連携、協力しながら部活動のコーチ等として、技術的な指導を行うことを主な業務としております。

一方、部活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者単独で

は大会等の生徒の引率をしたり、日常の練習の指導をしたりはできないことになっております。

外部指導者には、このような制約がありますが、部活動の顧問の中には競技経験のない教師もおります。技術的な指導に苦慮しているという現状もございます。

そこで、今後、本来の部活動の趣旨を理解し、教育的な配慮等のできる外部指導者を発掘していくことは、部活動の適正な運営を進めていく上で必要であると考えております。

○2番永野慶一郎議員 ただいまの答弁の中にもございましたが、複数顧問制をとっているということもございますが、必ずしもその専門の方が担当されることはないというのはわかります。

そういったときにですね、外部指導員、実際にそういった競技に携わった方のほうがですね、こういうふうにしたらけがをすとか、技術的な面もですけども、そういった体力的な面もよく御存じではないかと思えます。

何とかですね、今、鹿児島県でどれくらい普及してるかわからないんですけども、外部指導員ではなくて、部活動指導員という何か、制度も国のほうではできているみたいでございまして、鹿児島県では今、何人くらいそういった方がいらっしゃるんですか。

○豊留信一保健体育課長 部活動指導員という中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する。これは学校の職員ということで、学校教育法施行規則の中に規定されておりますが、本市においても、県内におきましても、現在のところ、この職員を置いている学校はないと聞いております。

○2番永野慶一郎議員 全国的にも少ないのでしょうかね。

○丸山屋敏教育長 全国的なつぶさな数字は把握しておりませんが、大都市、大きなところはですね、そうした人がいるものですから配置しております。

ただ、人口が減る鹿児島県で言えば、鹿児島市は今後可能になるんでしょうけれども、枕崎市のように、人口の少ないところはですね、なかなかそうした指導者が見つからないというのが現状で、その謝金等も、国から3分の1、それから都道府県から3分の1、そして配置した市町村から3分の1ということですので、そのようなことがありまして、まだ鹿児島県はしていませんと、全国的にもそんなには多くはないというふうに認識しております。

○2番永野慶一郎議員 なかなか、この部活動指導員という配置は難しいということかもしれませんが、できるだけですね、部活動の時間も制約されてくるということもございます。

制約される、イコール先生たちにも時間が少しは余裕が出てくるのかなという思いもございまして。可能な限り、やっぱり子供たちに熱心に指導をしていただきたいと、そのかわり時間には余裕が出ますよねということですので、そういったところをお願いしておきたいと思えます。

続きましての質問です。昨年、9月定例会の一般質問におきまして、学校単独で大会に出場できない場合は、複数校合同チーム編成規定にのっとり、合同チームを編成しているとの答弁がございましたが、この合同チームの編成はどのように、どこで決定されているのかをお聞かせください。

○豊留信一保健体育課長 合同チームの編成につきましては、鹿児島県中学校体育連盟の定めた複数校合同チーム編成規定の編成基準に基づいております。

まず、該当する学校同士で合同チームの編成案を作成し、その種目の地区内の顧問で構成される専門部会と地区の中学校体育連盟の評議員会の承認を得て決定されます。

その際には、小人数となった既存の運動部に大会参加の機会を与える、勝利至上主義を第一の目的とする合同チームは適用されないという観点で協議し、決定されております。

なお、この合同チーム編成に関する手続は、新入生が入部し部活動の人数が確定する年度の初めと、それから3年生が退部をしまして新チームとなる2学期初めごろに行われていると伺っております。

○2番永野慶一郎議員 この合同チームを編成するんじゃなくて、まずは学校同士での編成案を

出すということでございますが、これは学校長、または顧問の方同士での話し合いになるということでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 今も申しましたけれども、人数の少ないチームですね、部活動なんですけれども、その部活動のある学校がお互いにお話をしまして、合同チームの編成案をまず作成すると、学校同士ですね。そして、その種目の地区内の顧問同士が集まって専門部会というのを開くということです。そして、それを地区の中学校体育連盟の評議員会のほうにかけて承認をいただくという手続です。

○2番永野慶一郎議員 さきにそういった人数が少ない学校同士の話し合いが行われているということなんですけども、この複数校合同チームの編成規定というのがここにございまして、これは条件があつてですね、その1番目に地区内、中体連で地区割りされた11地区でチームを編成するというございます。

この文面の内容からいってですね、解釈すれば、枕崎は南薩地区に含まれてるんですけども、南薩地区での合同チームの編成になるということですね。となると、枕崎の学校もですね、地区内ですので南薩地区です。指宿等も含まれます。指宿の学校との合同チームもあり得るということですかね。

○豊留信一保健体育課長 質問者がおっしゃるように、そういったことになります。

○2番永野慶一郎議員 ということでございますと、仮に枕崎の中学校の部活動の方が、よその地区、またその隣の地区なのか、ちょっと離れた地区なのかいろいろございまして、そういった合同チームができた場合、なかなか合同練習などもままならないんじゃないかと。

例えば、団体競技ですと連携プレーとかですね、そういったいろんな事情がございまして。個人競技ですと、駅伝ですと個々が練習をして当日に集まって、その区間を走るだけなので、そういった連携とかはないんですけども、そういった練習とか、またその遠くの学校で合同練習をする際に、じゃあ誰が連れていくのかといったときに、保護者の方とか、そういった方たちが送迎をすることもあるかと思ひます。

そういったときに、今までもそういった事例が本市でもあつたようなことはお聞きしておりますが、そういったときの保護者からの意見とか要望は、何かお聞きになっているのでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 今までも答弁しておりますけれども、合同チームは、学校単独では出場最低人数に足りずチーム編成ができない場合に、それぞれの学校長の判断により近隣の中学校と編成し大会に参加できるようにすることを目的としております。

多くは市内の近隣の中学校同士の合同チームの編成となりますが、出場最低人数に達しない場合は、市外の学校も含めた合同チームを編成する場合もございまして。

そういった場合は、学校同士の連携が、委員がおっしゃいますように、とりにくくなったり、合同練習や大会出場の際での保護者の負担が大きくなったりするという課題もございまして。

合同チームに参加した学校は、少人数となった既存の運動部に大会参加の機会を与えるという、合同チーム編成の趣旨や公正な手続を経て承認されたチーム編成であることなどを、繰り返し育成会等に説明をしております。

○2番永野慶一郎議員 私が、以前、枕崎市外の学校と合同チームを編成したことのある保護者の方からちょっとお話を伺ったときにですね。

送迎に、片道やっぱり四、五十分かかると、その行き帰りの事故とかですね、そういった面でじゃあ誰が責任をとるんですかねとか、そういった声もお聞きしております。

実際問題、事故等あり得る話でございまして。たまたまなかただけの話だとは思ひんですけども、そういったときに、じゃあ誰が責任をとるかといつたら、親のほうもですね、積極的に、どら遠くまで連れて行こかいというような気持ちにはならないんじゃないかと思ひます。

また、子供たちも大変だと思ひますけれども、そういった点からもですね、その学校同士の

話し合いということもございますが、事前に、そういった保護者の意見とか要望なども聞くっていうのも大事じゃないかと思うんですけども、教育長、その点に関してはいかが思いますでしょうか。

○丸山屋敏教育長 この合同チームはですね、子供たちの意思を酌んで、できるだけ大会に出場させようというふうな学校長の取り組みなんですね。

だから、学校長によっては合同チームはちょっと不可能ですよと、今のような事故等のことを考えればですね。そこで許さないというのが、許可をしないということがあり得るわけです。

だけど、合同チームを許可した場合には、当然、最終的には学校長の責任になりますけれども、その折には、やはり保護者とそれなりの取り決めといいますか、約束をしてですね、やっていくということになると思います。

そして、この合同チームにつきましてはですね、望ましいのは単独ですけども、子供たちのそうしたことを尊重するというを踏まえながら、やはり少しでも校長の判断によってやっていくことだろうと思います。

この部活動につきましては、教育委員会が指示するといいますか、指導する領域じゃございませんで、あくまでも学校長の判断ということになっておりますので、そのところはですね、また学校ともお互いに連携しながら、指導というよりも助言しながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○2番永野慶一郎議員 ただいまのようなことを踏まえましてですね、市内に4校、中学校がございまして、この4校で合同チームを編成するのが望ましいのではないかと思うわけでございまして、例えばなんですけど、先ほど課長のほうからも答弁がございましたが、6月とか7月に大体3年生は全国大会に行かない限りは、そこで部活動引退と大方の部活動がなると思います。

その後、3月の末まで、もし合同チームがあるんだったら、合同チームが編成されて、また4月からですね、新入部員が入ったときの状況を見てですね、またチーム編成がなされるということとございまして、例えばの話なんですけども、枕崎に4つ中学校があります。A・B・C・D中学校と仮にさせていただきます。CとD中学校はですね、4月から先も、これ野球で例えさせていただきます、私、野球をしたもんですから。野球は9人いないと試合ができませんが、CとDの学校、4月から先も9人以上、1チーム単独でチームができるという見通しが立っていると。

A・B中学校なんですけども、今、A中学校とB中学校は合同でチーム編成がなされております。4月から先に新入部員が入ってきます。A中学校は9人になります。B中学校は5人ですとなったときに、今までですね、ずっと合同チームでやってきたその仲間たちが、A中は単独で出れるので、B中はじゃあ出ていってくださいとそういった事柄もですね、この編成規定を見る限りでは、そういったこともあり得るんですよ。そういう解釈もできるということとございまして。

先ほどから出てますように、部活動はですね、教育の一環であるということとお話を、そういった言葉が出ておりますが、確かにそのとおりだと思います。

ただ、そういつてですね、じゃあもううちの学校は4月からまたばらばらになって、どっか違う地区の学校と一緒になるのかなと、そんな不安を抱きながらですね、ずっと部活動をしている子供たち、目標とか夢が持てますか、教育長。教育の一環なんですけども、やはりですね、子供たちに、決して勝利至上主義ではございません。

やっぱり、やるからには上手になりたいし、何か目標を持ってですね、1試合でも勝ちたい、2試合でも勝ちたい、最終的には優勝したいって思いがあって、みんなそれぞれ頑張ってきてるわけですから、そういったことも踏まえると、何かその中体連に出るために合同チームを編成してますというのはですね、3年生にとって何か思い出づくりの大会にしてあげますよ、みたいな感じに受け取れるんですけども、私がですね。

子供たちのそういった目標とかそういったのを失わさないためにもですね、例えば、A中学校

が4月から9人になって、B中学校が5人になっても、そのまんま合同チームで残れるような、市内でチーム編成ができるような取り組み、何とかしていただけないかなど。

学校長にお任せしてますということです、そこら辺は何かできる限り、極力ですね、そういう形をとっていただきたいと。教育長、そこは議会でもそういう話がありましたということで、どうかお伝えをしていただけないでしょうか。

○丸山屋敏教育長 今の議員のですね、御指摘のことにつきましては、校長たちも重々理解するというふうに思っております。

何よりも、やはり隠れた才能、そこに少なかったから団体競技ができなかった、そのために編成できなかったということのないようにですね、極力、教育委員会では子供たちの隠れた才能、そういうのを伸ばしていけるように努力したいと思っています。

またですね、部活動につきましては、バランスが大事でありまして、外部指導者のこともありましたけれども、外部指導者になりますと、どうしても頼まれているものですから、勝利にこだわるといことがございます。

例を挙げますと、野球の選手11人おりますと、9人しましたと、あと2人はなかなか出れないという実態もございます。枕崎じゃございませんけれども。

そういうことで、やはり教育と勝利というそういうことのバランスをとりながら、学校を応援していきたいというふうに思っております。

○2番永野慶一郎議員 この複数校合同チーム編成規定にもですね、合同チームの編成基準ということで、決して私が今、例に出しましたA中とB中の合同は、全くできないというわけじゃないようなことも書かれております。

単独でチーム編成が可能な学校に、これ私が言うA中学校ですね、最低出場人数に満たない学校、B中学校の部員を編入した合同チームの編成基準ということで、ここにうたわれております。

ですので、どうかですね、そういった子供たちに目標を持てる、そして大きな夢を抱けるような部活動、これも教育の一環であると思います。そういった対応を必ずしていただきたいと強く要望をしておきます。お願いいたします。

続きましての質問でございます。観光客集客に向けた取り組みについてということでございます。火之神公園の整備事業、今、一段落してるようですが、今後、火之神公園及び周辺の新たな整備事業は、計画されているのかどうか、お聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園は、坊野間県立自然公園の一部であることから、自然公園として、来園される観光客や市民の皆様自然の景観を楽しみながら、散策していただくための施設として位置づけております。

公園の整備につきましては、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、平成22年度に園路やあずまや及び炊事場を、また平成27年度から28年度にかけて、火之神公園広場からプール東側までの園路や園地、照明施設等を整備いたしました。

今後の整備につきましては、公園とプールとの回遊性を高めるために、プール施設と接している管理道路を拡幅し、火之神公園内の園路をプール入り口まで延長することについて、来年度の地域振興推進事業の申請を鹿児島県に対して行っているところであります。

例年、採択が決定するのが5月末ごろであるために採択されれば、その後の補正予算でお願いする予定でおります。

また、民間団体の申し出により、公園内に「未来をつむぐ幸せの鐘」というモニュメントを設置し、観光客の誘客を図ろうとする動きもあるようであります。

このように、自然景観を損なわないような開発を進めながら、これまでに整備された公園を有効に活用できるよう市内外に積極的にPRしていきたいと考えています。

○2番永野慶一郎議員 市長の施政方針の中にもですね、電動アシスト自転車を活用し、枕崎駅

を起点とする火之神公園までの市内周遊ルートのPRに努めますとありますが、具体的にどうい
う計画があるのか、また、市長はどうやっていきたいのか、その考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 今、議員からございました質問でございますが、やはり火之神公園というのは、
非常に枕崎にとってはですね、大事な資産であろうかというふうに思っております。

先ほどの質問でもございました、今、本当にですね、観光がかなり個人的なというかですね、
団体ではなくてですね、一人一人が自分なりの観光のスタイルをつくっていくということが、
多くなっているのかなというふうに思いますが、そのあたりで申し上げますと、火之神公園につ
きましては、今、キャンプをされるお客様が非常に多いということで、非常にそういう意味では、
ポテンシャルのある施設ではないかなというふうに思っております。

電動アシスト自転車に関しましても、健康づくりという部分も含めて、観光客のみではなくて
ですね、市内に住む方々も、ぜひ自転車に乗っていただきたいという部分もありますし、今、研
修生の方々が自転車で生活されてるっていう部分もあります。

そして将来的には、やはりそういう環境という部分も考えますと、自転車というのも非常にす
ばらしい観光ツールになるのではないかなというふうに考えておりますので、そのあたりについ
てはですね、総合的に、私も前向きに考えていければなというふうに思っております。

具体的な施策につきましては、また課長のほうから説明させていただきます。

○下山忠志水産商工課長 駅前を起点とした電動アシスト自転車を今、運用しておりますけれど
も、その中で目的地をアンケートのとしております。約4割の方々はどこに行かれましたかとい
いますと、火之神公園に行きましたというふうなところですよ。

ですので、やはり来られる観光客も最終的には、火之神公園を楽しんでいただいているもの
というふうな形で考えてまして、今後の観光施策、こういったことを申しますと、観光客の形態、
そしてニーズ、その他もろもろ年が流れるに従って、また経済や社会情勢によって変化してま
いりますが、こうした中で、古くから枕崎市民のよりどころ、こういうふうに親しまれている火之
神公園でございますので、今後、ハード面ソフト面、両方、予算の縛りはございますけれども、
県の事業を活用するなど、さまざま検討しながら磨き上げを行いまして、観光客に、また行きた
いと言ってもらえるような施策を講じていきたいというふうな形で考えております。

また、近隣に、観光と申しますと、点ではどうしても満足できない面がありますので、鹿児島
空港からであるとか、鹿児島中央駅からでありますとか、そういったアクセスも含めて、近隣の
広域の市町村とも連携しながら、近隣広域の市町村の中にも資源もたくさんございます。

そういったことを観光ルートの一連のルートの中に入れながら、今後検討していく必要がある
のかなというふうな形で考えています。

○2番永野慶一郎議員 そういった点も踏まえまして、今、火之神公園から駅を起点の周遊ル
ートの話でございましたが、この枕崎全体を見渡しての5年、10年先を見据えた、観光客の集客
に向けた具体的な計画等はどうなっているのか、具体的にそういった計画がなされているのであ
ればお聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 本市の総合振興計画は、平成28年度から平成37年度までを計画期間
として基本構想を定め、5年ごとに基本計画を定めており、平成32年度までの前期基本計画が
制定されております。

この中で、体験型観光や産業観光の推進、観光基盤・施設の整備・活用、観光資源・ルートの
開発、外国人観光客誘客事業の推進などが示されております。

こうした方針に基づき、かつおぶし工場や焼酎工場、お魚センター等を活用した体験型観光や
産業観光を積極的に推進しているほか、広域観光として、近隣自治体と連携した周遊マップや観
光動画などを作成して、広くPRしているところであります。

外国人観光客誘客事業として、地方創生推進交付金を活用し、香港を初めアジアを対象とした

誘客戦略を展開し、現地のブロガーや雑誌社などの招請事業の実施や現地に出向き、本エリアのPRを行うなど近隣自治体と連携した取り組みを行っております。

なお、この総合振興計画のほか、計画期間が平成31年度までの地方創生総合戦略の中でも同じように観光振興についてのことが示されておりますので、それに掲げられた目標を達成できるよう事業展開してまいります。

また、今後については、先々を見据えた事業展開を図るため、情報収集に力を入れ観光客ニーズを把握しながらこれからの計画策定等に役立てていきたいと考えております

○2番永野慶一郎議員 ただいま外国人観光客のお話も出ましたが、外国人観光客、以前からも言われてますが、ますますふえてきていると。

鹿児島県のほうもですね、増加傾向にあるということで、先日、新聞のほうにも載っておりますが、本市の状況はどんな感じですかね。正確な数はわからなくてもいいんですけど、ふえているとか、何かツアーが組まれてこっちに来てますとか、そういったのがあったら何か教えていただきたいです。

○下山志忠水産商工課長 正確な数は手持ちに持ってきておりませんが、この香港の事業を始めてから、外国人の観光客はすごくふえております。

ただ、昨年とことしにおきましては、横ばいの状態になっておりまして、ツアー客など、特に枕崎お魚センター、ここには、バス、そういったもので来ているというふうなところで聞いております。

○2番永野慶一郎議員 外国人観光客の対応なんですけども、お魚センターはWi-Fiの設置とか、中国語でしたかね、外国語で何か、案内看板を表記してあるんですけども、そのほか、何かそういった外国人観光客のために施した何か具体的なものってございますでしょうか。

○下山志忠水産商工課長 今、お尋ねのお魚センターでの外国人観光客の対応ですけれども、国内外観光客誘客事業を二、三年前から取り組まさせていただいております、外国語対応のお品書きであるとか、魚の紹介であるとかそういったものも、今、随時進めているところでございまして、またさらに新年度からは、この議会に予算をお願いしてございますけれども、地域おこし協力隊を観光の施策として導入をするような形になっております。

そうした中で、今後、来ていただける方には、そういった語学のほうも大分たけていらっしゃる、対応できる方と伺っておりますので、楽しみにしているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 地域おこし協力隊の方が語学堪能ということですので、どんどん外国人観光客をですね、誘致していただいて、地域おこし協力隊の方が活躍できる場を多くつくっていただきたいとお願いをしておきます。

続きましての質問です。先ほど、課長の答弁のほうからもございましたが、広域での観光ルートづくりはどう考えているのかということで、先ほどは空港から枕崎までとか、中央駅から本市に来るまでのそういった観光ルートをとということでございましたが、近くでいえばですね、南薩をめぐる周遊ルートっていうのは、そういったのも考えてはいただけないのかなということを私は考えておりまして、以前にも、この議会の場で、私ちょっと発言させてもらったことがあるかもしれませんが、開聞の長崎鼻とかですね、西大山駅、そして、颯娃町の番所鼻公園に行きますと、観光客が物すごく多くてにぎわっております。

先ほど市長が言われたようにですね、バスのツアーから個人で来る方もふえていると、マイカーで来られる方も多く見受けられました。

駐車場、マイカーもですね、番所鼻公園とか大体、いつ行っても何かいっぱい、とまっているような感じで見受けられるんですけども、そういった流れでですね、颯娃までは観光客が来るよなと思っただけで見てまして、これを何か指をくわえて見てるのも何かだめだなと思っただけで、枕崎だけにですね、わざわざお客様を呼び込むというのはなかなか大変だと思いますので、

そこまで来ているお客様もですね、あと30分足を伸ばしてもらえれば、枕崎に車で来れるわけですね。そういったその南薩をめぐる広域でのですね、観光ルート、周遊ルートっていうのはお考えではないのでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 広域での観光につきましては、いちき串木野市、日置市、南さつま市、南九州市、そして本市の5市で構成する薩摩半島観光振興協議会や指宿市、南九州市、南さつま市、そして本市の4市で構成する薩摩半島南部広域観光実行委員会の中で、広域観光ルートを策定しております。

現在の観光は、これまでのツアー型の貸切バスを利用した大人数での観光から、小人数での個人型観光へと多様化しており、レンタカーなどで広範囲に観光周遊する方もふえてきております。

こうした状況でありますので、多様なニーズに応えられるよう、それぞれの地域における観光資源や観光ルート化したパンフレット等を作成することで、観光客の集客や満足度の向上を図っております。

今後も近隣自治体と連携し、それぞれの特徴を広域エリアとしてPRすることで、観光客誘致を推進してまいりたいと思います。

特に質問者からありました顛娃までのお客様が来るのだから、そこを何とか枕崎までという御意見もございました。

確かに、顛娃の番所鼻で取り組んでらっしゃる方も、本市の観光協会の協会員として加入していただいて、一緒に活動しておりますので、協力し合いながら、その町の地域の魅力を一つ一つ発信しながら、例えば、指宿でありますと温泉があるので宿泊であります。顛娃とかそういったところには、海を見た景観の観光資源、そして枕崎にとりましては、先般、終わりましたけれども、鹿児島県のShow-1グルメグランプリにおきまして、グランプリをとりました枕崎昆鯉出汁愛鍋（まくらざきこんかつだしあいなべ）。

それから、以前からあります船人めし、大トロ井、そういった食というものを起点として、南さつま市、南九州市においても、さまざま資源がありますので、そういった観光資源を融合しながら、また協力し合いながら、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 どうかそういった周遊ルートをつくっていただいてですね、西回りルート、東回りルート、いろんな周遊ルートも考えられます。

行政だけにそれを頼ってやってもらうのか、民間も一体となって、そういったのに取り組んでいかないといけないのではないかと考えます。

そういった周遊ルート等の検討もですね、早いうちに実現できるように、庁内でも検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。南薩地区では、さまざまなウォーキング大会が行われております。例えばお隣、南さつままでございますと、鑑真の道歩きとか、いぶすき菜の花マーチですね、指宿でもございます。

そういった、本市でもですね、市外に広く呼びかけて、市内外のお客様が参加できるような、そういった観光名所を巡るウォーキング大会といったのは開催できないのかということでお尋ねをいたします。

○下山忠志水産商工課長 現在、本市で行われているウォーキング大会について御説明申し上げますが、まず市が主催している健康増進を目的とした「さわやかウォーキング」、そして、市のスポーツ少年団が主催する少年団の交流や健康増進を目的とした「健康歩こう会」などが実施されております。

また、参加者の健康や体力づくりの意識を高め、生涯スポーツの足がかりとすることを目的とした「枕崎新春かつおジョギング大会」も実行委員会により毎年実施されております。

さらに、健康面だけではなく観光面も目的とした事業も実施されており、平成29年度と平成

30年度には、観光協会が主体となり、市内外に呼びかけ実施いたしました西郷どんゆかりの地をめぐる枕崎まち歩きツアーや本市内の観光ボランティアクラブによる観光名所等をめぐるまち歩きなども複数実施されているようであります。

今後は、本市で行われているウォーキング大会や、ほかの地域で行われているものも参考にし、どのような事業展開が考えられるのか、また多様な側面もございますので、そういった側面も視野に入れながら調査、研究してまいりたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 昨年末にちょっとお伺いしたところで、私はいろんなところの、そういったウォーキング大会に行っていると、もちろん、その鑑真の道歩きも行ってるんだよという方がいらっしやいまして、枕崎は何もないよね、見るところもないっておっしゃったんですけど、火之神に行ってくださいって言ったんですよ。園路整備がなされて、以前とすると大分変わってますというようなお話をしたら、長く行っていないとおっしゃられておりました。

先月、またその方のところにお伺いしたときに火之神公園に行くと、すごいうれしそうに言うんですね、すごいきれいになってたと。せっかくきれいになったんだから、枕崎もそのウォーキング大会をすればいいのよって、私は絶対出ると、あの否定的だったのがですね、一度火之神公園を見に行かれたら、そういった意見もいただきました。

そういった点も踏まえてですね、仮に駅からスタートしたとすれば、海沿いを通っていけばですね、地場センター、お魚センター、かつお公社と、いろんなものがございます。そして火之神公園で折り返して、今度はですね、明治蔵を曲がって国道を帰ってくるようなルート、商店街を通ってまいります。そうするといろんなお店もございます。

そういった観光とかですね、いろんなこの枕崎のまちを歩いてみてもらうようなコースをつくってみたいかかなと思って、距離をはかってみましたら大体9キロでございました。鑑真の道歩きは16キロとか17キロとかっていうコースがあるみたいでございます。

9キロをですね、時間をかけて途中で休憩をしながら、そしてまた、火之神公園で弁当を食べ、また歩いて帰ってくるというコースができればですね、よそからのお客さんもいっぱい来るような、そういったウォーキング大会ができるんじゃないかなと、自分で勝手に夢を膨らませて今いるところでございます。

そういったウォーキング大会を開催するのも、観光客を呼び込むのも一つ、そしてまた、いろんなウォーキング大会、やっぱり途中でですね、ボランティアがお茶とか食べ物とか準備してですね、やはりみんな一生懸命になって、そういった加勢をしてるわけですね、その大会の。その行政だけで、じゃあ企画してくださいって言っても、なかなかボランティアがいないと、これも運営は大変だと思います。

こういったボランティアの方がですね、やっぱり参加していただくことによって、自分が知らなかった枕崎とかですね、またそういった魅力の再発見につながるのではないかと私、考えるところでございます。

そういったものに大いにですね、一市民の方にも参加をしていただいて、一緒になってですね、これが本当の市民協働のまちづくりではないのかなと思います。若い人たちもですね、今、市長がいろんな団体に行ってお話をされましたということで、よくお話をされますが、そういった協力をしてくれる団体の方もいっぱいあると思います。

そういった人たちのですね、協力もいただきながら、自分の町を知ってもらうこと、そして好きになってもらうこと、それが、定住につながるのではないかなと思います。

私、るる述べましたが、その点を踏まえて、最後に市長がですね、どうお考えになるか、ちょっと最後にお聞かせください。

○前田祝成市長 今、議員からございました既に頭の中に描かれている素晴らしいウォーキング大会がございましたので、そのあたりもですね、頭に入れながら私のほうもしっかりと取り組ん

でいきたいというふうに思います。

来年度が市制施行70周年ということで、7月21日から9月16日まで、国際芸術賞展が開催されます。その間に、当然、枕崎の一大イベントであります、さつま黒潮きばらん海港まつりが開催されます。

この夏の期間というのがですね、非常にチャンスではないかなというふうに思っております。

まち歩き、本当にですね、枕崎を歩いていただく。枕崎をですね、本当に身近に感じていただくためには、歩いていただくというのが非常に重要だというふうに私も考えております。

その7月21日から9月16日までの間にですね、いかに多くの人に枕崎を歩いていただくかというのをですね、一つの、やっぱりそういうものこそKPIを設定してですね、どれぐらいの人が来てくれたんだと、どれぐらいの方が歩いてくれたんだっていうのをですね、まず一つのきっかけづくりとか、そのあたりにしていきたいというのがございます。

青空美術館、まちの芸術もでございます。そのあたりも含めてですね、大いにPRをしていって、この夏をですね、一つのポイントとして、枕崎のまちづくりの一つのブレイクポイントにしたいなというふうに考えておりますので、そこについては積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

そしてまた、おっしゃられた若い方々ですね、本当にいろんなところで、膝詰めで話をするとですね、いろんな建設的な、まさに前向きなですね、御意見をいただきます。

そういう方々とも、協働しながら、まちづくりというのに取り組んでいきたいと思っております。

ただ、私が1人で突っ走っても仕方ございませんので、当然、庁内の全ての職員が、そういう意識を持ってまちの若い方々とも膝を交えて話ができる環境、そういうのもしっかりつくってですね、前向きな市政運営に努めてまいりたいとそのように思います。よろしく願いいたします。

○2番永野慶一郎議員 今、決意表明をお聞きしましたので、ぜひですね、実現できるように、絵に描いた餅で終わらせないようにですね、私どもも一生懸命、ともになって努力していかないといけないことだと思いますので、何とか活気あるまちをまたつくっていききたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで健康課長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可いたします。

○田中義文健康課長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

3月1日の本会議におきまして、平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）及び平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金に関する13番議員の質疑に対する答弁の中で、私は、平成28年度に県から借り入れた8,000万円の償還財源につきましては、前期高齢者交付金の精算追加交付額というものは、5,713万6,000円と県のほうから示されておりましたと発言いたしましたが、精算追加交付額というものは誤りで、正しくは精算額でありましたので、おわびして訂正をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、予算特別委員会で再度御説明したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○新屋敷幸隆 発言の訂正については、議長の許可となっておりますので、申し出のとおり許可いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時35分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成31年3月20日)

平成31年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成31年3月20日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	13	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	14	消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について	〃
3	24	公の施設の指定管理者の指定について	〃
4	15	枕崎市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
5	16	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	17	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	18	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	19	枕崎市介護給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	20	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	21	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	22	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	23	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13 27	25 39	市道の廃止について	〃

28	44	専決処分の承認を求めることについて	予 特
29	1	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	〃
30	2	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
31	3	平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
32	4	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	〃
33	5	平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第3号までの3件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第3号までの3件について、総務文教委員会の審査経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限の設定等の措置を講じるため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、他律的業務の範囲について質疑があり、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署については、任命権者はあらかじめ指定しておくことが望ましいと考えられているとのことです。

なお、部署の範囲を指定した場合の職員への周知方法として、書面やメール、庁内の掲示板への掲載により、職員みずからが時間外勤務命令の上限がわかるように行う方法が必要と考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号消費税法等の一部改正等に伴う使用料関係条例の改正に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、消費税法等の一部改正等に伴い、使用料関係条例について使用料等の額を改定するほか、所要の条文の整備をしようとするものです。

委員から、道路占用料にかかる消費税について質疑があり、道路占用料徴収条例では1カ月に満たないものだけに消費税を加算し、長期にわたるものは消費税を加算しないとのことです。

なお、消費税が8%から10%になることによる10月以降の影響額は、1,000円に満たないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、枕崎ヘリポートの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、ヘリポートの利用状況について質疑があり、ヘリポートについては防災ヘリの離着がほとんどであるとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○12番豊留榮子議員 13号議案ですが、これは組合との話し合いはされたんでしょうか。その点をお聞かせください。

○禰占通男総務文教委員長 組合との関係についての質疑はなされておられません。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

○12番豊留榮子議員 議案第13号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

そもそも職員の働き方については、1カ月における時間外勤務が100時間未満という上限の設定が、これが過労死ラインの働かせ方を認める内容になっているのではないのでしょうか。これでは過労死を防ぐことはできないでしょう。その上限以内の月75時間の超過勤務でも、これは月をまたいで超過勤務が集中すれば、30日間で150時間の超過勤務になります。

また、特例業務としては、その1カ月における100時間を超える働かせ方を認める内容になっている。そのために、大規模災害を除いては予測や対応が可能であったりすることからも、100時間を超える働かせ方は認められないということから、日本共産党は反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第1号は、起立により採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第2号及び第3号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案可決、議案第24号は、可決されました。

次に、日程第4号から第27号までの24件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第4号から第27号までの24件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は審査に先立ち、市道の廃止議案に係る現地確認を実施した後、審査を行いました。

まず、日程第4号枕崎市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、本市の地域福祉のさらなる充実を図るため、枕崎市地域福祉基金の活用範囲を広げようとするものであります。

活用範囲を広げた理由については、高齢化の進行はもちろん、近年は少子化対策や障害者対策も喫緊の課題として国も強化している情勢を踏まえ、児童福祉や障害福祉の分野にも活用したいとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ所要の改正をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、所得税法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市介護給付費準備基金設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、本市の介護給付費準備基金について、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みに活用できるよう、所要の改正をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、県内の多くの市が県の道路占用料に準じている状況を考慮し、今回も県と同額に改定するほか、条文の整備をしようとするものであります。

道路占用料改定に伴う平成31年度の影響額は、37万9,000円減額になるとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、道路占用料の見直しに伴い、道路占用料徴収条例に準じて公園を占用する場合の料金を改定しようとするもので、平成31年度の影響額は、3,000円程度減額になるとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるほか、所要の改正をしようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、学校教育法の一部を改正する法律に伴い、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことから、水道法施行令の一部が改正され、本条例の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学の学科修了とみなす旨を追加するものであります。

また、技術士法施行規則の一部を改正する省令に伴い、水道法施行規則の一部が改正されたことから、本条例の資格要件から水道環境を削除するものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号から第27号までの15件の市道の廃止について申し上げます。

本件は、過去に農政事業の県営特殊農地保全整備事業山口地区で整備した耕地整理地区内の市道認定している道路の中で、再び農政事業の県営農地整備事業で舗装等を行う15路線、総延長4,501mについて市道の廃止をしようとするものです。

県営農地整備事業による舗装整備を行う場合、事業を実施する路線は市道を廃止して、農道として管理しなければならないとのことで、この事業については平成26年度の事業開始から29年度末までの進捗率は約63%で、32年度までの計画とのことであります。

これら15件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第4号から第27号までの24件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第23号までの9件は、原案可決、議案第25号から第39号までの15件は、可決されました。

次に、日程第28号から第33号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第28号から第33号までの6件について、去る3月8日に委員会を開催し、委員長に吉嶺周作、副委員長に俵積田義信委員を選出し審査いたしました。

委員会では各般にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経緯につきましては、各位、御承知でありますので、審査の結果について御報告いたします。

まず、日程第28号専決処分の承認を求めることについては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第29号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）、日程第30号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第31号平成30年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第32号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第33号平成30年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）の5件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第28号から第33号までの6件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、承認、議案第1号から第5号までの5件は、原案可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時49分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成31年3月26日)

平成31年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成31年3月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	6	平成31年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	7	平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	8	平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	9	平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	10	平成31年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
6	11	平成31年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	12	平成31年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	46	平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

小 峯 恵美子 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
加治屋 昭 男 下水道課主幹兼管理係長
丸 山 屋 敏 教育長
益 満 裕 美 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

小 泉 智 資 副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員
田 中 幸 喜 総務課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長
若 松 博 也 下水道課主幹兼施設係長
山 口 美津哉 教委総務課長
高 山 京 彦 生涯学習課主幹兼生涯学習係長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、去る3月11日、12日、14日に委員会を開催し、審査いたしました。

委員会では各般にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたところではありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁及び意見、要望など詳細な審査経過につきましては配付してありますので、審査の結果について御報告いたします。

まず、日程第1号平成31年度枕崎市一般会計予算については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、採決後、本件に対する附帯決議案が委員7名から提出され、採決の結果、賛成多数で附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、日程第2号平成31年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第3号平成31年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第4号平成31年度枕崎市介護保険特別会計予算、日程第5号平成31年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算、日程第6号平成31年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第7号平成31年度枕崎市水道事業会計予算の6件については、いずれも賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました議案第6号平成31年度枕崎市一般会計予算から第12号枕崎市水道事業会計予算まで、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、31年度一般会計におきましては、民生費に関して、交通弱者対策事業に取り組み、31年度は10月から実施する75歳以上で運転免許証を持たない人、または身体に障害のある方が事前に登録をすると、1枚300円のタクシー利用券を1人が12枚、そして3,600円の活用ができるというもので、32年度は年間24枚、7,200円の活用ができるというものです。

今まで買い物や病院に行く足がない。巡回バスや乗り合いタクシーができないものか、という声がやっと届きました。本市においても、交通弱者に対する第一歩を踏み出しました。

また、教育費におきましては、去年は猛暑続きの中、熱中症で体調を崩す子供がふえ、愛知県豊田市の小学校1年生の児童が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きてしまいました。全国で保護者の方々から要望が上がり、国を動かしました。

日本共産党鹿児島地方議員団が、昨年7月に行った政府交渉でエアコン設置を求めたとき、文科省の担当者は年間1,300億円を予算化し、400万円を超える場合は3分の1の補助を行うこととし、要望を出したところから優先して補助するようにしていただいています。

今年度、本市の小中学校へのエアコン設置を予算化しました。小学校4,229万円、中学校3,960万4,000円、学習環境の問題だけではなく、まさに子供たちの命にかかわる問題として、国が認めたということです。

このように高く評価すべき事業も多々あるところですが、これはマイナンバーで個人情報が漏えいしてしまうという怖さを市民は今でも持ち続けています。国が個人情報を把握するために必

要としているだけで、住民が必要としていないマイナンバー制度は廃止すべきです。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、これまで一般会計からの繰り入れを行いながら、国保会計を維持してきました。

ところが、県を主体とする国保の広域化が実施され、本市は国保の計算方式を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除いた3方式での国保税の算出になりました。担当課は少しでも国保加入者の負担が重くならないようにと試行錯誤しながら計算方式を決めたことと思いますが、国保税の負担が重くのしかかっているところです。

2014年には全国知事会を初め、全国市長会、全国町村会がこぞって国に対して1兆円の公費を投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを求めているところです。本市の国保加入者は健康を維持するために努力することはもちろんのことですが、病気になったときに国民健康保険証が手元にあり、安心して病院に行けるようにするには、誰もが払える保険税にすべきではないでしょうか。

それにもう一つ、均等割をなくして働く人たちの協会けんぽ並みの保険税にするべきです。財源は、ふるさと納税を活用して均等割をなくしている自治体も今、ふえてきているところです。国は先行き、国保への一般会計からの繰り入れをやめさせる方向に動いていますが、国民皆保険を守るためにも保険税の負担を軽減させるべきです。

また、後期高齢者医療特別会計は、75歳という年齢で市民を分けるのではなく、このような制度は廃止をして国保に戻すべきです。

次に、介護保険特別会計につきましては、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて介護保険制度がつけられました。実際には要介護度に応じてサービス内容が制限され、保険あって介護なしと言われてきました。

また、介護労働者の平均賃金は、全産業の平均を月10万円も下回っていると言われており、介護現場では深刻な人手不足が余儀なくされていることや、近ごろでは介護現場での事件が相次ぎ、県内でも施設を閉鎖されたところもありました。

何よりも高齢者の尊厳を大切に介護を行うためには、職員への介護報酬をしっかりと評価していくべきです。保険料や利用料の引き上げに連動させることなく、国費の投入で賃金アップをすべきと国に要求すべきです。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、下水道の臭気についての苦情が長年続いてきたところですが、現在ある4つの水処理施設の一つを活用して消化槽に改造して、汚泥の臭気の軽減を図り脱水して、今まで搬出していた汚泥をさらに乾燥させて水分を飛ばし、量をさらに減らすという新事業の検討を行い、32年度には着手できるよう計画しているということでしたが、下水道処理施設は、町中にあるということもあり、そこから出される臭気は、地域住民はもとより、観光客に与える印象も悪くなりますし、飲食店の営業の妨げにもなることから、新事業の計画はスピードをもって実行すべきだと思います。

次に、枕崎市立病院事業会計においては、病児保育の一時預かりに関しては、2018年度の利用数が、既に300名で最高数だということで、病気の子供や感染の疑いがあるような場合など、仕事を持っている親御さんにとって休むことができないときなど、大変助かる事業だと思います。

しかし、市立病院を存続させるためには、地域に根差した信頼できる病院として発展させること、そして看護師たちが働きやすい職場をみずから構築できるようにしていくことが大事ではないでしょうか。

最後に、水道事業会計におきましては、本年度も給水戸数が100戸の減、年間総給水量が1万5,000立方メートルの減になるということですが、水道事業も、高齢化が進み、毎年、給水戸数は減ってきているところです。

このような状況の中、日ごろから常時、点検・検査がされている安心・安全の市の水道水を使

わけてほしいと要望している地域があるが、市は水道事業の区域外であることから、今はできないというのが、同じ枕崎市民です。一般会計からの繰り入れも考えて、早急に検討すべきではないでしょうか。

日本共産党は、以上のことから、当初予算に反対をして討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第46号平成30年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,650万円を追加し、予算総額を122億2,090万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴う、ふるさと応援基金積立金及びふるさと納税返礼事業の増額であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 ふるさと納税が8億7,000万ですが、要は、返礼品のベストスリーは、大体
どういうものなのか、それと、ふるさと納税額の県別のベストスリーは、多い順にですね、ベ
ストスリーはどこなのか教えてください。

○東中川徹企画調整課長 まず、県別ということでお尋ねであります。ちょっと県別での集計
はございませんで、地区別の構成で申し上げますと、関東地区が49%、それと近畿地区が
19.7%、あと中部地区が14.2%ということで、大都市圏のほうがほとんどであります。

それと、返礼品のベストスリーということですが、ベストスリーということではなくて
多い部分で申し上げますと、肉類でありますとか、かつおぶし関係、そういったものが多くなっ
ております。

○4番城森史明議員 もっと具体的に知りたいんですが、その肉と魚といっても全然違うと思う
ので、以前は水産加工品が一番多いということ聞いてたんですね。

あとは圧倒的に多かったんじゃないかなと思うんですが、あとはその農産物、そしてその肉類
っていうのもあると思うんですが、焼酎とかですね、そういう面でちょっと大ざっぱにわかった
ら。もうわからなければ後でいいんですが。

○東中川徹企画調整課長 前、議会のほうに資料として提出いたしました。大体、傾向的には
そういったものでありまして、今、手元にそのベストスリーとか、資料を持っておりませんので、
大変申しわけございません。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○7番清水和弘議員 私もこのふるさと納税返礼品事業について質疑しますけど。現在ですね、
これまで本市の場合は、返礼品ということは伸び悩んでいたわけなんですけど。

最近、増加した主な理由、それとですね、この今現在の返礼品の総数、種類別ですよ、どのぐ
らいあるのか、お伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税の額が伸び悩んだということでのお尋ねですが、
確かに平成30年度から返礼品の調達価格の割合を3割以下としたこともありまして、当初はで
すね、寄附額の減少が見られたところではありますが、ただ返礼品の受注管理業務等ですね、民
間事業者への委託による返礼品の充実ということで、返礼品の数としては、261品となっております。

それと、返礼品の充実でありますとか、協力事業者の発掘ということで、現在、23事業者と
いうことになっておりますが、そういったものがありまして、徐々に寄附額が伸びてきていると
いうことでございます。

そのほか、ポータルサイトのページのリニューアル、ポータルサイトの追加、そういったもの
もありまして、伸びてきているということでございます。

○7番清水和弘議員 261品目、23事業者ということでした。

今後はですよ、まだふやす考えはあるのか、またそういう場合に、私はほかの自治体からの製

品とコラボしてですね、もっとふやす可能性はあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えてますか。

○東中川徹企画調整課長 返礼品の品数の充実でありますとか、返礼事業者の追加といったものについては、委託事業者のほうで積極的に取り組んでおりまして、先ほど申しあげました数よりも段々ふえて、今現在はふえています。

それと、他の地域との返礼品というか、連携した返礼品ということではありますが、総務省のほうで、返礼品の地場産品というものの定義づけというのを、現在、基準を示すということでもありますので、そういったもので可能であればですね、そういった返礼品というものも開拓していくことは可能かとは思いますが。

○13番立石幸徳議員 私は、このふるさと納税にかかわる現在の国の動きですね、これを担当のほうでどの程度確認、把握しているのかをお尋ねしますが、最近、この全国的にふるさと納税を異常にといいたいでしょうか、例えば、泉佐野市など莫大なふるさと納税額を集めているところに、国のほうが特別交付税を交付しないというような動きが出てますね。

それで、まずこの現在の国会で審議されている地方税法の改正、これが現時点でどういうところまで進捗しているのかですね、この点が1点。それから昨年末、本市もちょっと報道で出された、ふるさと納税にかかわる返礼の上限額あるいは商品券等の総務省が禁じ手と言われているようなところを、総務省でヒアリングをするということになっていたんですが、本市はその総務省のヒアリングの対象になっているのかどうかですね、その点を確認いたします。

○東中川徹企画調整課長 ただいまの国会の進捗ぐあいということのお尋ねであります。国会の進捗ぐらいといいますよりも、今国会に提案しております地方税法等の一部を改正する法案におけるふるさと納税の見直しについて、若干説明を申し上げますが、平成31年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等というものに掲げられている内容を見てみますと、ふるさと納税の対象となる寄附金、これは寄附金の募集を適正に実施すること。それから、返礼品の返礼割合を3割以下とすること。それと、返礼品を地場産品とすること。

これらの基準に適合する自治体として、自治体からの申し出により総務大臣が指定をします。そして、告示をするという内容になっております。法案が成立いたしましたら、その後、その手続を踏んでいくことになろうかと思えます。

それと、総務省のヒアリングの対象となるのかということではありますが、昨年末に総務省のほうから県を通じまして、11月1日から1月1日までの間、全ての返礼品が返礼割合、実質3割以下の返礼品、かつ地場産品の返礼品になっていたかどうかについて、全自治体を対象に調査がありまして、本市においては、先ほどありましたように、ポイント付与分があったことによりまして、なっていなかったというふうに回答を行っております。

その調査で、なっていなかったとした団体については1月1日時点で、今度は3割以下、地場産品となっているかの状況、それから11月、12月の返礼品に要した経費、11月、12月で寄附が多かった返礼品などの調査もあわせて行われておりまして、これらの団体を中心に今後ヒアリングを実施する予定であると記載があったところであります。

ただ、その後、総務省、県からもヒアリングを行う旨の連絡はないところであります。調査にありました1月1日時点の状況で、本市の場合、全て3割以下で地場産品となっていること、それと指摘を受けた部分以外には、特に問題はないということをお知らせしておりますので、総務省としても、本市の実態というものが把握できたのではないかと推測をしているところであります。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私は、返礼品というか、返礼品になると思うんですけど、今、品物ちゅうか品種によっていろいろ返礼をしてるんですけど、この枕崎のよさをわかってもらうために、ほかの自治体も取り組んでるところがあるんですけど、そういった枕崎に来て、枕崎を知ってもら

って、枕崎でいろいろ消費してもらおうと、そういう取り組みも本市も必要だと思うんですけど、今後、新しい年度ちゅうことで、そういった取り組みについての構想というものはないんですか。

○東中川徹企画調整課長 今現在、ふるさと納税の返礼品については、議員からありました品物だけではなくてですね、例えば瀬渡し船の利用であるとか、そういったものも若干入れてあります。

それで、今、委託事業者のほうでもいろんな返礼品の充実というのを考えておりますので、今後検討して返礼品として出せるものがあればですね、また追加していきたいというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

午前9時57分 閉会

一般質問の要旨

平成31年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①豊留 榮子	児童虐待について	<p>1 児童虐待防止法が制定され20年近く経過する中で、多くの子供が被害に遭い、小さな命が奪われている。このような深刻な現実をどのように受けとめているのか、市長の見解を</p> <p>2 児童虐待に対する相談窓口はどこになるのか</p> <p>3 平成29年度における児童虐待に関する相談件数は何件か。それに対してどのような対応をしたのか</p> <p>4 児童虐待防止法が制定された当初と比較して件数はどうなっているのか</p> <p>5 児童虐待に関して、関係機関との連携はどのようになっているのか</p> <p>6 児童虐待をなくすことは早期発見・早期対応が重要になる。小さな命を守るために今後、本市はどのように取り組んでいくのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	国民健康保険について	<p>1 高過ぎる国保税に住民は苦しんでいる。国保税の引き下げはできないのか</p> <p>2 短期保険証の交付状況はどうなっているのか</p> <p>3 家族数の多い世帯や、子育て世帯の「均等割」を廃止すべきではないか</p> <p>4 住民の健康と暮らしを守る上でも、市独自の負担軽減の取り組みが必要ではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	通学路の安全確保について	<p>1 子供を危険から守り安全を確保するために、通学路全ての側溝にふたの取り付けを行い、通学路の点</p>	市 長 副市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市営墓地について	<p>検、安全確認が必要ではないか</p> <p>1 市営墓地にあいている区画が目立つが、どのような理由か。また、今後はどのような状況になると思うか</p> <p>2 市外から移住してくる人たちにとって安住の地となるよう納骨堂をつくってほしいという声があるが、建設する考えはないか</p>	<p>教育長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
②立石 幸徳	財政運営について	<p>1 平成31年度地方財政対策（歳入関係）について</p> <p>2 10月からの消費税率引き上げによる本市財政への影響について</p> <p>3 幼児教育の無償化に係る地方財政負担は、将来的にどのようなようになっていくのか</p> <p>4 平成31年度の国保財政は、新制度へ移行したことで好転していく見通しになっているのか（納付金や医療費指数の動向について）</p> <p>5 下水道事業は、事実上破綻しているのではないかと。どのようにして立て直していくのか</p>	市 長 課 長
	外国人との共生について	<p>1 本市在住外国人のための行政相談窓口はどのようなになっているのか</p> <p>2 外国人との共生実現に向けた本市の取り組み状況について（ごみ出し、医療など）</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③禰占 通男	コミュニティFMについて	1 防災行政無線同報系デジタル化施設整備事業とのすみ分けについて 2 広域での対応について	市 長 課 長
	災害後の支援等について	1 避難所管理運営マニュアルの活用はどのようになされるのか 2 一時自主避難場所としての公民館利用についての考え方はどのようになっているのか 3 避難所の環境についてはどのような考えなのか 4 避難所運営で留意しなければならない点、参考になるものは何か	市 長 課 長
	仮設住宅について	1 予定地のインフラ整備についてはどのようになっているのか 2 構造などの仕様についてはどのようになっているのか 3 借上型応急仮設住宅を活用する考えはないのか 4 避難所から仮設住宅やみなし仮設住宅への入居には、何日ぐらい必要なのか 5 資力調査の方法はどうなるのか	市 長 課 長
	災害ごみ処理対策について	1 ごみ収集、運搬及び処分方法はどのように計画しているのか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④城森 史明	移住定住支援政策について	<p>2 障害物の除去対策はどのようになっているのか</p> <p>1 移住定住支援策における住宅支援策において、県下19市の中で、本市のみ支援策がない。18市が実施しており、現代における非常に重要な課題と考えるが、本市が実施しない理由は何か</p> <p>2 本市は、過去に住宅支援策を実施していたが、財政的な事情により廃止したと聞いている。そのときの政策目的は何か。制度的に未熟であり、問題があったのではないのか。その点をどのように考察したのか</p> <p>3 近隣の南さつま市や南九州市では、手厚い住宅支援策を実施している。住宅支援策のない本市より手厚い住宅支援策のある自治体に新築するのは当然ではないだろうか。本市に新築することにより、住民税や固定資産税の歳入増加や経済活性化にもつながるので、住宅支援策を実施すべきだと思うが、どのように考えているのか</p> <p>4 枕崎市地方創生総合戦略の枕崎への新しい人の流れをつくるの中に、都市部からの転入者数を平成31年までに30人ふやすとあるが、住宅支援なしで達成は可能なのか</p> <p>5 具体的な取り組みとして、移住者向け住宅リフォームの助成や三世代同居・近居の住宅購入資金の補助制度の導入等を掲げているが、検討状況はどうか</p> <p>6 大分県の移住定住の取り組みは、全国においても先進的であり、大都市における移住相談会での相談件数は、平成27年より急激に増加し、それに伴い移住者も急激にふえている。鹿児島県も大都市で移住相談会を開催しているとのことだが、本市は参加しているのか。また、どのように取り組んでいるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	福祉給食について	<p>7 大分県豊後高田市は、移住者数が常に県内上位3位内に入り、平成23年度から転入者数が転出者数を連続して上回っている。移住定住に対し、全力で取り組む豊後高田市の姿勢が成果を生み出しており、住宅・婚活・結婚・子育て・仕事・まちづくり等、トータル的な支援策を実施している。</p> <p>移住定住者をふやし本市を活性化するために、今後どのような政策を実施するのか</p> <p>1 過去5年間の配食数はどのようになっているのか</p> <p>2 対象者には高齢者が多いと思うが、給食の実施目的は</p> <p>3 価格と品質についてはどのように検討されているのか</p> <p>4 福祉給食が余りおいしくないとの声を聞くが、利用者の声はどのようなものがあるのか</p> <p>5 福祉給食事業における会計収支はどうか</p> <p>6 民間の給食業者との競合や高齢者の増加等、今後の福祉給食の方向性について、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑤俵積田義信	市長の公約について	1 市長就任後1年2カ月がたち、行財政改革、子育て支援、産業競争力の向上等を公約に、市政運営に奔走しているが、公約実現の手応えを感じているのか	市 長 副市長 課 長
	行財政について	1 人口減少が続く中で、地方交付税は10年後どうなると予測しているのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	人口減対策について	<p>2 ふるさと納税は、平成30年度の寄附金が5億を超え、本市にとって貴重な財源である。今後の見通しについてどう予測しているのか</p> <p>1 本市の人口は現在2万1,000人を切ろうとしている。2025年の目標人口の2万人を維持していく努力をすることだが、実際問題として2万人を維持していけるのか</p> <p>2 国立社会保障・人口問題研究所が発表した2045年の市町村別将来推計人口によると、本市も人口が半減し、1万1,612人となり、高齢化率も50%を超えているが、現実に即した地道な対策と施策が必要であると思う。当局の考えはどうか</p>	市 長 副市長 課 長
	産業振興について	<p>1 カツオ漁業は、本市の基幹産業の一つである。現在、イワシやサバ、ニシン等が世界的な魚食の高まりによる乱獲で水揚げが激減しているが、カツオ資源の状況はどうなっているのか</p> <p>2 昨年、焼酎やでんぷんの原料用サツマイモに原因不明の病害が発生し、農家に不安が広がっている。本市の被害状況と対策は</p> <p>3 お茶の今後の生産計画は</p> <p>4 木質バイオマス発電施設が仁田浦に建設中であるが、本市の企業誘致との関係は</p>	市 長 副市長 課 長
	食品ロスについて	<p>1 施政方針にある食品ロスを減らすための3010運動とは</p> <p>2 学校給食の食べ残しの状況等は</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥清水 和弘	枕崎市行政改革大綱の進捗状況について	<p>1 財政健全化の推進について、市長以下全職員はもとより、市議会も含めた行政関係者全員が一体となって、現在本市が置かれている危機的な状況を踏まえ、意識改革を前提として一丸となって改革に取り組まれないとある。これまでの対応と結果について</p> <p>2 県からの行政事務権限の委譲が193事業あったと聞いているが、住民に対しどのように周知しているのか</p> <p>3 市民協働の推進について、提言書に書かれていることへの対応について</p> <p>4 第3次枕崎市行財政集中改革プランの事務事業等の見直しの中に、PDCAサイクルを定着させて、事務事業等の見直しに取り組みとあるが、基本的な考え方③事務事業等の再編・整理等について、これまでの対応と評価は</p> <p>5 提言策定に当たっての意見・要望等の中にマイカー通勤の職員から駐車料金の徴収を検討するなど、とあるが検討したことはあるのか</p> <p>6 市立図書館の指定管理制度導入による財政的効果及び利用者の状況は</p> <p>7 定員管理の適正化について、定員適正化計画を策定し、数値目標を定めながら職員数の削減に努め、総人件費の削減とある。これまでの対応と数値目標は</p> <p>8 職員給与の適正化について、市職員と民間企業の給与水準には大きな格差があり、市民の理解が得られる見直しが必要と考える。今後の考えは</p> <p>9 人材育成について、再任用者が多くなることにより職員の採用者数に影響はないのか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦永野慶一郎	<p>ふるさと納税返礼について</p> <p>部活動のあり方について</p>	<p>1 ふるさと納税返礼品に取り組みについて</p> <p>1 教職員の長時間労働が問題視されているが、部活動へのかかわりは現在どのようになっているのか</p> <p>2 部活動において、顧問がいないと試合や練習もできないと聞くが、そのような場合に外部指導者が対応することはできないのか</p> <p>3 昨年9月定例会の一般質問において、学校単独で大会等に出場できない場合は、複数校合同チーム編成規定にのっとり合同チームを編成しているとの答弁であったが、この合同チームの編成はどのように決定されているのか</p> <p>4 市外の学校との合同チームとなると、合同練習などもままならないのではないかと思うが、保護者からの意見・要望等は聞いているのか</p> <p>5 市内4校で合同チームを編成するのが望ましいのではないか</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	観光客集客に向けた取り組みについて	<p>1 火之神公園の整備事業は一段落しているようだが、今後、火之神公園及び周辺の新たな整備事業は計画されているのか</p> <p>2 5年、10年先を見据えた観光客集客に向けた具体的な計画はどうなっているのか</p> <p>3 広域での観光ルートづくりは考えているのか</p> <p>4 南薩地区ではさまざまなウォーキング大会が行われているが、本市でも市外にも広く呼びかけて、観光名所をめぐるウォーキング大会を開催できないのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子